

平成26年度 相模原市

一般会計歳入歳出決算書



## 一般会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 270,338,953,068 円

決 算 額 259,292,922,217 円

### 歳 出

予 算 現 額 270,338,953,068 円

決 算 額 251,350,384,315 円

歳入歳出差引残額 7,942,537,902 円

平成26年度 一般会計歳入歳出決算書  
歳 入

款	項	予 算 現 額
5 市税		112,500,000,000
	5 市民税	52,193,284,000
	10 固定資産税	43,160,881,000
	15 軽自動車税	686,343,000
	20 市たばこ税	4,878,328,000
	30 事業所税	2,802,438,000
	35 都市計画税	8,778,726,000
10 地方譲与税		1,724,000,000
	7 地方揮発油譲与税	810,000,000
	10 自動車重量譲与税	880,000,000
	15 地方道路譲与税	0
	20 石油ガス譲与税	34,000,000
13 利子割交付金		220,000,000
	5 利子割交付金	220,000,000
16 配当割交付金		390,000,000
	5 配当割交付金	390,000,000
19 株式等譲渡所得割交付金		280,000,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	280,000,000
22 地方消費税交付金		7,400,000,000
	5 地方消費税交付金	7,400,000,000
25 ゴルフ場利用税交付金		200,000,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	200,000,000
31 自動車取得税交付金		560,000,000
	5 自動車取得税交付金	560,000,000
32 軽油引取税交付金		2,930,000,000
	5 軽油引取税交付金	2,930,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,198,357,000
	5 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	1,198,357,000
37 地方特例交付金		630,000,000
	5 地方特例交付金	630,000,000
40 地方交付税		8,583,544,000
	5 地方交付税	8,583,544,000
43 交通安全対策特別交付金		270,000,000
	5 交通安全対策特別交付金	270,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
117,262,324,058	111,841,411,275	515,782,501	4,905,130,282	△658,588,725
55,016,026,253	51,244,827,915	404,082,670	3,367,115,668	△948,456,085
44,625,678,806	43,342,629,465	85,823,193	1,197,226,148	181,748,465
754,294,521	700,950,123	5,543,289	47,801,109	14,607,123
4,752,916,943	4,752,916,943	0	0	△125,411,057
2,999,697,035	2,987,673,500	223,335	11,800,200	185,235,500
9,113,710,500	8,812,413,329	20,110,014	281,187,157	33,687,329
1,656,337,038	1,656,337,038	0	0	△67,662,962
767,131,000	767,131,000	0	0	△42,869,000
859,755,000	859,755,000	0	0	△20,245,000
38	38	0	0	38
29,451,000	29,451,000	0	0	△4,549,000
195,387,000	195,387,000	0	0	△24,613,000
195,387,000	195,387,000	0	0	△24,613,000
850,866,000	850,866,000	0	0	460,866,000
850,866,000	850,866,000	0	0	460,866,000
533,087,000	533,087,000	0	0	253,087,000
533,087,000	533,087,000	0	0	253,087,000
7,513,543,000	7,513,543,000	0	0	113,543,000
7,513,543,000	7,513,543,000	0	0	113,543,000
176,220,230	176,220,230	0	0	△23,779,770
176,220,230	176,220,230	0	0	△23,779,770
512,717,684	512,717,684	0	0	△47,282,316
512,717,684	512,717,684	0	0	△47,282,316
3,049,380,118	3,049,380,118	0	0	119,380,118
3,049,380,118	3,049,380,118	0	0	119,380,118
1,198,357,000	1,198,357,000	0	0	0
1,198,357,000	1,198,357,000	0	0	0
571,078,000	571,078,000	0	0	△58,922,000
571,078,000	571,078,000	0	0	△58,922,000
9,128,527,000	9,128,527,000	0	0	544,983,000
9,128,527,000	9,128,527,000	0	0	544,983,000
221,528,000	221,528,000	0	0	△48,472,000
221,528,000	221,528,000	0	0	△48,472,000

款	項	予 算 現 額
46 分担金及び負担金		2,688,152,000
	5 負担金	2,688,152,000
50 使用料及び手数料		4,550,622,000
	5 使用料	3,026,773,000
	10 手数料	1,523,849,000
55 国庫支出金		49,033,637,000
	5 国庫負担金	35,473,526,000
	10 国庫補助金	13,357,754,000
	15 国庫委託金	202,357,000
60 県支出金		12,178,815,000
	5 県負担金	6,666,687,000
	10 県補助金	4,068,329,000
	15 県委託金	1,443,799,000
65 財産収入		249,663,000
	5 財産運用収入	105,164,000
	10 財産売払収入	144,499,000
70 寄附金		42,890,000
	5 寄附金	42,890,000
75 繰入金		7,943,392,000
	10 基金繰入金	7,899,678,000
	15 財産区繰入金	43,714,000
80 繰越金		4,337,795,068
	5 繰越金	4,337,795,068
85 諸収入		17,486,586,000
	5 延滞金加算金及び過料	174,001,000
	10 市預金利子	1,000,000
	15 貸付金元利収入	13,217,954,000
	22 収益事業収入	1,480,000,000
	25 雑入	2,613,631,000
90 市債		34,941,500,000
	5 市債	34,941,500,000
歳 入 合 計		270,338,953,068

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,923,402,187	2,709,360,931	21,406,630	192,634,626	21,208,931
2,923,402,187	2,709,360,931	21,406,630	192,634,626	21,208,931
4,594,394,341	4,512,345,605	3,928,516	78,120,220	△38,276,395
3,038,778,426	2,957,083,410	3,829,896	77,865,120	△69,689,590
1,555,615,915	1,555,262,195	98,620	255,100	31,413,195
46,807,166,624	44,697,876,624	0	2,109,290,000	△4,335,760,376
34,442,023,843	34,442,023,843	0	0	△1,031,502,157
12,116,768,869	10,007,478,869	0	2,109,290,000	△3,350,275,131
248,373,912	248,373,912	0	0	46,016,912
11,797,805,325	11,505,768,968	0	292,036,357	△673,046,032
6,613,872,080	6,613,872,080	0	0	△52,814,920
3,791,184,597	3,499,148,240	0	292,036,357	△569,180,760
1,392,748,648	1,392,748,648	0	0	△51,050,352
434,966,656	434,966,656	0	0	185,303,656
99,150,484	99,150,484	0	0	△6,013,516
335,816,172	335,816,172	0	0	191,317,172
13,819,530	13,819,530	0	0	△29,070,470
13,819,530	13,819,530	0	0	△29,070,470
5,768,455,576	5,768,455,576	0	0	△2,174,936,424
5,727,317,576	5,727,317,576	0	0	△2,172,360,424
41,138,000	41,138,000	0	0	△2,576,000
4,338,439,010	4,338,439,010	0	0	643,942
4,338,439,010	4,338,439,010	0	0	643,942
18,016,940,951	17,410,749,972	28,012,079	578,178,900	△75,836,028
268,508,703	267,468,903	0	1,039,800	93,467,903
982,191	982,191	0	0	△17,809
12,752,726,240	12,750,279,060	0	2,447,180	△467,674,940
1,316,258,372	1,316,258,372	0	0	△163,741,628
3,678,465,445	3,075,761,446	28,012,079	574,691,920	462,130,446
30,452,700,000	30,452,700,000	0	0	△4,488,800,000
30,452,700,000	30,452,700,000	0	0	△4,488,800,000
268,017,442,328	259,292,922,217	569,129,726	8,155,390,385	△11,046,030,851

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 議会費		1,060,411,000
	5 議会費	1,060,411,000
10 総務費		24,482,362,000
	5 総務管理費	14,933,983,000
	10 徴税費	2,027,229,000
	13 市民生活費	6,574,071,000
	15 選挙費	516,260,000
	20 統計調査費	117,658,000
	25 人事委員会費	124,681,000
	30 監査費	188,480,000
15 民生費		111,543,770,200
	5 社会福祉費	46,842,246,000
	10 児童福祉費	40,447,988,200
	15 生活保護費	24,253,536,000
20 衛生費		23,647,256,030
	5 保健衛生費	10,993,836,000
	10 清掃費	11,980,876,030
	15 環境保全費	672,544,000
25 労働費		1,122,447,000
	5 労働諸費	1,122,447,000
30 農林水産業費		1,140,326,000
	5 農業費	1,021,044,000
	10 林業費	119,282,000
35 商工費		15,164,473,000
	5 商工費	15,164,473,000
40 土木費		37,004,112,576
	5 道路橋りょう費	13,139,082,115
	10 河川費	344,109,480
	15 都市計画費	19,982,280,981
	20 公園費	2,419,183,000
	25 住宅費	1,119,457,000
45 消防費		8,661,205,262
	5 消防費	8,661,205,262
50 教育費		22,079,226,000
	5 教育総務費	4,570,895,000
	10 小学校費	7,902,223,000
	15 中学校費	2,741,503,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,023,573,297	0	36,837,703	36,837,703
1,023,573,297	0	36,837,703	36,837,703
23,410,136,848	131,191,000	941,034,152	1,072,225,152
14,337,504,177	23,791,000	572,687,823	596,478,823
1,960,314,995	0	66,914,005	66,914,005
6,286,453,283	107,400,000	180,217,717	287,617,717
434,849,405	0	81,410,595	81,410,595
96,977,511	0	20,680,489	20,680,489
113,399,643	0	11,281,357	11,281,357
180,637,834	0	7,842,166	7,842,166
105,661,612,793	421,333,000	5,460,824,407	5,882,157,407
43,397,584,260	0	3,444,661,740	3,444,661,740
38,959,217,935	421,333,000	1,067,437,265	1,488,770,265
23,304,810,598	0	948,725,402	948,725,402
21,570,035,247	777,415,405	1,299,805,378	2,077,220,783
10,581,037,251	0	412,798,749	412,798,749
10,357,898,000	777,415,405	845,562,625	1,622,978,030
631,099,996	0	41,444,004	41,444,004
1,075,882,668	0	46,564,332	46,564,332
1,075,882,668	0	46,564,332	46,564,332
994,813,339	51,059,893	94,452,768	145,512,661
885,286,217	51,059,893	84,697,890	135,757,783
109,527,122	0	9,754,878	9,754,878
13,985,434,503	571,785,000	607,253,497	1,179,038,497
13,985,434,503	571,785,000	607,253,497	1,179,038,497
30,548,080,959	4,242,579,283	2,213,452,334	6,456,031,617
10,679,744,788	1,386,968,180	1,072,369,147	2,459,337,327
316,673,297	0	27,436,183	27,436,183
16,307,565,162	2,718,956,503	955,759,316	3,674,715,819
2,330,963,797	26,740,600	61,478,603	88,219,203
913,133,915	109,914,000	96,409,085	206,323,085
8,511,930,142	24,494,089	124,781,031	149,275,120
8,511,930,142	24,494,089	124,781,031	149,275,120
20,948,141,159	11,000,000	1,120,084,841	1,131,084,841
4,471,091,618	0	99,803,382	99,803,382
7,300,393,051	0	601,829,949	601,829,949
2,547,045,767	0	194,457,233	194,457,233

一般会計

款	項	予 算 現 額
	18 幼稚園費	1,868,190,000
	20 社会教育費	3,203,092,000
	25 市民体育費	1,793,323,000
55 災害復旧費		164,337,000
	2 災害復旧費	164,337,000
60 公債費		23,759,033,000
	5 公債費	23,759,033,000
65 諸支出金		410,594,000
	5 諸費	410,594,000
70 予備費		99,400,000
	5 予備費	99,400,000
	歳 出 合 計	270,338,953,068

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,776,317,798	0	91,872,202	91,872,202
3,118,382,336	11,000,000	73,709,664	84,709,664
1,734,910,589	0	58,412,411	58,412,411
36,918,240	0	127,418,760	127,418,760
36,918,240	0	127,418,760	127,418,760
23,233,231,720	0	525,801,280	525,801,280
23,233,231,720	0	525,801,280	525,801,280
350,593,400	0	60,000,600	60,000,600
350,593,400	0	60,000,600	60,000,600
0	0	99,400,000	99,400,000
0	0	99,400,000	99,400,000
251,350,384,315	6,230,857,670	12,757,711,083	18,988,568,753

歳入歳出差引残額 7, 942, 537, 902 円

うち基金繰入額 4, 000, 000, 000 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算書



## 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 81,912,000,000 円

事 業 勘 定 81,649,000,000 円

直 営 診 療 勘 定 263,000,000 円

決 算 額 79,201,218,242 円

事 業 勘 定 78,965,129,745 円

直 営 診 療 勘 定 236,088,497 円

### 歳 出

予 算 現 額 81,912,000,000 円

事 業 勘 定 81,649,000,000 円

直 営 診 療 勘 定 263,000,000 円

決 算 額 77,662,357,694 円

事 業 勘 定 77,428,797,394 円

直 営 診 療 勘 定 233,560,300 円

歳入歳出差引残額 1,538,860,548 円

事 業 勘 定 1,536,332,351 円

直 営 診 療 勘 定 2,528,197 円



国民健康保険事業特別会計  
( 事業勘定 )

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国民健康保険税		18,910,000,000
	5 国民健康保険税	18,910,000,000
10 使用料及び手数料		100,000
	5 手数料	100,000
15 国庫支出金		15,713,000,000
	5 国庫負担金	14,943,000,000
	10 国庫補助金	770,000,000
20 療養給付費交付金		2,358,000,000
	5 療養給付費交付金	2,358,000,000
22 前期高齢者交付金		20,289,000,000
	5 前期高齢者交付金	20,289,000,000
25 県支出金		4,645,000,000
	5 県負担金	557,000,000
	10 県補助金	4,088,000,000
30 共同事業交付金		8,975,000,000
	5 共同事業交付金	8,975,000,000
35 繰入金		9,999,000,000
	5 一般会計繰入金	9,999,000,000
40 繰越金		555,000,000
	5 繰越金	555,000,000
45 諸収入		204,900,000
	5 延滞金及び過料	75,210,000
	15 雑入	129,690,000
歳 入 合 計		81,649,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
29,523,276,365	18,329,466,311	1,284,924,108	9,908,885,946	△580,533,689
29,523,276,365	18,329,466,311	1,284,924,108	9,908,885,946	△580,533,689
91,800	91,800	0	0	△8,200
91,800	91,800	0	0	△8,200
15,798,253,994	15,798,253,994	0	0	85,253,994
14,185,656,994	14,185,656,994	0	0	△757,343,006
1,612,597,000	1,612,597,000	0	0	842,597,000
2,215,145,000	2,215,145,000	0	0	△142,855,000
2,215,145,000	2,215,145,000	0	0	△142,855,000
20,280,138,460	20,280,138,460	0	0	△8,861,540
20,280,138,460	20,280,138,460	0	0	△8,861,540
4,210,774,936	4,210,774,936	0	0	△434,225,064
467,393,936	467,393,936	0	0	△89,606,064
3,743,381,000	3,743,381,000	0	0	△344,619,000
7,662,819,237	7,662,819,237	0	0	△1,312,180,763
7,662,819,237	7,662,819,237	0	0	△1,312,180,763
8,360,000,000	8,360,000,000	0	0	△1,639,000,000
8,360,000,000	8,360,000,000	0	0	△1,639,000,000
1,820,959,217	1,820,959,217	0	0	1,265,959,217
1,820,959,217	1,820,959,217	0	0	1,265,959,217
384,285,879	287,480,790	19,386,506	77,418,583	82,580,790
171,433,255	171,433,255	0	0	96,223,255
212,852,624	116,047,535	19,386,506	77,418,583	△13,642,465
90,255,744,888	78,965,129,745	1,304,310,614	9,986,304,529	△2,683,870,255

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		923,000,000
	5 総務管理費	397,952,000
	10 徴税費	524,462,000
	15 運営協議会費	586,000
10 保険給付費		54,211,000,000
	5 療養諸費	47,461,000,000
	10 高額療養費	6,175,000,000
	15 移送費	1,500,000
	20 出産育児諸費	504,300,000
	25 葬祭諸費	69,200,000
12 後期高齢者支援金等		11,138,000,000
	5 後期高齢者支援金等	11,138,000,000
13 前期高齢者納付金等		9,000,000
	5 前期高齢者納付金等	9,000,000
15 老人保健拠出金		1,000,000
	5 老人保健拠出金	1,000,000
20 介護納付金		4,650,000,000
	5 介護納付金	4,650,000,000
25 共同事業拠出金		8,616,100,000
	5 共同事業拠出金	8,616,100,000
30 保健事業費		978,000,000
	2 特定健康診査等事業費	963,899,000
	5 保健事業費	14,101,000
35 公債費		900,000
	5 公債費	900,000
40 諸支出金		1,022,000,000
	5 償還金及び還付加算金	1,022,000,000
45 予備費		100,000,000
	5 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		81,649,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
814,942,719	0	108,057,281	108,057,281
352,211,124	0	45,740,876	45,740,876
462,578,955	0	61,883,045	61,883,045
152,640	0	433,360	433,360
51,730,986,190	0	2,480,013,810	2,480,013,810
45,773,016,016	0	1,687,983,984	1,687,983,984
5,541,453,418	0	633,546,582	633,546,582
44,797	0	1,455,203	1,455,203
362,771,959	0	141,528,041	141,528,041
53,700,000	0	15,500,000	15,500,000
11,137,149,379	0	850,621	850,621
11,137,149,379	0	850,621	850,621
8,800,187	0	199,813	199,813
8,800,187	0	199,813	199,813
348,308	0	651,692	651,692
348,308	0	651,692	651,692
4,635,616,376	0	14,383,624	14,383,624
4,635,616,376	0	14,383,624	14,383,624
7,621,174,330	0	994,925,670	994,925,670
7,621,174,330	0	994,925,670	994,925,670
656,250,095	0	321,749,905	321,749,905
649,182,145	0	314,716,855	314,716,855
7,067,950	0	7,033,050	7,033,050
0	0	900,000	900,000
0	0	900,000	900,000
823,529,810	0	198,470,190	198,470,190
823,529,810	0	198,470,190	198,470,190
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
77,428,797,394	0	4,220,202,606	4,220,202,606



国民健康保険事業特別会計  
( 直 営 診 療 勘 定 )

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 診療収入		209,400,000
	5 外来収入	192,200,000
	10 その他の診療収入	17,200,000
10 使用料及び手数料		700,000
	3 使用料	160,000
	5 手数料	540,000
15 国庫支出金		4,400,000
	10 国庫補助金	4,400,000
20 繰入金		31,000,000
	5 他会計繰入金	31,000,000
25 繰越金		10,000,000
	5 繰越金	10,000,000
30 諸収入		7,500,000
	7 受託事業収入	7,008,000
	10 雑入	492,000
歳 入 合 計		263,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
181,386,457	181,386,457	0	0	△28,013,543
166,433,287	166,433,287	0	0	△25,766,713
14,953,170	14,953,170	0	0	△2,246,830
515,245	515,245	0	0	△184,755
54,110	54,110	0	0	△105,890
461,135	461,135	0	0	△78,865
6,550,000	6,550,000	0	0	2,150,000
6,550,000	6,550,000	0	0	2,150,000
32,944,419	32,944,419	0	0	1,944,419
32,944,419	32,944,419	0	0	1,944,419
7,202,152	7,202,152	0	0	△2,797,848
7,202,152	7,202,152	0	0	△2,797,848
7,490,224	7,490,224	0	0	△9,776
6,966,146	6,966,146	0	0	△41,854
524,078	524,078	0	0	32,078
236,088,497	236,088,497	0	0	△26,911,503

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		123,073,000
	5 施設管理費	123,073,000
10 医業費		113,500,000
	5 医業費	113,500,000
20 公債費		24,827,000
	5 公債費	24,827,000
28 諸支出金		100,000
	5 償還金及び還付加算金	100,000
30 予備費		1,500,000
	5 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		263,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
112,358,414	0	10,714,586	10,714,586
112,358,414	0	10,714,586	10,714,586
96,478,227	0	17,021,773	17,021,773
96,478,227	0	17,021,773	17,021,773
24,723,659	0	103,341	103,341
24,723,659	0	103,341	103,341
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
233,560,300	0	29,439,700	29,439,700

歳入歳出差引残額	1, 538, 860, 548 円
事業勘定	1, 536, 332, 351 円
直営診療勘定	2, 528, 197 円

うち基金繰入額	0 円
事業勘定	0 円
直営診療勘定	0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

介護保険事業

特別会計歳入歳出決算書



## 介護保険事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 40,091,000,000 円

決 算 額 39,114,449,446 円

### 歳 出

予 算 現 額 40,091,000,000 円

決 算 額 38,796,767,695 円

歳入歳出差引残額 317,681,751 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 保険料		9,591,894,000
	5 介護保険料	9,591,894,000
10 使用料及び手数料		4,076,000
	10 手数料	4,076,000
15 国庫支出金		7,125,177,000
	5 国庫負担金	6,732,706,000
	10 国庫補助金	392,471,000
20 支払基金交付金		11,058,035,000
	5 支払基金交付金	11,058,035,000
25 県支出金		5,733,483,000
	5 県負担金	5,537,312,000
	7 県補助金	196,171,000
30 財産収入		18,041,000
	5 財産運用収入	18,041,000
40 繰入金		6,502,790,000
	5 一般会計繰入金	6,041,000,000
	10 基金繰入金	461,790,000
45 繰越金		42,000,000
	5 繰越金	42,000,000
50 諸収入		15,504,000
	5 延滞金及び過料	183,000
	15 雑入	15,321,000
歳 入 合 計		40,091,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
10,039,652,300	9,633,728,639	94,540,600	311,383,061	41,834,639
10,039,652,300	9,633,728,639	94,540,600	311,383,061	41,834,639
5,310,000	5,310,000	0	0	1,234,000
5,310,000	5,310,000	0	0	1,234,000
7,190,137,912	7,190,137,912	0	0	64,960,912
6,410,123,523	6,410,123,523	0	0	△322,582,477
780,014,389	780,014,389	0	0	387,543,389
10,722,769,947	10,722,769,947	0	0	△335,265,053
10,722,769,947	10,722,769,947	0	0	△335,265,053
5,564,917,939	5,564,917,939	0	0	△168,565,061
5,367,640,828	5,367,640,828	0	0	△169,671,172
197,277,111	197,277,111	0	0	1,106,111
2,060,320	2,060,320	0	0	△15,980,680
2,060,320	2,060,320	0	0	△15,980,680
5,721,417,000	5,721,417,000	0	0	△781,373,000
5,651,417,000	5,651,417,000	0	0	△389,583,000
70,000,000	70,000,000	0	0	△391,790,000
240,146,877	240,146,877	0	0	198,146,877
240,146,877	240,146,877	0	0	198,146,877
36,077,478	33,960,812	0	2,116,666	18,456,812
406,900	406,900	0	0	223,900
35,670,578	33,553,912	0	2,116,666	18,232,912
39,522,489,773	39,114,449,446	94,540,600	313,499,727	△976,550,554

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		944,751,000
	5 総務管理費	323,486,000
	10 徴収費	40,037,000
	15 介護認定審査会費	581,228,000
10 保険給付費		37,753,902,000
	5 介護サービス等諸費	36,971,902,000
	10 高額介護サービス等費	782,000,000
20 地域支援事業費		1,317,306,000
	5 地域支援事業費	1,317,306,000
25 基金積立金		18,041,000
	5 基金積立金	18,041,000
30 公債費		1,000,000
	5 公債費	1,000,000
35 諸支出金		55,000,000
	5 償還金及び還付加算金	55,000,000
45 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		40,091,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
855,380,045	0	89,370,955	89,370,955
285,537,232	0	37,948,768	37,948,768
37,344,083	0	2,692,917	2,692,917
532,498,730	0	48,729,270	48,729,270
36,644,079,281	0	1,109,822,719	1,109,822,719
35,888,770,703	0	1,083,131,297	1,083,131,297
755,308,578	0	26,691,422	26,691,422
1,243,014,458	0	74,291,542	74,291,542
1,243,014,458	0	74,291,542	74,291,542
2,060,320	0	15,980,680	15,980,680
2,060,320	0	15,980,680	15,980,680
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
52,233,591	0	2,766,409	2,766,409
52,233,591	0	2,766,409	2,766,409
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
38,796,767,695	0	1,294,232,305	1,294,232,305

歳入歳出差引残額 317,681,751 円

うち基金繰入額 179,735,608 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

特別会計歳入歳出決算書



母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 180,000,000 円

決 算 額 292,495,438 円

歳 出

予 算 現 額 180,000,000 円

決 算 額 143,272,500 円

歳入歳出差引残額 149,222,938 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 繰入金		4,000,000
	5 一般会計繰入金	4,000,000
10 繰越金		49,520,000
	5 繰越金	49,520,000
15 諸収入		126,480,000
	5 貸付金元利収入	125,790,000
	15 雑入	690,000
歳 入 合 計		180,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,300,000	1,300,000	0	0	△2,700,000
1,300,000	1,300,000	0	0	△2,700,000
105,209,920	105,209,920	0	0	55,689,920
105,209,920	105,209,920	0	0	55,689,920
586,053,224	185,985,518	6,336,603	393,731,103	59,505,518
581,269,786	183,403,680	6,336,603	391,529,503	57,613,680
4,783,438	2,581,838	0	2,201,600	1,891,838
692,563,144	292,495,438	6,336,603	393,731,103	112,495,438

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		179,850,000
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	179,850,000
10 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		50,000
	5 償還金及び還付加算金	50,000
歳 出 合 計		180,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
143,272,500	0	36,577,500	36,577,500
143,272,500	0	36,577,500	36,577,500
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	50,000	50,000
0	0	50,000	50,000
143,272,500	0	36,727,500	36,727,500

歳入歳出差引残額 149, 222, 938 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

後期高齢者医療事業

特別会計歳入歳出決算書



## 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 6, 587, 000, 000 円

決 算 額 6, 476, 778, 305 円

### 歳 出

予 算 現 額 6, 587, 000, 000 円

決 算 額 6, 350, 927, 706 円

歳入歳出差引残額 125, 850, 599 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 後期高齢者医療保険料		5,480,000,000
	5 後期高齢者医療保険料	5,480,000,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
25 繰入金		982,000,000
	5 一般会計繰入金	982,000,000
30 繰越金		60,000,000
	5 繰越金	60,000,000
35 諸収入		64,990,000
	5 延滞金及び過料	500,000
	10 償還金及び還付加算金	15,500,000
	20 雑入	48,990,000
歳 入 合 計		6,587,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
5,554,683,574	5,440,426,075	28,765,624	85,491,875	△39,573,925
5,554,683,574	5,440,426,075	28,765,624	85,491,875	△39,573,925
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
852,000,000	852,000,000	0	0	△130,000,000
852,000,000	852,000,000	0	0	△130,000,000
121,678,224	121,678,224	0	0	61,678,224
121,678,224	121,678,224	0	0	61,678,224
62,674,006	62,674,006	0	0	△2,315,994
1,236,600	1,236,600	0	0	736,600
7,746,020	7,746,020	0	0	△7,753,980
53,691,386	53,691,386	0	0	4,701,386
6,591,035,804	6,476,778,305	28,765,624	85,491,875	△110,221,695

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		131,615,000
	5 総務管理費	131,615,000
10 分担金及び負担金		6,429,785,000
	5 広域連合負担金	6,429,785,000
12 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		15,500,000
	5 償還金及び還付加算金	15,500,000
20 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		6,587,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
114,370,128	0	17,244,872	17,244,872
114,370,128	0	17,244,872	17,244,872
6,228,834,348	0	200,950,652	200,950,652
6,228,834,348	0	200,950,652	200,950,652
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
7,723,230	0	7,776,770	7,776,770
7,723,230	0	7,776,770	7,776,770
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
6,350,927,706	0	236,072,294	236,072,294

歳入歳出差引残額 125, 850, 599 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

自動車駐車場事業

特別会計歳入歳出決算書



## 自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 1, 809, 000, 000 円

決 算 額 2, 002, 848, 145 円

### 歳 出

予 算 現 額 1, 809, 000, 000 円

決 算 額 1, 775, 074, 506 円

歳入歳出差引残額 227, 773, 639 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業収入		866,219,000
	5 事業収入	866,219,000
15 財産収入		1,781,000
	5 財産運用収入	1,781,000
20 繰入金		641,000,000
	5 繰入金	641,000,000
25 繰越金		300,000,000
	5 繰越金	300,000,000
歳 入 合 計		1,809,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,105,540,338	1,105,540,338	0	0	239,321,338
1,105,540,338	1,105,540,338	0	0	239,321,338
1,781,114	1,781,114	0	0	114
1,781,114	1,781,114	0	0	114
541,000,000	541,000,000	0	0	△100,000,000
541,000,000	541,000,000	0	0	△100,000,000
354,526,693	354,526,693	0	0	54,526,693
354,526,693	354,526,693	0	0	54,526,693
2,002,848,145	2,002,848,145	0	0	193,848,145

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業費		730,311,000
	5 駐車場管理費	730,311,000
10 公債費		1,077,689,000
	5 公債費	1,077,689,000
15 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,809,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
699,390,360	0	30,920,640	30,920,640
699,390,360	0	30,920,640	30,920,640
1,075,684,146	0	2,004,854	2,004,854
1,075,684,146	0	2,004,854	2,004,854
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
1,775,074,506	0	33,925,494	33,925,494

歳入歳出差引残額 227, 773, 639 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市  
麻溝台・新磯野第一整備地区  
土地区画整理事業  
特別会計歳入歳出決算書



麻溝台・新磯野第一整備地区  
土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 69,000,000 円

決 算 額 64,973,000 円

歳 出

予 算 現 額 69,000,000 円

決 算 額 62,916,870 円

歳入歳出差引残額 2,056,130 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国庫支出金		10,725,000
	5 国庫補助金	10,725,000
10 繰入金		50,475,000
	5 繰入金	50,475,000
25 市債		7,800,000
	5 市債	7,800,000
歳 入 合 計		69,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
8,398,000	8,398,000	0	0	△2,327,000
8,398,000	8,398,000	0	0	△2,327,000
50,475,000	50,475,000	0	0	0
50,475,000	50,475,000	0	0	0
6,100,000	6,100,000	0	0	△1,700,000
6,100,000	6,100,000	0	0	△1,700,000
64,973,000	64,973,000	0	0	△4,027,000

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費		69,000,000
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費	69,000,000
歳 出 合 計		69,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
62,916,870	0	6,083,130	6,083,130
62,916,870	0	6,083,130	6,083,130
62,916,870	0	6,083,130	6,083,130

歳入歳出差引残額 2,056,130 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

簡 易 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書



## 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 466, 195, 840 円

決 算 額 420, 631, 731 円

### 歳 出

予 算 現 額 466, 195, 840 円

決 算 額 386, 978, 836 円

歳入歳出差引残額 33, 652, 895 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		416,000
	5 分担金	416,000
10 使用料及び手数料		18,950,000
	5 使用料	18,930,000
	10 手数料	20,000
15 国庫支出金		102,907,000
	10 国庫補助金	102,907,000
25 財産収入		1,500,000
	5 財産運用収入	1,500,000
30 繰入金		115,500,000
	5 繰入金	115,500,000
35 繰越金		13,488,840
	5 繰越金	13,488,840
40 諸収入		7,634,000
	10 雑入	7,634,000
45 市債		205,800,000
	5 市債	205,800,000
歳 入 合 計		466,195,840

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
678,858	678,858	0	0	262,858
678,858	678,858	0	0	262,858
19,699,182	18,223,001	0	1,476,181	△726,999
19,642,182	18,166,001	0	1,476,181	△763,999
57,000	57,000	0	0	37,000
96,970,000	96,970,000	0	0	△5,937,000
96,970,000	96,970,000	0	0	△5,937,000
474,020	474,020	0	0	△1,025,980
474,020	474,020	0	0	△1,025,980
84,000,000	84,000,000	0	0	△31,500,000
84,000,000	84,000,000	0	0	△31,500,000
33,696,965	33,696,965	0	0	20,208,125
33,696,965	33,696,965	0	0	20,208,125
15,288,887	15,288,887	0	0	7,654,887
15,288,887	15,288,887	0	0	7,654,887
171,300,000	171,300,000	0	0	△34,500,000
171,300,000	171,300,000	0	0	△34,500,000
422,107,912	420,631,731	0	1,476,181	△45,564,109

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		29,877,000
	5 総務管理費	29,877,000
10 簡易水道事業費		419,426,840
	5 簡易水道事業費	419,426,840
15 基金積立金		1,500,000
	5 基金積立金	1,500,000
20 公債費		14,492,000
	6 元金	5,830,000
	10 利子	8,662,000
25 予備費		900,000
	5 予備費	900,000
歳 出 合 計		466,195,840

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
27,721,038	0	2,155,962	2,155,962
27,721,038	0	2,155,962	2,155,962
345,998,722	0	73,428,118	73,428,118
345,998,722	0	73,428,118	73,428,118
474,020	0	1,025,980	1,025,980
474,020	0	1,025,980	1,025,980
12,785,056	0	1,706,944	1,706,944
5,826,493	0	3,507	3,507
6,958,563	0	1,703,437	1,703,437
0	0	900,000	900,000
0	0	900,000	900,000
386,978,836	0	79,217,004	79,217,004

歳入歳出差引残額 33,652,895 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

公共用地先行取得事業

特別会計歳入歳出決算書



## 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 2, 788, 072, 000 円

決 算 額 1, 383, 090, 792 円

### 歳 出

予 算 現 額 2, 788, 072, 000 円

決 算 額 1, 382, 756, 792 円

歳入歳出差引残額 334, 000 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		120,000,000
	5 財産売却収入	120,000,000
10 繰入金		7,000,000
	5 繰入金	7,000,000
20 市債		2,660,700,000
	5 市債	2,660,700,000
25 繰越金		372,000
	5 繰越金	372,000
歳 入 合 計		2,788,072,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
108,337,600	108,337,600	0	0	△11,662,400
108,337,600	108,337,600	0	0	△11,662,400
1,081,192	1,081,192	0	0	△5,918,808
1,081,192	1,081,192	0	0	△5,918,808
1,273,300,000	1,273,300,000	0	0	△1,387,400,000
1,273,300,000	1,273,300,000	0	0	△1,387,400,000
372,000	372,000	0	0	0
372,000	372,000	0	0	0
1,383,090,792	1,383,090,792	0	0	△1,404,981,208

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		2,662,072,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,662,072,000
15 公債費		126,000,000
	5 公債費	126,000,000
歲 出 合 計		2,788,072,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,273,578,495	221,834,000	1,166,659,505	1,388,493,505
1,273,578,495	221,834,000	1,166,659,505	1,388,493,505
109,178,297	0	16,821,703	16,821,703
109,178,297	0	16,821,703	16,821,703
1,382,756,792	221,834,000	1,183,481,208	1,405,315,208

歳入歳出差引残額 334,000 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

財 産 区

特別会計歳入歳出決算書



## 財産区特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 93,800,000 円

決 算 額 95,133,235 円

### 歳 出

予 算 現 額 93,800,000 円

決 算 額 87,368,149 円

歳入歳出差引残額 7,765,086 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 県支出金		828,000
	5 県補助金	828,000
15 財産収入		69,801,000
	5 財産運用収入	69,801,000
	10 財産売却収入	0
20 繰入金		13,498,000
	5 基金繰入金	13,498,000
25 繰越金		9,673,000
	5 繰越金	9,673,000
歳 入 合 計		93,800,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
828,000	828,000	0	0	0
828,000	828,000	0	0	0
68,831,144	68,831,144	0	0	△969,856
68,612,480	68,612,480	0	0	△1,188,520
218,664	218,664	0	0	218,664
12,076,000	12,076,000	0	0	△1,422,000
12,076,000	12,076,000	0	0	△1,422,000
13,398,091	13,398,091	0	0	3,725,091
13,398,091	13,398,091	0	0	3,725,091
95,133,235	95,133,235	0	0	1,333,235

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		48,868,000
	5 総務管理費	48,868,000
10 諸支出金		43,714,000
	5 繰出金	43,714,000
15 予備費		1,218,000
	5 予備費	1,218,000
歳 出 合 計		93,800,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
46,230,149	0	2,637,851	2,637,851
46,230,149	0	2,637,851	2,637,851
41,138,000	0	2,576,000	2,576,000
41,138,000	0	2,576,000	2,576,000
0	0	1,218,000	1,218,000
0	0	1,218,000	1,218,000
87,368,149	0	6,431,851	6,431,851

歳入歳出差引残額 7,765,086 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

公 債 管 理

特別会計歳入歳出決算書



## 公債管理特別会計歳入歳出決算

### 歳 入

予 算 現 額 36,819,000,000 円

決 算 額 35,505,055,392 円

### 歳 出

予 算 現 額 36,819,000,000 円

決 算 額 35,505,055,392 円

歳入歳出差引残額 0 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		21,417,000
	5 財産運用収入	21,417,000
10 繰入金		34,677,583,000
	5 他会計繰入金	34,277,583,000
	10 基金繰入金	400,000,000
15 市債		2,120,000,000
	5 市債	2,120,000,000
歳 入 合 計		36,819,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
18,329,089	18,329,089	0	0	△3,087,911
18,329,089	18,329,089	0	0	△3,087,911
34,149,626,303	34,149,626,303	0	0	△527,956,697
33,749,626,303	33,749,626,303	0	0	△527,956,697
400,000,000	400,000,000	0	0	0
1,337,100,000	1,337,100,000	0	0	△782,900,000
1,337,100,000	1,337,100,000	0	0	△782,900,000
35,505,055,392	35,505,055,392	0	0	△1,313,944,608

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 公債費		36,819,000,000
	5 公債費	36,819,000,000
歲 出	合 計	36,819,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
35,505,055,392	0	1,313,944,608	1,313,944,608
35,505,055,392	0	1,313,944,608	1,313,944,608
35,505,055,392	0	1,313,944,608	1,313,944,608

歳入歳出差引残額 0 円

うち基金繰入額 0 円

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度 相模原市

下水道事業会計決算書





## 1 収益的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	
第1款 公 共 下 水 道 事 業 収 益	15,819,642,000	△ 552,000	0	15,819,090,000
第1項 公 共 下 水 道 営 業 収 益	11,274,387,000	△ 552,000	0	11,273,835,000
第2項 公 共 下 水 道 営 業 外 収 益	4,359,407,000	0	0	4,359,407,000
第3項 公 共 下 水 道 特 別 利 益	185,848,000	0	0	185,848,000
第2款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	30,260,000	0	0	30,260,000
第1項 農 業 集 落 排 水 営 業 収 益	3,300,000	0	0	3,300,000
第2項 農 業 集 落 排 水 営 業 外 収 益	26,960,000	0	0	26,960,000
第3款 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 事 業 収 益	63,331,000	212,000	0	63,543,000
第1項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 営 業 収 益	18,000,000	0	0	18,000,000
第2項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 営 業 外 収 益	45,331,000	212,000	0	45,543,000
収 入 合 計	15,913,233,000	△ 340,000	0	15,912,893,000

# 下水道事業決算報告書

(単位：円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
15,507,556,403	△ 311,533,597	(うち消費税及び地方消費税相当額 638,924,324円)
10,783,911,187	△ 489,923,813	
4,513,323,950	153,916,950	
210,321,266	24,473,266	
30,352,730	92,730	(うち消費税及び地方消費税相当額 216,012円)
3,112,142	△ 187,858	
27,240,588	280,588	
56,253,742	△ 7,289,258	(うち消費税及び地方消費税相当額 1,247,623円)
17,829,206	△ 170,794	
38,424,536	△ 7,118,464	
15,594,162,875	△ 318,730,125	

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 公 事 共 業 下 水 道 用 費	15,551,269,000	△ 552,000	0	0	0	15,550,717,000
第1項 公 営 共 業 下 水 道 用 費	12,668,299,000	△ 552,000	0	0	0	12,667,747,000
第2項 公 営 共 業 下 外 水 道 用 費	2,872,970,000	0	0	0	0	2,872,970,000
第3項 公 予 共 下 備 水 道 用 費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
第2款 農 業 集 落 排 水 用 費	47,770,000	0	0	0	0	47,770,000
第1項 農 業 集 落 排 水 用 費	45,851,000	0	0	0	0	45,851,000
第2項 農 業 集 落 排 水 用 費	1,919,000	0	0	0	0	1,919,000
第3款 市設置高度処理型 浄化槽事業費用	175,570,000	212,000	0	0	0	175,782,000
第1項 市設置高度処理型 浄化槽営業費用	173,365,000	212,000	0	0	0	173,577,000
第2項 市設置高度処理型 浄化槽営業外費用	2,205,000	0	0	0	0	2,205,000
支 出 合 計	15,774,609,000	△ 340,000	0	0	0	15,774,269,000

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
0	15,550,717,000	15,145,000,019	5,184,000	400,532,981	(うち消費税及び地方消費税相当額 248,890,341円)
0	12,667,747,000	12,329,502,739	5,184,000	333,060,261	
0	2,872,970,000	2,815,497,280	0	57,472,720	
0	10,000,000	0	0	10,000,000	
0	47,770,000	39,778,896	0	7,991,104	(うち消費税及び地方消費税相当額 924,777円)
0	45,851,000	37,860,764	0	7,990,236	
0	1,919,000	1,918,132	0	868	
0	175,782,000	120,163,691	0	55,618,309	(うち消費税及び地方消費税相当額 3,685,559円)
0	173,577,000	119,111,236	0	54,465,764	
0	2,205,000	1,052,455	0	1,152,545	
0	15,774,269,000	15,304,942,606	5,184,000	464,142,394	

2 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に関わる財源充当額
第1款 公 共 下 水 道 入 資 本 的 収 入	7,581,261,000	323,944,000	7,905,205,000	1,710,097,000	0
第1項 公 共 下 水 道 債 企 業 下 業	3,573,000,000	190,400,000	3,763,400,000	1,020,900,000	0
第2項 公 共 下 水 道 金 他 会 計 負 担	2,556,255,000	7,128,000	2,563,383,000	0	0
第3項 公 共 下 水 道 金 分 担	23,909,000	0	23,909,000	0	0
第4項 公 共 下 水 道 金 負 担	22,297,000	0	22,297,000	0	0
第5項 公 共 下 水 道 金 国 庫 補 助	1,060,400,000	126,416,000	1,186,816,000	463,129,000	0
第6項 公 共 下 水 道 金 県 補 助	342,400,000	0	342,400,000	226,068,000	0
第7項 公 共 下 水 道 そ の 他 資 本 的 収 入	3,000,000	0	3,000,000	0	0
第8項 公 共 下 水 道 固 定 資 産 売 却 代	0	0	0	0	0
第2款 農 業 集 落 排 水 入 資 本 的 収 入	124,175,000	0	124,175,000	0	0
第1項 農 業 集 落 排 水 債 企 業	30,300,000	0	30,300,000	0	0
第2項 農 業 集 落 排 水 金 他 会 計 負 担	8,425,000	0	8,425,000	0	0
第3項 農 業 集 落 排 水 金 分 担	150,000	0	150,000	0	0
第4項 農 業 集 落 排 水 金 県 補 助	85,300,000	0	85,300,000	0	0
第3款 市設置高度処理型 浄化槽資本的収入	554,349,000	212,000	554,561,000	0	0
第1項 市設置高度処理型 浄化槽企業債	120,200,000	0	120,200,000	0	0
第2項 市設置高度処理型 浄化槽他会計負担金	1,755,000	212,000	1,967,000	0	0
第3項 市設置高度処理型 浄化槽分担金	11,776,000	0	11,776,000	0	0
第4項 市設置高度処理型 浄化槽国庫補助金	74,318,000	0	74,318,000	0	0
第5項 市設置高度処理型 浄化槽県補助金	346,300,000	0	346,300,000	0	0
収 入 合 計	8,259,785,000	324,156,000	8,583,941,000	1,710,097,000	0

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
9,615,302,000	7,509,055,778	△ 2,106,246,222	(うち消費税及び地方消費税相当額 47,044円)
4,784,300,000	3,091,900,000	△ 1,692,400,000	翌年度繰越額に係る財源 172,400,000円
2,563,383,000	2,717,072,000	153,689,000	
23,909,000	18,854,900	△ 5,054,100	
22,297,000	16,753,000	△ 5,544,000	
1,649,945,000	1,091,069,000	△ 558,876,000	翌年度繰越額に係る財源 63,060,000円
568,468,000	568,147,000	△ 321,000	
3,000,000	4,624,779	1,624,779	
0	635,099	635,099	
124,175,000	9,525,000	△ 114,650,000	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
30,300,000	1,100,000	△ 29,200,000	
8,425,000	8,425,000	0	
150,000	0	△ 150,000	
85,300,000	0	△ 85,300,000	
554,561,000	320,755,400	△ 233,805,600	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
120,200,000	21,500,000	△ 98,700,000	
1,967,000	1,755,000	△ 212,000	
11,776,000	10,266,400	△ 1,509,600	
74,318,000	42,223,000	△ 32,095,000	
346,300,000	245,011,000	△ 101,289,000	
10,294,038,000	7,839,336,178	△ 2,454,701,822	

支 出

区 分	予 算					小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用増減額			
第1款 公 共 下 水 道 資 本 的 支 出	11,435,150,000	324,028,000	0	0	11,759,178,000	2,147,443,530	
第1項 公 共 下 水 道 建 設 改 良 費	4,441,985,000	324,028,000	0	0	4,766,013,000	2,147,443,530	
第2項 公 共 下 水 道 固 定 資 産 購 入 費	296,203,000	0	0	0	296,203,000	0	
第3項 公 共 下 水 道 企 業 債 償 還 金	6,696,912,000	0	0	0	6,696,912,000	0	
第4項 公 共 下 水 道 返 還 金	50,000	0	0	0	50,000	0	
第2款 農 業 集 落 排 水 資 本 的 支 出	124,026,000	0	0	0	124,026,000	0	
第1項 農 業 集 落 排 水 建 設 改 良 費	115,600,000	0	0	0	115,600,000	0	
第2項 農 業 集 落 排 水 企 業 債 償 還 金	8,426,000	0	0	0	8,426,000	0	
第3款 市設置高度処理型 浄化槽資本的支出	543,628,000	212,000	0	0	543,840,000	0	
第1項 市設置高度処理型 浄化槽建設改良費	541,872,000	212,000	0	0	542,084,000	0	
第2項 市設置高度処理型 浄化槽企業債償還金	1,756,000	0	0	0	1,756,000	0	
支 出 合 計	12,102,804,000	324,240,000	0	0	12,427,044,000	2,147,443,530	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額235,460,000円を除く。)が資本的支出額に不足する過年度分損益勘定留保資金等579,203,256円、当年度分損益勘定留保資金3,129,323,409円で補てんした。

(単位：円)

額		決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
継続費 通次繰越額	合計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
313,118	13,906,934,648	11,505,583,436	1,141,242,360	0	1,141,242,360	1,260,108,852	(うち消費税及び 地方消費税相当額 303,457,841円)
313,118	6,913,769,648	4,591,710,830	1,141,242,360	0	1,141,242,360	1,180,816,458	
0	296,203,000	216,961,400	0	0	0	79,241,600	
0	6,696,912,000	6,696,911,206	0	0	0	794	
0	50,000	0	0	0	0	50,000	
0	124,026,000	16,644,216	99,993,160	0	99,993,160	7,388,624	(うち消費税及び 地方消費税相当額 608,799円)
0	115,600,000	8,218,800	99,993,160	0	99,993,160	7,388,040	
0	8,426,000	8,425,416	0	0	0	584	
0	543,840,000	350,921,622	0	0	0	192,918,378	(うち消費税及び 地方消費税相当額 24,913,849円)
0	542,084,000	349,166,022	0	0	0	192,917,978	
0	1,756,000	1,755,600	0	0	0	400	
313,118	14,574,800,648	11,873,149,274	1,241,235,520	0	1,241,235,520	1,460,415,854	

額4,269,273,096円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,050,124円、繰越工事資金326,696,307円、



平成26年度相模原市下水道事業損益計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1)	下水道使用料	8,477,586,711	
(2)	他会計負担金	1,685,710,000	
(3)	その他営業収益	1,228,070	10,164,524,781
2 営業費用			
(1)	管渠費	396,752,297	
(2)	ポンプ場費	194,828,255	
(3)	処理場費	8,740,344	
(4)	浄化槽費	48,958,958	
(5)	流域下水道管理費	2,496,170,372	
(6)	普及指導費	4,323,860	
(7)	業務費	388,987,671	
(8)	総係費	529,036,990	
(9)	減価償却費	8,114,172,323	
(10)	資産減耗費	51,082,992	12,233,054,062
	営業利益		△ 2,068,529,281
3 営業外収益			
(1)	他会計負担金	149,387,000	
(2)	長期前受金戻入	4,427,142,392	
(3)	雑収益	2,762,378	4,579,291,770
4 営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	2,587,481,613	
(2)	雑支出	78,431,997	2,665,913,610
	経常利益		△ 155,151,121
5 特別利益			
(1)	過年度長期前受金戻入	210,321,266	210,321,266
	当年度純利益		55,170,145
	前年度繰越利益剰余金		47,146,444
	当年度未処分利益剰余金		102,316,589

平成26年度相模原市

(平成26年4月1日から平

	資本金	剰	
		資本剰	
		再評価積立金	受贈財産評価額
前年度末残高	98,818,781,624	0	0
前年度処分額	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	98,818,781,624	0	0
当年度変動額	0		331,156,648
一般会計出資金の受入	0	0	0
資本剰余金の受入	0	0	331,156,648
消費税及び地方消費税 圧縮記帳	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	98,818,781,624	0	331,156,648

平成26年度相模原市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	98,818,781,624	331,156,648	102,316,589
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	98,818,781,624	331,156,648	(繰越利益剰余金) 102,316,589

下水道事業剰余金計算書

成27年3月31日まで)

(単位：円)

余 金				資本合計
余 金		利 益 剰 余 金		
補 助 金	資本剰余金合計	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
0	0	47,146,444	47,146,444	98,865,928,068
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	(繰越利益剰余金) 47,146,444	47,146,444	98,865,928,068
0	331,156,648	55,170,145	55,170,145	386,326,793
0	0	0	0	0
0	331,156,648	0	0	331,156,648
0	0	0	0	0
0	0	55,170,145	55,170,145	55,170,145
0	331,156,648	(当年度未処分利益剰余金) 102,316,589	102,316,589	99,252,254,861

平成26年度相模原市下水道事業貸借対照表  
(平成27年3月31日)

資 産 の 部

				(単位：円)
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		11,225,921,648	
	ロ 建物	795,895,566		
	減価償却累計額	<u>△ 55,564,463</u>	740,331,103	
	ハ 構築物	243,580,798,329		
	減価償却累計額	<u>△ 14,467,270,289</u>	229,113,528,040	
	ニ 機械及び装置	2,334,631,994		
	減価償却累計額	<u>△ 572,431,069</u>	1,762,200,925	
	ホ 車両運搬具	66,500		
	減価償却累計額	<u>△ 59,850</u>	6,650	
	ヘ 工具、器具及び備品	10,318,693		
	減価償却累計額	<u>△ 4,748,546</u>	5,570,147	
	ト 建設仮勘定		<u>91,985,049</u>	
	有形固定資産合計			242,939,543,562
(2)	無形固定資産			
	イ 施設利用権		16,232,567,932	
	ロ ソフトウェア		<u>1,400,000</u>	
	無形固定資産合計			16,233,967,932
(3)	投資その他の資産			
	イ 出資金		13,690,000	
	ロ 預託金		<u>84,268</u>	
	投資その他の資産合計			<u>13,774,268</u>
	固定資産合計			259,187,285,762
2	流動資産			
(1)	現金預金		861,856,817	
(2)	未収金		2,348,507,356	
	貸倒引当金		<u>△ 14,272,325</u>	2,334,235,031
(3)	前払金			<u>277,164,000</u>
	流動資産合計			<u>3,473,255,848</u>
	資 産 合 計			<u>262,660,541,610</u>

負債の部

(単位：円)

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	90,962,165,748		
	企業債合計		90,962,165,748	
	固定負債合計			90,962,165,748
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,897,718,473		
	企業債合計		6,897,718,473	
(2)	未払金		2,721,236,653	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	40,832,000		
	引当金合計		40,832,000	
(4)	前受金		1,057,889	
(5)	預り金		15,586,596	
	流動負債合計			9,676,431,611
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	イ 受贈財産評価額	12,765,022,657		
	収益化累計額	△ 881,784,317	11,883,238,340	
	ロ 国庫補助金	38,404,076,646		
	収益化累計額	△ 2,106,733,955	36,297,342,691	
	ハ 県補助金	8,007,568,040		
	収益化累計額	△ 401,670,025	7,605,898,015	
	ニ 他会計負担金	5,370,048,906		
	収益化累計額	△ 5,338,243,539	31,805,367	
	ホ 受益者負担金等	7,376,126,868		
	収益化累計額	△ 435,801,521	6,940,325,347	
	ヘ その他	11,079,630		
	収益化累計額	0	11,079,630	
	繰延収益合計			62,769,689,390
	負債合計			163,408,286,749

資本の部

6	資本金			98,818,781,624
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	331,156,648		
	資本剰余金合計		331,156,648	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	102,316,589		
	利益剰余金合計		102,316,589	
	剰余金合計			433,473,237
	資本合計			99,252,254,861
	負債資本合計			262,660,541,610

下水道事業会計

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ア 有形固定資産

## ・減価償却の方法

定額法

## ・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5年

## イ 無形固定資産

## ・減価償却の方法

定額法

## ・主な耐用年数

施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

## (2) 引当金の計上方法

## ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

## イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

## ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

## (3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

## 2 貸借対照表に関する注記

## (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、39,770,243千円である。

## (2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

### 3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

#### (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

#### (2) リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成25年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	8,656千円
1年超	10,743千円
計	19,399千円

### 4 セグメント情報に関する注記

#### (1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

##### ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型 浄化槽事業	高度処理型浄化槽の整備、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型 浄化槽事業	合 計
営業収益	10,145,047,068	2,896,130	16,581,583	10,164,524,781
営業費用	12,080,692,398	36,935,987	115,425,677	12,233,054,062
営業損益	△ 1,935,645,330	△ 34,039,857	△ 98,844,094	△ 2,068,529,281
経常損益	△ 84,961,707	△ 8,717,401	△ 61,472,013	△ 155,151,121
セグメント資産	260,069,960,118	618,612,605	1,971,968,887	262,660,541,610
セグメント負債	161,159,427,570	574,882,044	1,673,977,135	163,408,286,749
その他の項目				
他会計繰入金	4,548,850,000	10,343,000	2,807,000	4,562,000,000
減価償却費	8,044,618,952	25,321,487	44,231,884	8,114,172,323
特別利益	210,321,266	0	0	210,321,266
特別損失	0	0	0	0
固定資産の増加	△ 2,499,591,836	△ 17,711,486	446,889,305	△ 2,070,414,017

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山 俊夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- ( 2 ) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- ( 3 ) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- ( 4 ) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- ( 5 ) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、その適正な取扱

いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる機関が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度でこれらの表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 別表第3の第3欄に掲げる情報提供機関は、法第19条第9号の規定により同表の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	知的障害があると判定された者等に対し交付する手帳(以下「療育手帳」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	配偶者のない者で現に児童を養育しているもの等に対し市が独自に支給する手当に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の女子又は男子であって、20歳に満たない者を扶養しているものを地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなすことによって行う費用等の算定に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務(法別表第1の19の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第2第2項の表の7の項にお

	いて同じ。)であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第3の6の項において同じ。)であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

1 法別表第1の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であ

	障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>って規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳に関する情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第</p>

		144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保
		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であ

	護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>って規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	公営住宅法(昭和26年法律第	生活に困窮する外国人に対する

	193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
17 市	特別児童扶養手当等の支給に関する	身体障害者手帳に関する情報で

長	る法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>あって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
19 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
20 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で</p>

		定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険	災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助

料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
23 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する

		生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
24 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

2 別表第1の右欄に掲げる事務であって規則で定めるもの

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法若しくは高齢者

の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	配偶者のない者で現に児童を養育しているもの等に対し市が独自に支給する手当に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による障害児入所支援、措置等(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置又は委託をいう。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5	市長	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の女子又は男子であって、20歳に満たない者を扶養しているものを地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなすことにより行う費用等の算定に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

6	市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	相模原市市営住宅条例第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
3 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則

	の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

#### 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供

について所要の定めをいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 1 号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要

### 1 条例の内容

#### ( 1 ) 趣旨(第 1 条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。)に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるもの

#### ( 2 ) 定義(第 2 条関係)

本条例において使用する用語の定義について定めるもの

#### ( 3 ) 市の責務(第 3 条関係)

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に当たっての市の責務を定めるもの

#### ( 4 ) 個人番号の利用に係る事務(第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)

ア 市の機関が個人番号を利用することができる法で規定されている事務(以下「法定事務」という。)及び法定事務以外の事務(以下「独自利用事務」という。)について定めるもの

イ 市が同一の機関内において、法定事務を行う上での法別表第 2 に規定のない情報連携及び独自利用事務を処理するための情報連携について定めるもの

ウ 市が同一の機関内において、法別表第 2 に規定されている他の団体との情報連携と同じ内容のものを処理するための情報連携について定めるもの

エ 他の条例等により特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けている場合において、当該特定個人情報を利用するときは、当該書面の提出があったものとみなすもの

#### ( 5 ) 特定個人情報の提供(第 5 条及び別表第 3 関係)

ア 市の機関が他の機関との間において、法定事務及び独自利用事務を処理するための情報連携について定めるもの

イ 他の条例等により特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けている場合において、当該特定個人情報を利用するときは、当該書面の提出があったものとみなすもの

( 6 ) 委任(第 6 条関係)

本条例の施行について必要な事項を規則に委任するもの

2 施行期日

平成 2 8 年 1 月 1 日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

( 3 ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 2 6 年総務省令第 8 5 号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務

番号	根 拠 条 項	手数料を徴収する事務	単 位	金 額
1	省令第 1 1 条第 1 項(第 2 号及び第 8 号を除く。)	通知カードの再交付	1 件	500 円

第 2 条 相模原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号を削り、同表第 3 号の表に次のように加える。

2	省令第 2 8 条第 1 項	個人番号カードの再交付	1 件	800 円
---	----------------	-------------	-----	-------

別表第 1 中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 3 条 相模原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

( 4 ) 相模原市印鑑条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	条例第15条第1項	印鑑登録証明書の交付 (多機能端末機による交付の場合に限る。)	1件	250円

別表第1第1号の次に次の1号を加える。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第12条第1項	住民票の写しの交付(相模原市印鑑条例(昭和56年相模原市条例第18号)第14条第2項に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)による交付の場合に限る。)	1件	250円

別表第2第22号の表中

800円
1,220円

を

1,000円
1,500円

に改め、別

表第2第24号の表中

2,000円
400円

を

4,000円
1,000円

に改め、別表第

2第25号の表中

800円
1,220円

を

1,000円
1,500円

に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- ( 1 ) 第 1 条の規定 平成 2 7 年 1 0 月 5 日
- ( 2 ) 第 2 条中別表第 1 第 3 号の表に 2 の項を加える改正規定 平成 2 8 年 1 月 1 日
- ( 3 ) 第 2 条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日
- ( 4 ) 第 3 条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 相模原市印鑑条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 号)附則ただし書に規定する規定の施行の日
- ( 5 ) 第 3 条中別表第 2 第 2 2 号の表、第 2 4 号の表及び第 2 5 号の表の改正規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

#### 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 2 6 年総務省令第 8 5 号)に基づく通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料の規定の追加、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 8 号)による住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)の改正に伴う住民基本台帳カードの交付又は再交付の事務に係る手数料の規定の削除、多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の事務に係る手数料の規定の追加並びに受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う狂犬病予防法(昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号)等に基づく事務に係る手数料の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 2 号関係資料

### 相模原市手数料条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

- ( 1 ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 2 6 年総務省令第 8 5 号。以下「省令」という。)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 1 関係)

省令に基づく通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
通知カードの再交付	1 件	500 円
個人番号カードの再交付	1 件	800 円

- ( 2 ) 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 1 関係)

ア 住民基本台帳法の改正に伴い住民基本台帳カードの交付又は再交付の事務に係る手数料の規定を削除するもの

イ コンビニエンスストアに設置された多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)による住民票の写しの交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
住民票の写しの交付(多機能端末機による交付の場合に限る。)	1 件	250 円

- ( 3 ) 相模原市印鑑条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 8 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 1 関係)

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
------------	----	----

印鑑登録証明書の交付(多機能端末機による交付の場合に限る。)	1 件	250 円
--------------------------------	-----	-------

(4) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)等に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第2関係)

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、手数料の規定を改正するもの

ア 狂犬病予防法に基づく事務に係る手数料の規定を改正するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額	
		現 行	改正後
抑留した犬の飼養管理	1 頭につき 1 日	800円	1,000円
抑留した犬の返還	1 頭	1,220円	1,500円

イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく事務に係る手数料の規定を改正するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額	
			現 行	改正後
犬又は猫の引取り	生後91日以上 の犬又は猫	1 頭又は 1 匹	2,000円	4,000円
	生後91日未 満の犬又は猫	1 頭又は 1 匹	400円	1,000円

ウ 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号)に基づく事務に係る手数料の規定を改正するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額	
		現 行	改正後
引き取り、収容し、又は捕獲した動物の保管	1 頭、1 匹又は 1 羽につき 1 日	800 円	1,000 円
引き取り、収容し、又は捕獲した動物の返還	1 頭、1 匹又は 1 羽	1,220 円	1,500 円

## 2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定(通知カードの再交付に係る部分に限る。) 平成27年10月5日

- ( 2 ) 1 ( 1 ) に係る規定(個人番号カードの再交付に係る部分に限る。) 平成 2 8 年 1 月 1 日
- ( 3 ) 1 ( 2 ) アに係る規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日
- ( 4 ) 1 ( 2 ) イ及び( 3 ) に係る規定 相模原市印鑑条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 号)附則ただし書に規定する規定の施行の日
- ( 5 ) 1 ( 4 ) に係る規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

相模原市市税条例等の一部を改正する条例について  
相模原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例等の一部を改正する条例  
(相模原市市税条例の一部改正)

第 1 条 相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

- 第 5 条の 2 市長は、法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 2 市長は、法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入をするかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入をする場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保について参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10第1項、第3項及び第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供について必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 市長は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類  
(申請による換価の猶予の手續等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 市長は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第10条第2項の表の左欄第1号イ中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

附則第4条の2の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 2 号ア(イ)	3 , 9 0 0 円	2 , 0 0 0 円
第 3 1 条第 2 号ア(ウ)	6 , 9 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	5 , 4 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	1 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	2 , 5 0 0 円

- 3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 3 1 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 2 8 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条第 2 号ア(イ)	3 , 9 0 0 円	3 , 0 0 0 円
第 3 1 条第 2 号ア(ウ)	6 , 9 0 0 円	5 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	8 , 1 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	2 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	3 , 8 0 0 円

(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 第 2 条 相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成 2 6 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の改正規定を次のように改める。

附則第 6 条第 3 項中「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 3 0 条第 2 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 3 0 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた月から起算し

て14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1項第2号及び第3号並びに第11項中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改める。

附則第12項中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第13項中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中相模原市市税条例附則第4条の2の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに同条例附則第6条の改正規定並びに第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)第5条の2、第5条の3及び第5条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下この項において「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項から附則第5項までにおいて「平成28年新法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「平成28年旧法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条の4及び第5条の6(平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第5条の5及び第5条の6(平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 5 新条例附則第4条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築された平成28年新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 6 新条例附則第6条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

#### 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、徴収金の徴収猶予及び換価の猶予に係る規定の追加、固定資産税の税額の特例に係る割合を定める規定の追加並びに軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 3 号関係資料

### 相模原市市税条例等の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### ( 1 ) 第 1 条関係(相模原市市税条例の一部改正)

##### ア 徴収金の徴収猶予及び換価の猶予に係る規定の追加

徴収金の徴収猶予、職権による換価の猶予及び担保を徴することについてその手続等を条例で定めることとされたこと並びに新たに創設された申請による換価の猶予の制度の手続等を条例で定めることとされたことに伴い、次に掲げる規定を追加するもの

(ア) 徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法に係る規定(第 5 条の 2 関係)

(イ) 徴収猶予の申請手続等に係る規定(第 5 条の 3 関係)

(ウ) 職権による換価の猶予の手続等に係る規定(第 5 条の 4 関係)

(エ) 申請による換価の猶予の手続等に係る規定(第 5 条の 5 関係)

(オ) 担保を徴する必要がない場合に係る規定(第 5 条の 6 関係)

##### イ 固定資産税の税額の特例に係る割合を定める規定の追加(附則第 4 条の 2 関係)

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に新築されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る固定資産税について、5 年度分に限り当該住宅に係る税額を減額する割合を 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において条例で定める割合とされたが、参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、条例で定める割合を 3 分の 2 とするもの

##### ウ 軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加(附則第 6 条関係)

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初めて車両番号の指定を受け、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税について、平成 2 8 年度分の当該軽自動車税に限り、その燃費性能に応じた税率の特例措置に係る規定の追加をするもの

(ア) 軽乗用車

区分	税率	対象となる軽乗用車の特例税率		
		電気軽自動車等	平成 32 年度 燃費基準 + 20%達成車	平成 32 年度 燃費基準達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの				
営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円

(イ) 軽貨物車

区分	税率	対象となる軽貨物車の特例税率		
		電気軽自動車等	平成 27 年度 燃費基準 + 35%達成車	平成 27 年度 燃費基準 + 15%達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの				
営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

(2) 第 2 条関係(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

1 (1)ウの規定の追加に伴い、相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年相模原市条例第 30 号)の改正をするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)。ただし、1 (1)イ及びウ並びに(2)並びに 2 (2)エ及びオに係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 1 (1)ア(ア)、(イ)及び(オ)(徴収猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に申請される徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (1)ア(ウ)及び(オ)(職権による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる換価の猶予について適用し、施行日前にされた換価の猶予については、なお従前の例によることとするもの

- ウ 1(1)ア(エ)及び(オ)(申請による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に納期限が到来する徴収金について適用することとするもの
- エ 1(1)イの規定は、平成27年4月1日以後に新築されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするもの
- オ 1(1)ウの規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用することとするもの

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について  
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例  
相模原市印鑑条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。
- 第 3 条第 2 項中「理由」を「事由」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「第 3 条の」を「第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による」に、「当該申請者」を「登録申請者又はその代理人」に、「又は」を「及び」に、「本人の」を「当該登録申請者の」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。
- 2 前項の規定による確認は、登録申請者又はその代理人に規則で定める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示させ、登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、規則で定める期間内に当該照会に対する回答書を当該登録申請者又はその代理人に提出させ、かつ、本人確認書類を提示させ、必要に応じて質問することによつて行うものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請をしたときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により第 1 項の規定による確認をすることができる。
    - ( 1 ) 登録申請者に対し、官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて規則で定める要件を備えたものを提示させる方法
    - ( 2 ) 登録申請者に対し、既に印鑑の登録を受けている者が当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請者がする印鑑の登録の申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを保証した書面を提出させ、かつ、本人確認書類を

提示させ、必要に応じて質問する方法

第5条第4項を削る。

第6条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「の各号」を削る。

第7条第2項中「場合に」の次に「ついて」を加える。

第8条ただし書中「第10条の」の次に「規定による」を加える。

第9条中「き損している」を「毀損している」に改める。

第10条第2項、第11条第2項及び第12条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第13条第1項第6号中「理由」を「事由」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有する機器(以下「多機能端末機」という。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第15条第1項中「前条の」の次に「規定による」を、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「電子計算組織の出力装置」を「電子計算機」に改める。

第16条第2号中「自動交付機」の次に「又は多機能端末機」を加え、同条第4号中「汚染」を「汚染し、」に、「き損している」を「毀損している」に改める。

第18条中「関し」を「ついて」に、「職員をして関係人に対して質問させ」を「関係者に対して質問し」に、「調査させる」を「調査する」に改める。

第20条中「関し」を「ついて」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第14条に1項を加える改正規定並びに第15条第2項及び第16条第2号の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 提案の理由

印鑑の登録の申請について、登録申請者又はその代理人が本人であること及び

当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを厳格に確認するための規定の改正、印鑑の登録を受けている者が民間事業者が設置する多機能端末機により印鑑登録証明書の交付の申請及び交付を受けることができることとする規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 8 4 号関係資料

### 相模原市印鑑条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

( 1 ) 印鑑の登録の申請について、登録申請者又はその代理人が本人であること及び当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを厳格に確認するための規定の改正(第 5 条関係)

ア 印鑑の登録申請者又はその代理人が本人であること及び登録の申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることの確認に係る規定の改正

市長は、印鑑の登録の申請があったときは、登録申請者又はその代理人が本人であること及び当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを確認しなければならないこととする規定の改正を行うもの

イ 登録申請者に対する文書による照会等に係る規定の改正

印鑑の登録の申請があったときの登録申請者又はその代理人が本人であること及び当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることの確認は、登録申請者又はその代理人に本人確認書類を提示させ、登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、規則で定める期間内に当該照会に対する回答書を当該登録申請者又はその代理人に提出させ、かつ、本人確認書類を提示させ、必要に応じて質問することによって行うこととするもの

ウ 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請をしたときに次のいずれかの方法により確認をすることができることとする規定の改正

(ア) 登録申請者に対し、官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって規則で定める要件を備えたものを提示させる方法

(イ) 登録申請者に対し、既に印鑑の登録を受けている者が当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請者がする印鑑の登録の申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを保証した書面を提出させ、かつ、本人確認書類を提示させ、必要に応じて質問する方法

( 2 ) 印鑑の登録を受けている者が民間事業者が設置する多機能端末機により印鑑登録証明書の交付の申請及び交付を受けることができることとする規定の追加

(第14条及び第16条関係)

印鑑の登録を受けている者が個人番号カードを使用して、民間事業者がコンビニエンスストアに設置する多機能端末機により印鑑登録証明書の交付の申請及び交付を受けることができることとするもの

2 施行期日

平成28年1月1日。ただし、1(2)に係る規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例について  
 相模原市営斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例  
 相模原市営斎場条例(平成 4 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正  
 する。

別表第 2 中

無 料	4 5 , 0 0 0 円
無 料	3 0 , 0 0 0 円
無 料	1 8 , 0 0 0 円
無 料	1 8 , 0 0 0 円
無 料	1 8 , 0 0 0 円

を

6 , 0 0 0 円	5 4 , 0 0 0 円	に改め、備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備
4 , 0 0 0 円	3 6 , 0 0 0 円	
2 , 4 0 0 円	2 1 , 6 0 0 円	
2 , 4 0 0 円	2 1 , 6 0 0 円	
2 , 4 0 0 円	2 1 , 6 0 0 円	

考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 本市が生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)の規定による扶助又は中国  
 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
 配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)の規定による支援  
 給付を行っていた市外住民等に係るこの表に掲げる施設の利用の申請がなさ

れた場合で、生活保護法の規定による葬祭扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)の規定による葬祭支援給付が行われないときは、当該市外住民等を市内住民等とみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る施設の利用について適用し、同日前の申請に係る施設の利用については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市営斎場の利用に係る使用料の規定の改正及び本市が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助等を行っていた市外住民等であって同法の規定による葬祭扶助等が行われないものに係る相模原市営斎場に置かれた施設の使用料について当該市外住民等を市内住民等とみなす規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 8 5 号関係資料

相模原市営斎場条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市営斎場の利用に係る使用料の規定の改正(別表第 2 関係)

区分		単位	使用料			
			市内住民等に 係るもの		市外住民等に 係るもの	
			現 行	改正後	現 行	改正後
火 葬 炉	12歳以上であ った者の死体	1体	無料	6,000円	45,000円	54,000円
	12歳未満であ った者の死体 (死胎を除 く。)	1体	無料	4,000円	30,000円	36,000円
	死胎	1胎	無料	2,400円	18,000円	21,600円
	改葬	1件	無料	2,400円	18,000円	21,600円
	身体の一部	1件	無料	2,400円	18,000円	21,600円
大式場		1回	50,000円	改定なし	75,000円	改定なし
小式場		1回	40,000円	改定なし	60,000円	改定なし
霊安室		1体 24時 間につき	3,000円	改定なし	5,000円	改定なし

( 2 ) 本市が生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)の規定による扶助等を行っていた市外住民等であって同法の規定による葬祭扶助等が行われないものに係る相模原市営斎場に置かれた施設(以下「斎場設置施設」という。)の使用料について当該市外住民等を市内住民等とみなす規定の追加(別表第 2 関係)

本市が生活保護法の規定による扶助等を支給していた市外住民等に係る葬祭に際し同法の規定による葬祭扶助等が行われない場合における斎場設置施設の使用料について市内住民等に係るものとの均衡を図るため、当該市外住民等を市内住民等とみなす規定を追加するもの

## 2 施行期日等

### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

### ( 2 ) 経過措置

改正後の 1 ( 1 ) 及び ( 2 ) の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る施設の利用について適用し、同日前の申請に係る施設の利用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例  
 相模原市立市民健康文化センター条例(昭和 58 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書中「別表第 1 項第 1 号アの表及び同号イの表」を「同表第 1 項第 1 号アの表及びイの表」に改める。

	「		「
	大人 2,100 円		大人 2,700 円
	小人 1,050 円		小人 1,350 円
	大人 200 円		大人 260 円
	小人 100 円		小人 130 円
	3,350 円		4,350 円
	6,700 円		8,700 円
別表第 1 項第 1 号アの表中	5,300 円	を	6,850 円
	10,600 円		13,700 円
	4,500 円		5,800 円
	1,800 円		2,300 円
	2,100 円		2,700 円
	2,000 円		2,600 円
	」		」
	「		「
	大人 2,100 円		大人 2,700 円

に改め、同号イの表中

小人	1,050円
大人	200円
小人	100円
	2,000円
	3,900円
	3,900円

を

小人	1,350円
大人	260円
小人	130円
	2,500円
	5,000円
	5,000円

に改め

る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1項第1号ア(プール及び浴室に係る部分を除く。)及びイ(プール及び浴室に係る部分を除く。)の規定は、平成28年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 6 号関係資料

相模原市立市民健康文化センター条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市立市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)  
施設の基本利用料金

施 設			単 位	金 額	
				現 行	改正後
プール			1日(9時30分～20時)	大人 2,100円	大人 2,700円
				小人 1,050円	小人 1,350円
浴室			1回	大人 200円	大人 260円
				小人 100円	小人 130円
多 目 的 的	多目的 会議室 1	1 / 2	1日(9時～22時)	3,350円	4,350円
		全面		6,700円	8,700円
会 議 室	多目的 会議室 2	1 / 2	1日(9時～22時)	5,300円	6,850円
		全面		10,600円	13,700円
工作室			1日(9時～22時)	4,500円	5,800円
講 習 室	講習室1		1日(9時～22時)	1,800円	2,300円
	講習室2				
	講習室3				
茶室			1日(9時～22時)	2,000円	2,600円

( 2 ) 相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

施設の基本利用料金

施 設		単 位	金 額	
			現 行	改正後
プール		1日(9時30分～20時)	大人 2,100円	大人 2,700円
			小人 1,050円	小人 1,350円
浴室		1回	大人 200円	大人 260円
			小人 100円	小人 130円
多目的会議室	1 / 2	1日(9時～22時)	2,000円	2,500円
	全面		3,900円	5,000円
講習室		1日(9時～22時)	3,900円	5,000円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1(1)(プール及び浴室に係る部分を除く。)及び(2)(プール及び浴室に係る部分を除く。)の規定は、平成28年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定  
 する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例  
 相模原市立市民・大学交流センター条例(平成 24 年相模原市条例第 5 号)の一部  
 を次のように改正する。

	「		「			
		8,900円		10,800円		
		12,400円		15,100円		
		12,200円		14,800円		
		6,300円		7,600円		
		1,100円		1,300円		
		1,100円		1,300円		
		2,000円		2,400円		
別表第 1 項第 1 号の表中		4,200円	を	5,100円	に改める。	
		2,400円		2,900円		
		8,500円		10,300円		
		2,600円		3,100円		
		3,100円		4,000円		
		14,200円		15,100円		
		22,800円		24,400円		
		8,100円		9,800円		
		2,100円		2,500円		
		」				」

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号の規定(セミナールーム1、セミナールーム2、実習室1及び実習室2に係る部分に限る。)は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1項第1号の規定(ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、ミーティングルーム3、ミーティングルーム4、ミーティングルーム5、マルチスペース及びAVスタジオに係る部分に限る。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1項第1号の規定(シェアードオフィス1、シェアードオフィス2及びシェアードオフィス3に係る部分に限る。)は、平成28年7月1日以後に利用を開始する場合及び同年10月1日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年7月1日前に利用を開始した場合及び同年10月1日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1項第1号の規定(大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)は、平成28年7月1日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。

### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 7 号関係資料

相模原市立市民・大学交流センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)  
施設の基本利用料金

施 設	単 位	金 額	
		現 行	改正後
セミナールーム 1	1 日(午前 9 時から 午後 1 0 時まで)	8,900 円	10,800 円
セミナールーム 2		12,400 円	15,100 円
実習室 1		12,200 円	14,800 円
実習室 2		6,300 円	7,600 円
ミーティングルーム 1		1,100 円	1,300 円
ミーティングルーム 2		1,100 円	1,300 円
ミーティングルーム 3		2,000 円	2,400 円
ミーティングルーム 4		4,200 円	5,100 円
ミーティングルーム 5		2,400 円	2,900 円
マルチスペース		8,500 円	10,300 円
AV スタジオ		2,600 円	3,100 円
シェアードオフィス 1		1 人(団体にあつて は構成員 1 人)につ き 1 月	3,100 円
シェアードオフィス 2	1 区画につき 1 月	14,200 円	15,100 円
シェアードオフィス 3		22,800 円	24,400 円
大学情報コーナー		8,100 円	9,800 円
地域情報コーナー		2,100 円	2,500 円

2 施行期日等

( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

## (2) 経過措置

ア 改正後の1の規定(セミナールーム1、セミナールーム2、実習室1及び実習室2に係る部分に限る。)は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正後の1の規定(ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、ミーティングルーム3、ミーティングルーム4、ミーティングルーム5、マルチスペース及びAVスタジオに係る部分に限る。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

ウ 改正後の1の規定(シェアードオフィス1、シェアードオフィス2及びシェアードオフィス3に係る部分に限る。)は、平成28年7月1日以後に利用を開始する場合及び同年10月1日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年7月1日前に利用を開始した場合及び同年10月1日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

エ 改正後の1の規定(大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)は、平成28年7月1日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例  
 相模原市立市民会館条例(昭和 40 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のよう  
 に改正する。

別表第 1 第 1 号アの表中

86,000 円
113,000 円

を

111,800 円
146,900 円

に改め、別表第 1

第 2 号アの表中

13,600円
4,500円
6,800円
4,500円
2,300円
1,800円
3,600円
4,000円
1,300円
800円
800円
17,200円
8,900円
6,100円

を

17,600 円
5,800 円
8,800 円
5,800 円
2,900 円
2,300 円
4,600 円
5,200 円
1,600 円
1,000 円
1,000 円
22,300 円
11,500 円
7,900 円

に改め、別表第 1 第 3 号の表

中 「

2,400 円
3,000 円

」 を 「

2,500 円
3,900 円

」 に改める。

別表第 2 第 1 号アの表中 「

28,000 円
38,000 円

」 を 「

36,400 円
49,400 円

」 に改め、別表第 2

第 2 号の表中 「

3,400 円
2,100 円

」 を 「

4,400 円
2,700 円

」 に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 第 1 号ア及び第 3 号並びに別表第 2 第 1 号ア及び第 2 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第 1 第 2 号アの規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市民会館及び相模原南市民ホールの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 8 号関係資料

相模原市立市民会館条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

ア ホールの基本利用料金

区分	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
	現 行	改正後
平日	8 6 , 0 0 0 円	1 1 1 , 8 0 0 円
土曜日・日曜日・休日	1 1 3 , 0 0 0 円	1 4 6 , 9 0 0 円

イ 会議室等の基本利用料金

室名	区分	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
		現 行	改正後
第 1 大会議室		1 3 , 6 0 0 円	1 7 , 6 0 0 円
第 1 中会議室		4 , 5 0 0 円	5 , 8 0 0 円
第 2 大会議室		6 , 8 0 0 円	8 , 8 0 0 円
第 2 中会議室		4 , 5 0 0 円	5 , 8 0 0 円
第 2 小会議室		2 , 3 0 0 円	2 , 9 0 0 円
第 3 小会議室		1 , 8 0 0 円	2 , 3 0 0 円
講習室		3 , 6 0 0 円	4 , 6 0 0 円
第 3 中会議室		4 , 0 0 0 円	5 , 2 0 0 円
第 4 小会議室		1 , 3 0 0 円	1 , 6 0 0 円
第 5 小会議室		8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
第 6 小会議室		8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
あじさいの間		1 7 , 2 0 0 円	2 2 , 3 0 0 円
けやきの間		8 , 9 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
ひばりの間		6 , 1 0 0 円	7 , 9 0 0 円

ウ 楽屋の利用料金

室名	区分	1日 (9時～22時)	
		現行	改正後
第1楽屋・第2楽屋1室につき		2,400円	2,500円
第3楽屋～第5楽屋1室につき		3,000円	3,900円

(2) 相模原南市民ホールの利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

ア ホールの基本利用料金

区分	1日 (9時～22時)	
	現行	改正後
平日	28,000円	36,400円
土曜日・日曜日・休日	38,000円	49,400円

イ 楽屋の利用料金

室名	区分	1日 (9時～22時)	
		現行	改正後
第1楽屋		3,400円	4,400円
第2楽屋		2,100円	2,700円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

ア 改正後の1(1)ア及びウ並びに(2)の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正後の1(1)イの規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例  
 相模原市立文化会館条例(平成元年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように  
 改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中	「	215,000 円	を	「	279,500 円	に改め、別表
	284,000 円	369,200 円				
	149,000 円	193,700 円				
	197,000 円	256,100 円				
	27,000 円	35,100 円				
	36,100 円	46,900 円				

第 2 項第 1 号の表中	「	16,900 円	を	「	21,900 円	に改め、別表第 3 項
	5,500 円	7,100 円				

「	3,300 円	「	3,900 円
3,300 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円
3,300 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円
3,300 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円
3,300 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円

の表中

3,300 円
3,300 円
3,300 円
10,200 円
3,300 円
5,100 円
5,100 円

を

4,200 円
4,200 円
4,200 円
13,200 円
3,300 円
6,600 円
6,600 円

に改め、別表第 4 項第 4 号の表中

「ピアノ(ヤマハ C 3 B)」を「ピアノ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 9 号関係資料

相模原市立文化会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

( 1 ) ホールの基本利用料金

区分			1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
			現 行	改正後
大ホール	客席数 1 , 7 9 0 席の場合	平日	2 1 5 , 0 0 0 円	2 7 9 , 5 0 0 円
		土曜日	2 8 4 , 0 0 0 円	3 6 9 , 2 0 0 円
		日曜日 休日		
	客席数 1 , 2 4 0 席の場合	平日	1 4 9 , 0 0 0 円	1 9 3 , 7 0 0 円
		土曜日	1 9 7 , 0 0 0 円	2 5 6 , 1 0 0 円
		日曜日 休日		
多目的ホール		平日	2 7 , 0 0 0 円	3 5 , 1 0 0 円
		土曜日	3 6 , 1 0 0 円	4 6 , 9 0 0 円
		日曜日 休日		

( 2 ) リハーサル室等の基本利用料金

区分	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
	現 行	改正後
リハーサル室	1 6 , 9 0 0 円	2 1 , 9 0 0 円
練習室	5 , 5 0 0 円	7 , 1 0 0 円

( 3 ) 附属設備の利用料金

区分	1 日

区分		(9時～22時)	
		現 行	改正後
大ホール	楽屋1	5,100円	改定なし
	楽屋2	3,300円	3,900円
	楽屋3	3,300円	4,200円
	楽屋4	3,300円	4,200円
	楽屋5	3,300円	4,200円
	楽屋6	3,300円	4,200円
	楽屋7	3,300円	4,200円
	楽屋8	3,300円	4,200円
	楽屋9	3,300円	4,200円
	楽屋10	10,200円	13,200円
	控室1	3,300円	改定なし
多目的ホール	控室2	5,100円	6,600円
	控室3	5,100円	6,600円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1(1)から(3)までの規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成9年相模原市条例第9号)の一部を  
次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中

「

15,000円	20,000円
7,500円	10,000円
7,500円	10,000円

を

」

「

19,500円	26,000円
9,700円	13,000円
9,700円	13,000円

に改め、別表第

」

1第2項第1号の表中

「

1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
--------	--------	--------	--------

を

」

「

1,300円	1,900円	2,600円	5,800円
--------	--------	--------	--------

に改め

」

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 90 号関係資料

### 相模原市立相模原市民ギャラリー条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正(別表第 1 関係)

##### (1) 展示室の基本使用料

区分	1 日当たりの使用料			
	現 行		改正後	
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
第 1 展示室	15,000 円	20,000 円	19,500 円	26,000 円
第 2 展示室	7,500 円	10,000 円	9,700 円	13,000 円
第 3 展示室	7,500 円	10,000 円	9,700 円	13,000 円

##### (2) 会議室の基本使用料

区分	使用料	
	現 行	改正後
午前(9時から12時まで)	1,000 円	1,300 円
午後(13時から17時まで)	1,500 円	1,900 円
夜間(18時から22時まで)	2,000 円	2,600 円
全日(9時から22時まで)	4,500 円	5,800 円

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

##### (2) 経過措置

改正後の 1(1)及び(2)の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立<sup>もり</sup>杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立<sup>もり</sup>杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立<sup>もり</sup>杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例  
 相模原市立<sup>もり</sup>杜のホールはしもと条例(平成 1 3 年相模原市条例第 2 号)の一部を  
 次のように改正する。

	「		「					
		80,000円		104,000円				
		107,000円		139,100円				
		18,000円		23,400円				
		24,000円		31,200円				
別表第 1 第 1 項の表中		3,400円	を	4,400円	に改める。			
		5,500円		7,100円				
		3,400円		4,400円				
		5,500円		7,100円				
		2,800円		3,600円				
		4,600円		5,900円				
		」				」		
		「				「		
	別表第 2 第 1 項の表中			4,300円			5,500円	に改め、別表第
				5,100円			6,600円	
		5,100円	を	6,600円				
		1,500円		1,900円				
		1,500円		1,900円				

4,300円

5,500円

2 第2項第3号及び第4号の表中 ピアノ(ヤマハYU3) を

ピアノ に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1第1項及び別表第2第1項の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、<sup>もり</sup>杜のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 1 号関係資料

相模原市立杜<sup>もり</sup>のホールはしもと条例の改正の概要

1 改正の内容

杜<sup>もり</sup>のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係)

( 1 ) 施設の基本利用料金

施設		利用区分	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
			現 行	改正後
ホール	平日		8 0 , 0 0 0 円	1 0 4 , 0 0 0 円
	土曜日			
	日曜日		1 0 7 , 0 0 0 円	1 3 9 , 1 0 0 円
	休日			
多目的室	平日		1 8 , 0 0 0 円	2 3 , 4 0 0 円
	土曜日			
	日曜日		2 4 , 0 0 0 円	3 1 , 2 0 0 円
	休日			
練習室 1			3 , 4 0 0 円	4 , 4 0 0 円
練習室 2			5 , 5 0 0 円	7 , 1 0 0 円
練習室 3			3 , 4 0 0 円	4 , 4 0 0 円
音楽スタジオ			5 , 5 0 0 円	7 , 1 0 0 円
セミナールーム 1			2 , 8 0 0 円	3 , 6 0 0 円
セミナールーム 2			4 , 6 0 0 円	5 , 9 0 0 円

( 2 ) 附属設備の利用料金

区分		1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
		現 行	改正後
ホール	楽屋 1	4 , 3 0 0 円	5 , 5 0 0 円

	楽屋 2	5,100円	6,600円
	楽屋 3	5,100円	6,600円
	控室	1,500円	1,900円
多目的室	楽屋 A	1,500円	1,900円
	楽屋 B	4,300円	5,500円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

### (2) 経過措置

改正後の 1(1)及び(2)の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例について

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例  
相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例(平成 1 9 年相模原市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

「

17,400円
21,600円
2,300円

を

」

「

22,600円
28,000円
2,900円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 項第 1 号の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従

前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 2 号関係資料

### 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

##### 施設の基本利用料金

施設		利用区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
			現 行	改正後
多目的ルーム	平日	17,400円	22,600円	
	土曜日	21,600円	28,000円	
	日曜日			
	休日			
ミーティングルーム1	2,300円	2,900円		
ミーティングルーム2				

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成28年4月1日

##### (2) 経過措置

改正後の1の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例について  
相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例  
相模原市立城山文化ホール条例(平成 23 年相模原市条例第 2 号)の一部を次の  
ように改正する。

「

別表第 1 項第 1 号の表中	18,800 円	を
	24,400 円	
	2,900 円	

」

「

24,400 円	に改め、別表第 2 項の表中
31,700 円	
3,700 円	

」

「

900 円	を
1,200 円	

」

「

1,100 円	に改める。
1,500 円	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1項第1号及び第2項の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 3 号関係資料

### 相模原市立城山文化ホール条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

##### ( 1 ) 施設の基本利用料金

区分		1日(午前9時から午後10時まで)	
		現 行	改正後
多目的ホール	平日	18,800円	24,400円
	土曜日	24,400円	31,700円
	日曜日		
	休日		
リハーサル室		2,900円	3,700円

##### ( 2 ) 附属設備の利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現 行	改正後
楽屋 1	900円	1,100円
楽屋 2	1,200円	1,500円

#### 2 施行期日等

##### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

##### ( 2 ) 経過措置

改正後の 1 ( 1 ) 及び ( 2 ) の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立男女共同参画推進センター条例(平成 11 年相模原市条例第 27 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

「

3,700 円	5,100 円	5,600 円	14,400 円
1,700 円	2,400 円	2,600 円	6,700 円
700 円	900 円	1,000 円	2,600 円
700 円	900 円	1,000 円	2,600 円
2,700 円	3,700 円	4,100 円	10,500 円
900 円	1,300 円	1,400 円	3,600 円

を

」

「

3,800 円	5,300 円	5,800 円	14,900 円
1,800 円	2,500 円	2,700 円	7,000 円
800 円	1,000 円	1,100 円	2,900 円
800 円	1,000 円	1,100 円	2,900 円
2,800 円	3,800 円	4,200 円	10,800 円
1,000 円	1,400 円	1,500 円	3,900 円

に改める。

」

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の別表第1項第1号の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立男女共同参画推進センターの利用に係る使用料の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 4 号関係資料

相模原市立男女共同参画推進センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立男女共同参画推進センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

施設の基本使用料

室名	利用単位(時間)	現 行	改正後
セミナールーム 1	午前(9時から12時まで)	3,700円	3,800円
	午後(13時から17時まで)	5,100円	5,300円
	夜間(18時から22時まで)	5,600円	5,800円
	全日(9時から22時まで)	14,400円	14,900円
セミナールーム 2	午前(9時から12時まで)	1,700円	1,800円
	午後(13時から17時まで)	2,400円	2,500円
	夜間(18時から22時まで)	2,600円	2,700円
	全日(9時から22時まで)	6,700円	7,000円
セミナールーム 3	午前(9時から12時まで)	700円	800円
	午後(13時から17時まで)	900円	1,000円
	夜間(18時から22時まで)	1,000円	1,100円

	全日(9時から22時まで)	2,600円	2,900円
セミナールーム4	午前(9時から12時まで)	700円	800円
	午後(13時から17時まで)	900円	1,000円
	夜間(18時から22時まで)	1,000円	1,100円
	全日(9時から22時まで)	2,600円	2,900円
セミナールーム5 (食工房)	午前(9時から12時まで)	2,700円	2,800円
	午後(13時から17時まで)	3,700円	3,800円
	夜間(18時から22時まで)	4,100円	4,200円
	全日(9時から22時まで)	10,500円	10,800円
セミナールーム6 (生活工房)	午前(9時から12時まで)	900円	1,000円
	午後(13時から17時まで)	1,300円	1,400円
	夜間(18時から22時まで)	1,400円	1,500円
	全日(9時から22時まで)	3,600円	3,900円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料につい

て適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例  
相模原市立市民福祉会館条例(昭和 55 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 第 1 項の表中	28,000 円	を
	38,000 円	

」

「

36,400 円	に改める。
48,400 円	

」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 2 第 1 項の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立あじさい会館の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 5 号関係資料

### 相模原市立市民福祉会館条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立あじさい会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

基本利用料金

区分		1 日 (午前 9 時～午後 1 0 時。ただし、大和室以下の項については、午後 6 時～午後 1 0 時)	
		現 行	改正後
ホール	平日	2 8 , 0 0 0 円	3 6 , 4 0 0 円
	土曜日・日曜日・休日	3 8 , 0 0 0 円	4 8 , 4 0 0 円
第 1 展示室		9 , 5 0 0 円	改定なし
第 2 展示室		6 , 1 0 0 円	改定なし
講習室		3 , 9 0 0 円	改定なし
研修室		3 , 5 0 0 円	改定なし
大和室		4 , 0 0 0 円	改定なし
第 1 和室		1 , 5 0 0 円	改定なし
第 2 和室		9 0 0 円	改定なし
第 3 和室		9 0 0 円	改定なし

#### 2 施行期日等

##### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

##### ( 2 ) 経過措置

改正後の 1 の規定は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例  
 相模原市立けやき体育館条例(平成 15 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号中備考以外の部分を次のように改める。

( 1 ) 基本利用料金

施 設		利用単位(時間)	利 用 料 金
体育室	1 / 2	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	6 , 5 0 0 円
	全 面		1 3 , 0 0 0 円
機 能 訓 練 室			3 , 9 0 0 円
教 養 室			3 , 2 0 0 円
和 室			3 , 9 0 0 円
教 室			3 , 9 0 0 円

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 1 号の改正規定(和室に係る部分に限る。)及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定(和室に係る部分を除く。)は、平成 28 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定(和室に係る部分に限

る。)は、平成28年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 6 号関係資料

### 相模原市立けやき体育館条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

##### 基本利用料金

施設		利用単位(時間)	利用料金	
			現 行	改正後
体育室	1 / 2	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	5 , 0 0 0 円	6 , 5 0 0 円
	全 面		1 0 , 2 0 0 円	1 3 , 0 0 0 円
機能訓練室			3 , 9 0 0 円	改定なし
教養室			3 , 9 0 0 円	改定なし
和室			3 , 9 0 0 円	3 , 2 0 0 円
教室			3 , 9 0 0 円	改定なし

#### 2 施行期日等

##### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日。ただし、改正後の 1 の規定(和室に係る部分に限る。)及び 2 ( 2 )イの規定は、公布の日

##### ( 2 ) 経過措置

ア 改正後の 1 の規定(和室に係る部分を除く。)は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正後の 1 の規定(和室に係る部分に限る。)は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例  
 相模原市立ふれあいセンター条例(平成 11 年相模原市条例第 33 号)の一部を  
 次のように改正する。

	「		「				
		5,000円		6,400円			
		2,300円		2,900円			
		2,000円		2,500円			
別表第 2 第 1 号アの表中		2,800円	を	3,600円	に改め、		
		300円		300円			
		1,000円		1,300円			
		大人 200円		大人 260円			
		小人 100円		小人 130円			
				」			」

	「		「				
		2,100円		2,700円			
		2,100円		2,700円			
		2,800円		3,600円			
同号イの表中		2,400円	を	3,100円	に改める。		
		1,000円		1,300円			
		300円		300円			
		1,400円		1,800円			
		900円		1,100円			
				」			」

600円

750円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2第1号ア(浴室に係る部分を除く。)及びイの規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 7 号関係資料

相模原市立ふれあいセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市立新磯ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

施設		単位	利用料金	
			現 行	改正後
多目的ホ ール	多目的ホール 1	1 日(午前 9 時 ~ 午後 1 0 時)	5, 0 0 0 円	6, 4 0 0 円
	多目的ホール 2		2, 3 0 0 円	2, 9 0 0 円
	多目的ホール 3		2, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
交流広場			2, 8 0 0 円	3, 6 0 0 円
陶芸窯室		陶芸窯での焼成 1 時間につき	3 0 0 円	改定なし
大広間		夜間(午後 6 時 ~ 午後 1 0 時)	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円
浴室		1 回	大人 2 0 0 円	大人 2 6 0 円
			小人 1 0 0 円	小人 1 3 0 円

( 2 ) 相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

施設		単位	利用料金	
			現 行	改正後
多目的室	多目的室 1	1 日(午前 9 時 ~ 午後 1 0 時)	2, 1 0 0 円	2, 7 0 0 円
	多目的室 2		2, 1 0 0 円	2, 7 0 0 円
	多目的室 3		2, 8 0 0 円	3, 6 0 0 円
工作室			2, 4 0 0 円	3, 1 0 0 円
会議室		1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	
陶芸窯室		陶芸窯での焼成 1 時間につき	3 0 0 円	改定なし

ふれあい 交流室	ふれあい交流室 1	夜間(午後 6 時 ~ 午後 1 0 時)	1,400円	1,800円
	ふれあい交流室 2		900円	1,100円
団らん室			600円	750円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

### (2) 経過措置

改正後の 1(1)の規定(浴室に係る部分を除く。)及び(2)の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例  
相模原市立産業会館条例(平成 4 年相模原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

	「		「	
		40,700円		31,500円
		54,200円		42,000円
		11,300円		14,600円
		45,200円		17,500円
別表第 1 第 1 項の表中		29,400円	を	19,100円
		14,700円		19,100円
		4,500円		5,500円
		7,900円		10,200円
		9,600円		12,200円
	」		」	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 第 1 項の規定(多目的ホール、国際商談室及び懇談室に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第 1 第 1 項の規定(多目的ホール、国際商談室及

び懇談室に係る部分を除く。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 8 号関係資料

### 相模原市立産業会館条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

施設の基本利用料金

区分		1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	
		現 行	改正後
多目的ホール	平日	4 0 , 7 0 0 円	3 1 , 5 0 0 円
	土曜日	5 4 , 2 0 0 円	4 2 , 0 0 0 円
	日曜日		
	休日		
展示室	1 1 , 3 0 0 円	1 4 , 6 0 0 円	
国際商談室	4 5 , 2 0 0 円	1 7 , 5 0 0 円	
懇談室	2 9 , 4 0 0 円	1 9 , 1 0 0 円	
大研修室	1 4 , 7 0 0 円	1 9 , 1 0 0 円	
小研修室	4 , 5 0 0 円	5 , 5 0 0 円	
OA 研修室	7 , 9 0 0 円	1 0 , 2 0 0 円	
多目的室	9 , 6 0 0 円	1 2 , 2 0 0 円	

#### 2 施行期日等

##### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

##### ( 2 ) 経過措置

ア 改正後の 1 の規定(多目的ホール、国際商談室及び懇談室に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正後の 1 の規定(多目的ホール、国際商談室及び懇談室に係る部分を除く。)は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立勤労者総合福祉センター条例(平成 15 年相模原市条例第 46 号)の一  
部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

	8 , 1 5 0 円	
	1 6 , 3 0 0 円	
	4 , 6 0 0 円	
	9 , 2 0 0 円	
	4 , 1 0 0 円	
	4 , 1 0 0 円	
	4 , 1 0 0 円	
	4 , 1 0 0 円	
	1 , 8 0 0 円	
	3 , 6 0 0 円	
	5 , 2 0 0 円	
	6 , 8 0 0 円	

を

「

	1 0 , 5 5 0 円
	2 1 , 1 0 0 円

5,950円
11,900円
5,300円
5,300円
5,300円
5,300円
2,300円
4,600円
6,700円
8,800円

に改め、別表第1第2項の表中

」

「

トレーニング室	大人	300円
---------	----	------

を

」

「

トレーニング室	大人	310円
---------	----	------

に改める。

」

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1第1項第1号の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 99 号関係資料

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

( 1 ) 専用利用に係る基本利用料金

区分		1 日 (午前 9 時 ~ 午後 10 時)	
		現 行	改正後
ホール	平日	25,000 円	改定なし
	土曜日	34,000 円	改定なし
	日曜日		
	休日		
多目的室	1 / 2	8,150 円	10,550 円
	全面	16,300 円	21,100 円
第 1 研修室	1 / 2	4,600 円	5,950 円
	全面	9,200 円	11,900 円
第 2 研修室		4,100 円	5,300 円
第 1 会議室		4,100 円	5,300 円
第 2 会議室		4,100 円	5,300 円
工芸室		4,100 円	5,300 円
教養文化室	1 / 2	1,800 円	2,300 円
	全面	3,600 円	4,600 円
音楽練習室		5,200 円	6,700 円
リハーサル室		6,800 円	8,800 円

( 2 ) 個人利用料金

区分	1 日 (午前 9 時 ~ 午後 10 時)

		現 行	改正後
多目的室	大人	300円	改定なし
	小人	150円	改定なし
教養文化室	大人	300円	改定なし
	小人	150円	改定なし
トレーニング室	大人	300円	310円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1(1)の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例について  
相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例  
相模原市立自然の村条例(昭和59年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「ものとする」を「ものとみなす」に改める。

別表第2中	大人	3,500円	を	大人	3,600円	に改
	小人	2,500円		小人	2,600円	
	大人	5,500円		大人	5,500円	
	大人	4,000円		大人	4,200円	
	小人	2,800円		小人	2,900円	
	大人	6,000円		大人	6,000円	
		1,000円			1,300円	
		350円			450円	

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成28年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

## 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模川自然の村の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第101号関係資料

相模原市立相模の大風センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模の大風センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)  
基本利用料金

室名	1日 (9時~22時)	
	現行	改正後
工作室	6,100円	7,300円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

改正後の1の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例  
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例(平成 17 年相模原市条例第 125 号)の一部  
を次のように改正する。

	「		「		
		1,000円		1,300円	
別表中		1,000円	を	1,300円	に改める。
		500円		650円	
	」		」		

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第102号関係資料

### 相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	単位		利用料金	
			現 行	改正後
舞台	1時間につき		1,000円	1,300円
研修・練習室	1時間につき	全室	1,000円	1,300円
		半室	500円	650円

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成28年4月1日

##### (2) 経過措置

改正後の1の規定は、平成28年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立藤野やまなみ温泉条例の一部を改正する条例について  
相模原市立藤野やまなみ温泉条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立藤野やまなみ温泉条例の一部を改正する条例  
相模原市立藤野やまなみ温泉条例(平成18年相模原市条例第101号)の一部を  
次のように改正する。

	「		「			
		600円		780円		
		300円		390円		
別表中		300円	を	390円	に改め、同表	
		900円		1,170円		
		500円		650円		
		500円		650円		
	」		」			

備考4中「100円」を「130円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立藤野やまなみ温泉の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第103号関係資料

相模原市立藤野やまなみ温泉条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立藤野やまなみ温泉の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分		現 行	改正後	
温 泉 施 設	3 時間まで	大人	6 0 0 円	7 8 0 円
		小学生	3 0 0 円	3 9 0 円
		障害児者	3 0 0 円	3 9 0 円
	1 日	大人	9 0 0 円	1 , 1 7 0 円
		小学生	5 0 0 円	6 5 0 円
		障害児者	5 0 0 円	6 5 0 円
超過時間 1 時間につき		1 0 0 円	1 3 0 円	

2 施行期日

平成28年4月1日

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立環境情報センター条例(平成17年相模原市条例第126号)の一部を  
次のように改正する。

第27条中「及び第9条第2項」を「並びに第9条第2項」に改める。

別表第1項の表学習室の項中「4,400円」を「5,700円」に改め、同表  
活動室の項中「3,600円」を「4,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1項の規定は、平成28年7月1日以後の利用  
に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例  
による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立  
環境情報センターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく  
提案するものである。

## 議案第 1 0 4 号関係資料

### 相模原市立環境情報センター条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

相模原市立環境情報センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

基本利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現 行	改正後
学習室	4,400円	5,700円
活動室	3,600円	4,600円

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成28年4月1日

##### (2) 経過措置

改正後の1の規定は、平成28年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和62年相模原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「300円」を「390円」に、「100円」を「130円」に改め、同表団体(20人以上)の項中「240円」を「310円」に、「80円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第105号関係資料

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	大人		小人	
	現 行	改正後	現 行	改正後
個人	300円	390円	100円	130円
団体(20人以上)	1人につき 240円	1人につき 310円	1人につき 80円	1人につき 100円

2 施行期日

平成28年4月1日

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について  
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第5条第9号中「使用する」を「利用する」に改める。

第6条の2第1項中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条第2項中「利用しよう」を「利用しよう」に、「許可」を「承認」に改め、同条第3項中「許可」を「承認」に改める。

第9条中「又は第3条第1項若しくは」を「若しくは第3条第1項の許可又は」に、「許可」を「承認」に改める。

第10条中「許可」の次に「又は承認」を加える。

第12条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「第3項」の次に「の許可」を加え、「の許可」を「の承認」に、「使用に係る許可」を「利用に係る承認」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第13条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「第3項」の次に「の許可」を加え、「の許可」を「の承認」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第14条の見出し中「使用期間等」を「利用期間等」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に改める。

第17条第4号中「使用した」を「利用した」に改める。

第20条の6第2号中「使用の許可」を「利用の承認」に改め、同条第5号ただし書を次のように改める。

ただし、第3条第1項又は第3項の規定によつてした許可の取消し、その効

力の停止又はその条件の変更を除く。

第20条の7第1項中「許可」を「承認」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「別表第4第1項の表」を「同表第1項の表」に改め、同条第3項中「専用使用する」を「専用利用する」に改める。

「

別表第1の3中	専用使用 8時30分～17時	を
	一般使用 8時30分～21時30分	

」

「

専用利用 8時30分～17時	に、
一般利用 8時30分～21時30分	

」

「

専用使用・一般使用 9時～20時15分	を
特別専用使用 6時30分～8時30分	
20時30分～24時	
専用使用・一般使用 9時～21時30分	」

「

専用利用・一般利用 9時～20時15分	に、
特別専用利用 6時30分～8時30分	
20時30分～24時	

」

専用利用・一般利用  
9時～21時30分

」

「

専用使用・一般使用  
10時～18時

を

」

「

専用利用・一般利用  
10時～18時

に改め、同表備考2中「の専用使用」

」

を「の専用利用」に、「使用する」を「利用する」に、「一般使用」を「一般利用」に、「専用使用以外」を「専用利用以外」に、「特別専用使用」を「特別専用利用」に改める。

別表第2第5項中「使用許可」を「利用承認」に改め、同項第1号の表中

「

「

専用使用	市	民
	市民以外のもの	
一般使用	大	人
	小	人

を

専用利用	市	民
	市民以外のもの	
一般利用	大	人
	小	人

に、

」

」

「

専用使用	入場料等を徴収しない場合	市	民	2時間につき	3,300円
	入場料等を徴収する場合	市	民		16,500円
		市民以外のもの			33,000円
一般使用	1回				3,300円
市		民		2時間につき	4,000円
市民以外のもの					6,000円

専用使用	市 民	2 時間につき	2,000 円
	市 民 以 外 の も の		10,000 円
一般使用	1	回	2,000 円
専用使用	市 民	2 時間につき	2,000 円
	市 民 以 外 の も の		10,000 円
一般使用	1	回	2,000 円
専用使用	市 民	2 時間につき	1,000 円
	市 民 以 外 の も の		5,000 円
一般使用	1	面	1,000 円

を

専用利用	入場料等	市 民	2 時間につき	4,200 円
	を徴収し	市民以外		21,400 円
	ない場合	のもの		42,900 円
	入場料等を徴収する 場合			
一般利用	1	回		4,200 円
	市 民	2 時間につき		5,200 円
	市 民 以 外 の も の			7,800 円
専用利用	市 民	2 時間につき		2,600 円
	市 民 以 外 の も の			13,000 円
一般利用	1	回		2,600 円
専用利用	市 民	2 時間につき		2,600 円
	市 民 以 外 の も の			13,000 円
一般利用	1	回		2,600 円
専用利用	市 民	2 時間につき		1,300 円
	市 民 以 外 の も の			6,500 円
一般利用	1	面		1,300 円

に、

「

半面使用	市 民
	市 民 以 外 の も の
全面使用	市 民
	市 民 以 外 の も の
1 面	市 民
	市 民 以 外 の も の
専 用 使 用	
一般使用	大 人
	小 人

「

半面利用	市 民
	市 民 以 外 の も の
全面利用	市 民
	市 民 以 外 の も の
1 面	市 民
	市 民 以 外 の も の
専 用 利 用	
一般利用	大 人
	小 人

を

に改

」

」

め、同表備考2中「専用使用」を「専用利用」に、「使用する」を「利用する」に、「一般使用」を「一般利用」に改め、同表備考3中「。以下同じ」を削り、同表備考4中「使用の許可」を「利用の承認」に改め、同項第2号の表備考1中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考3中「使用の許可」を「利用の承認」に改め、同表備考4中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4第1項の表中

「

専 用 使 用	市 民		1日(8時30分 ~18時30分)	40,000円
	市 民 以 外 の も の			100,000円
一 般 使 用	個 人	大 人	1回	200円
		小 人		100円
	団 体	20人までごと		1,000円
専 用 使 用	市 民		1日(8時30分 ~18時30分)	35,000円
	市 民 以 外 の も の			87,500円
一 般 使 用	個 人	大 人	1回	200円
		小 人		100円
	団 体	20人までごと		1,000円

を

」

「

専用 利用	市民		1日(8時30分 ~18時30分)	52,000円
	市民以外のもの			130,000円
一般 利用	個人	大人	1回	260円
		小人		130円
	団体	20人までごと		1,300円
専用 利用	市民		1日(8時30分 ~18時30分)	45,500円
	市民以外のもの			113,700円
一般 利用	個人	大人	1回	260円
		小人		130円
	団体	20人までごと		1,300円

に、

」

「

専用 使用	入場料等を 徴収しない 場合
	入場料等を 徴収する場 合

を

「

専用 利用	入場料等を 徴収しない 場合
	入場料等を 徴収する場 合

に、

」

」

「

一般 使用	大人	1回	800円
	中人		600円
	小人		400円

を

」

「

一般 利用	大人	1回	1,000円
	中人		750円

に、

小	人	500 円
---	---	-------

「

特 別 専 用 使 用	市 民	
	市 民 以 外 の も の	
専 用 使 用	全コース	入場料等を徴収 しない場合
		入場料等を徴収 する場合
	2 コース	
一 般 使 用	大	人
	小	人

を

「

特 別 専 用 利 用	市 民	
	市 民 以 外 の も の	
専 用 利 用	全コース	入場料等を徴収 しない場合
		入場料等を徴収 する場合
	2 コース	
一 般 利 用	大	人
	小	人

に、

「

一 般 使 用	大	人	1 日 (9 時 ~ 21 時 30 分)	600 円
	小	人		300 円

を

「

一 般 利 用	大	人	1 日 (9 時 ~ 21 時 30 分)	780 円
	小	人		390 円

に改め、同表

備考 2 中「専用使用する」を「専用利用する」に、「専用使用の許可」を「専用利用の承認」に改め、同表備考 3 中「使用の許可」を「利用の承認」に、「特別専用使用」を「特別専用利用」に改め、別表第 4 第 3 項の表備考 1 中「専用使用する」を「専用利用する」に改め、同表備考 2 中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考 3 中「使用の許可」を「利用の承認」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2第5項第1号及び別表第4第1項の規定(一般利用に係る部分を除く。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、都市公園の利用に係る使用料及び料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第106号関係資料

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 有料公園施設の利用に係る使用料の規定の改正(別表第2関係)

種 類		単 位				金 額	
						現 行	改正後
野球場	横山公園	専用利用	入場料等を徴収しない場合	市民	2時間につき	3,300円	4,200円
				市民以外のもの		16,500円	21,400円
				入場料等を徴収する場合		33,000円	42,900円
	一般利用	1回	3,300円	4,200円			
	相模湖林間公園	市民	2時間につき	4,000円	5,200円		
		市民以外のもの	6,000円	7,800円			
軟式野球場	専用利用	市民	2時間につき	2,000円	2,600円		
		市民以外のもの	10,000円	13,000円			
	一般利用	1回	2,000円	2,600円			
少年野球・ソフボール場	専用利用	市民	2時間につき	2,000円	2,600円		
		市民以外のもの	10,000円	13,000円			
	一般利用	1回	2,000円	2,600円			
テニス場	専用利用	市民	2時間につき	1,000円	1,300円		
		市民以外のもの	5,000円	6,500円			
	一般	1面	1,000円	1,300円			

	利用		
--	----	--	--

( 2 ) 運動施設の利用料金(別表第 4 関係)

種類	単 位			金 額		
				現 行	改正後	
競技場	専用利用	市民		1 日 (8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	40,000円	52,000円
		市民以外のもの			100,000円	130,000円
	一般利用	個人	大人	1 回	200円	260円
			小人		100円	130円
		団体	20 人まで ごと		1,000円	1,300円
第 2 競技場	専用利用	市民		1 日 (8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	35,000円	45,500円
		市民以外のもの			87,500円	113,700円
	一般利用	個人	大人	1 回	200円	260円
			小人		100円	130円
		団体	20 人まで ごと		1,000円	1,300円
	専用利用	入場料 等を徴 収しない 場合	市民	1 日 (9 時 ~ 20 時 15 分)	157,500円	改定なし
			市民以外の もの		191,300円	改定なし
		入場料 等を徴 収する 場合	市民		315,000円	改定なし
			市民以外の もの		382,500円	改定なし
	一般利用	大人		1 回	800円	1,000円
		中人			600円	750円
		小人			400円	500円
特別専用	市民		早朝			

アイススケート場	利用			(6時30分 ～ 8時30分)	28,000円	改定なし
				夜間 A (20時30分 ～ 21時30分)	14,000円	改定なし
				夜間 B (21時45分 ～ 22時45分)	14,000円	改定なし
				夜間 C (23時～ 24時)	14,000円	改定なし
	市民以外のもの		早朝 (6時30分 ～ 8時30分)	34,000円	改定なし	
			夜間 A (20時30分 ～ 21時30分)	17,000円	改定なし	
			夜間 B (21時45分 ～ 22時45分)	17,000円	改定なし	
			夜間 C (23時～ 24時)	17,000円	改定なし	
水泳プール	専用利用	全コース	入場料等を徴収しない場合	1日 (9時 ～ 21時30分)	156,300円	改定なし
			入場料等を徴収する場合		312,500円	改定なし
	2コース		31,300円		改定なし	
	一般利用	大人	2,500円		改定なし	
		小人	1,250円		改定なし	
トレイ	一般利用	大人	1日 (9時	600円	780円	

ニ ン グ 室	小人	~ 21時30分)	300円	390円
------------------	----	-----------	------	------

## 2 施行期日等

### ( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

### ( 2 ) 経過措置

改正後の 1 ( 1 ) 及び ( 2 ) の規定 ( 一般利用に係る部分を除く。 ) は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 47 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 (第 40 条関係)

種別	区分		手数料の額
家庭系廃棄物	し尿		(1) 人員によるもの(世帯人員 1 人当たり月 36 リットル以下の場合に限る。) 1 人につき 月額 220 円
			(2) 従量によるもの((1)によりがたい場合) 36 リットルにつき 220 円
	浄化槽汚泥等	市が収集し、及び運搬するとき。	36 リットルにつき 170 円
	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用再商品化法	市が収集し、及び運搬するとき。	1 個につき 1,950 円

	(平成10年法律第97号)に規定する当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)	市長の指定する施設へ搬入するとき。	1個につき 1,300円
	粗大ごみ	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	10キログラムにつき320円を基準として品目別に規則で定める額
		市長の指定する施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 150円
	上記以外の廃棄物	一時に100キログラム以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	10キログラムにつき 320円
		一時に100キログラム以上のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設等へ搬入するとき。	10キログラムにつき 150円
事業系	し尿		36リットルにつき 250円
	浄化槽汚泥等	市が収集し、及び運搬するとき。	36リットルにつき 230円
一般	上記以外の廃棄物	市長の指定する一般廃棄物処理施設	10キログラムにつき 230円

廃棄物		等へ搬入するとき。	
-----	--	-----------	--

別表第1中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第41条関係)

区分	費用の額
市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 230円

備考 産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を10キログラムとして計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定(特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

提案の理由

受益と負担の適正化、ごみの発生及び排出の抑制による減量化及び資源化の推進並びに最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物等処理手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 0 7 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の  
改正の概要

1 改正の内容

一般廃棄物等処理手数料の規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係)

( 1 ) ごみ処理手数料

区分		現 行	改正後
特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)	収集及び運搬	1 個につき 1,500 円	1 個につき 1,950 円
	搬入	1 個につき 1,000 円	1 個につき 1,300 円
粗大ごみ	収集、運搬及び処分	1kg につき 25 円を基準として品目別に規則で設定(1 個につき)	10kg につき 320 円を基準として品目別に規則で設定(1 個につき)
	搬入	10kg につき 120 円	10kg につき 150 円
上記以外の廃棄物 (100kg 以上)	収集、運搬及び処分	10kg につき 250 円	10kg につき 320 円
	搬入	10kg につき 120 円	10kg につき 150 円
事業系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥等を除く。)	収集、運搬及び処分	10kg につき 360 円	廃止
	搬入	10kg につき 180 円	10kg につき 230 円
産業廃棄物の搬入		10kg につき 180 円	10kg につき 230 円

特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)とは、特定家庭用機器再商品化法(平成 1 0 年法律第 9 7 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものをいう。

( 2 ) し尿等処理手数料

ア し尿

区分		現 行	改正後
家庭系し尿	基本料金	100 円	廃止
	(世帯人員 1 人当たり月 36 リットル以下の場合) 1 人につき月額	120 円	220 円
	(人員によりがたい場合) 36 リットルにつき	120 円	220 円
事業系し尿	基本料金	100 円	廃止
	36 リットルにつき	180 円	250 円

イ 浄化槽汚泥等(収集及び運搬)

区分		現 行	改正後
家庭系浄化 槽汚泥等	基本料金	600 円	廃止
	36 リットルにつき	120 円	170 円
事業系浄化 槽汚泥等	基本料金	600 円	廃止
	36 リットルにつき	180 円	230 円

2 施行期日等

( 1 ) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

( 2 ) 経過措置

改正後の 1 ( 1 ) の規定(特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについては、なお従前の例によることとするもの

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について  
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市下水道条例の一部を改正する条例  
相模原市下水道条例(昭和43年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ところによる」を削る。

第7条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、「検査済証」とあるのは、「認定証」と読み替えるものとする。

第8条第2項及び第8条の2第2項中「、その他」を「その他」に改める。

第8条の3第1項第1号中「その」を「、その」に改め、同条第2項中「前項第4号」を「同項第4号」に改める。

第16条の7第1号中「処分をした」を「処分をし、又は必要な措置を命じた」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「指定下水道工事店」を「下水道工事店」に、「登録等」を「指定等」に改め、同条第1号中「指定下水道工事店登録手数料」を「下水道工事店指定手数料」に、「10,000円」を「12,200円」に、「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「2,300円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「3,200円」に、「7,000円」を「8,600円」に、「2,000円」を「2,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後にされる下水道工事店の指定等の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた下水道工事店の指定等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、下水道工事店の指定等の申請に係る手数料の額の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第108号関係資料

### 相模原市下水道条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

下水道工事店の指定等の申請に係る手数料の額の規定の改正(第18条関係)

区分	現 行	改正後
下水道工事店指定手数料		
新規	10,000円	12,200円
更新	3,000円	3,500円
責任技術者登録手数料	2,000円	2,300円
再交付手数料		
相模原市指定下水道工事店証	3,000円	3,200円
相模原市指定下水道工事店標 示板	7,000円	8,600円
相模原市排水設備工事責任技 術者証	2,000円	2,300円

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成28年4月1日

##### (2) 経過措置

改正後の1の規定は、この条例の施行の日以後にされる下水道工事店の指定等の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた下水道工事店の指定等の申請に係る手数料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

相模原市立公民館条例(昭和 39 年相模原市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「および」を「及び」に改める。

第 3 条の見出し中「使用」を「利用」に、「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「および」を「及び」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 4 条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第 5 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条各号列記以外の部分及び第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 3 号中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第 6 条中「使用者は、使用」を「利用者は、利用」に改める。

第 8 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「利用者」に改める。

附則第 4 項中「桂北公民館」を「相模湖公民館」に、「使用に」を「利用に」に改める。

附則第 8 項中「使用に」を「利用に」に改める。

附則第 9 項の表中 「 使用区分 」 を 「 利用区分 」 に改める。

別表中 「 桂北公民館 」 を 「 相模湖公民館 」 に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### 提案の理由

桂北公民館の名称を相模湖公民館に変更するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 案内図



### 施設の概要

変更後の名称	相模湖公民館
位置	相模原市緑区与瀬1134番地3
構造	木造2階建
延べ床面積	939.34㎡

相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例

相模原市体育館に関する条例(昭和 3 2 年相模原市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「使用できる」を「利用できる」に改める。

第 6 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条第 1 項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に改め、同条第 3 項中「許可」を「承認」に改め、同項第 3 号中「使用する」を「利用する」に改める。

第 7 条の見出し中「使用許可」を「利用承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用の許可」を「利用の承認」に改め、「又は」の次に「利用を」を加え、「使用者」を「利用者」に改め、同条第 2 号中「使用の許可」を「利用の承認」に改め、同条第 3 号中「使用の」を「利用の」に、「使用した」を「利用した」に改め、同条第 4 号中「使用の許可」を「利用の承認」に改める。

第 8 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「定める」を「掲げる額に教育委員会規則で定める利用単位時間を 3 0 分で除して得た値を乗じて得た額の」に改め、同条第 2 項中「ある」の次に「と認める」を加える。

第 9 条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第 1 0 条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用の制限」を「利用の制限」に改め、同条第 2

項中「使用者」を「利用者」に改める。

第20条第1号中「使用できる」を「利用できる」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に改め、同条第3号中「許可」を「承認」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

(1) 本館使用料

用途の区分	利用種別	金額
スポーツの場合	入場料を徴収しない場合30分につき	190円
	入場料を徴収する場合30分につき	440円
その他の場合	入場料を徴収しない場合30分につき	310円
	入場料を徴収する場合30分につき	630円

(2) 附属施設使用料

施設の名称	単位	金額
弓道場	30分につき	90円
柔道場	30分につき	90円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条第1項及び別表の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市体育館の利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 0 号関係資料

相模原市体育館に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市体育館の利用に係る使用料の規定の改正(第 8 条及び別表関係)

( 1 ) 利用単位時間による使用料の計算

使用料の額は、( 2 )及び( 3 )の改正後の使用料の額に教育委員会規則で定める利用単位時間を 3 0 分で除して得た値を乗じて得た額とするもの

( 2 ) 本館使用料

用途の 区分	利用種別	金 額							改正後  3 0 分 につき
		現 行							
		午前 8:30 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	昼間 8:30 ~ 17:00	昼夜 13:00 ~ 22:00	全日 8:30 ~ 22:00		
ス ポ ー ツ の 場 合	入場料を 徴収しな い場合	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円	190円	
	入場料を 徴収する 場合	2,300円	2,600円	3,000円	4,900円	5,600円	7,900円	440円	
そ の 他 の 場 合	入場料を 徴収しな い場合	1,500円	1,800円	2,300円	3,300円	4,100円	5,600円	310円	
	入場料を 徴収する 場合	3,000円	3,800円	4,500円	6,800円	8,300円	11,300円	630円	

( 3 ) 附属施設使用料

	金 額	
	現 行	改正後

施設の名称	午前 8:30 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	昼間 8:30 ~ 17:00	昼夜 13:00 ~ 22:00	全日 8:30 ~ 22:00	30分 につき
弓道場	300円	500円	800円	800円	1,300円	1,600円	90円
柔道場	300円	500円	800円	800円	1,300円	1,600円	90円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1(1)、(2)及び(3)の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例

相模原市立総合体育館条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「別表第 1 項第 1 号アの表全日(9 時 ~ 2 2 時)の欄」を「別表第 1 項第 1 号アの表」に、「同表午前(9 時 ~ 1 2 時)の欄」を「同表」に改める。

第 7 条及び第 8 条ただし書中「教育委員会規則」を「、教育委員会規則」に改める。

第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第 1 項第 1 号アの表を次のように改める。

施設区分		単位(時間)	1 日 (9 時 ~ 2 2 時)	
相模原市立総合体育館	大体育室	1 / 3	13,000円	
		1 / 2	19,500円	
		2 / 3	26,000円	
		全面	39,000円	
	中体育室	1 / 2	9,100円	
		全面	18,200円	
	小体育室			10,400円
	柔道場	1 / 2	3,900円	
全面		7,800円		

相模原市立北総合 体育館	剣道場	1 / 2	3,900円
		全面	7,800円
	弓道場		5,700円
	会議室	1 / 2	2,850円
		全面	5,700円
	体育室	1 / 3	9,550円
		1 / 2	14,300円
		2 / 3	19,100円
		全面	28,600円
	多目的室		2,800円
	柔道場		2,800円
	剣道場兼卓 球場	1 / 2	2,850円
		全面	5,700円
	弓道場		5,700円
大会議室		5,700円	
小会議室		2,800円	

別表第1項第1号イを削り、同号ウ(ア)及び(イ)中「大体育室」の次に「中体育室」を加え、同号ウを同号イとし、同号エ中「上表「全日」欄」を「アの表」に、「ウ」を「イ」に改め、同号エを同号ウとし、同項第2号アの表を次のように改める。

施設区分		単位(時間)	1日 (9時～22時)
相模原市立総合体 育館	大体育室		施設区分ごとに 大人 1,170円 小人 390円 (中学生以下の者) 小学生未満の者 無料
	中体育室		
	小体育室		
	柔道場		
	剣道場		
	弓道場		
相模原市立北総合 体育館	体育室	大人 780円	
	多目的室	小人 390円	

柔道場	(中学生以下の者)
剣道場兼卓球場	小学生未満の者 無料
弓道場	

別表第1項第2号イの表相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の項中「600円」を「780円」に、「300円」を「390円」に改め、同号ウ中「上表」を「イの表」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第6条第2項及び別表第1項第1号の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1項第2号ア及びイの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 1 号関係資料

相模原市立総合体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

( 1 ) 施設の専用利用料金

ア 基本利用料金

施設区分 単位(時間)			現 行				改正後
			午前 ( 9 時 ~ 1 2 時 )	午後 ( 1 3 時 ~ 1 7 時 )	夜間 ( 1 8 時 ~ 2 2 時 )	全日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )	1 日 ( 9 時 ~ 2 2 時 )
相 模 原 市 立 綜 合 体 育 館	大体育室	1 / 3	2,800円	3,600円	3,600円	10,000円	13,000円
		1 / 2	4,200円	5,400円	5,400円	15,000円	19,500円
		2 / 3	5,600円	7,200円	7,200円	20,000円	26,000円
		全面	8,400円	10,800円	10,800円	30,000円	39,000円
	中体育室	1 / 2	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	9,100円
		全面	4,000円	5,000円	5,000円	14,000円	18,200円
	小体育室		2,200円	2,900円	2,900円	8,000円	10,400円
	柔道場	1 / 2	800円	1,100円	1,100円	3,000円	3,900円
		全面	1,600円	2,200円	2,200円	6,000円	7,800円
	剣道場	1 / 2	800円	1,100円	1,100円	3,000円	3,900円
		全面	1,600円	2,200円	2,200円	6,000円	7,800円
	弓道場		1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	5,700円
	会議室	1 / 2	600円	800円	800円	2,200円	2,850円
		全面	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	5,700円
相 模 原	体育室	1 / 3	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円	9,550円
		1 / 2	3,000円	4,000円	4,000円	11,000円	14,300円
		2 / 3	4,000円	5,400円	5,400円	14,800円	19,100円

市立北総合体育館	全面	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円	28,600円	
	多目的室	600円	800円	800円	2,200円	2,800円	
	柔道場	600円	800円	800円	2,200円	2,800円	
	剣道場兼	1 / 2	600円	800円	800円	2,200円	2,850円
	卓球場	全面	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	5,700円
	弓道場		1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	5,700円
	大会議室		1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	5,700円
	小会議室		600円	800円	800円	2,200円	2,800円

イ 加算利用料金

(ア) 利用者が、営利を目的として利用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収するときは、大体育室及び体育室にあっては全面の基本利用料金を3.5倍した額を加算することとしているが、中体育室にあっては同様に加算することとするもの

(イ) (ア)以外の場合で、利用者が入場料を徴収するときは、大体育室及び体育室にあっては全面の基本利用料金を2倍した額を加算することとしているが、中体育室にあっては同様に加算することとするもの

(2) 施設の個人利用料金

ア 大体育室等

施設区分		現 行			改正後
		午前 (9時～ 12時)	午後 (13時～ 17時)	夜間 (18時～ 22時)	1日 (9時～22時)
相模原市立総合体育館	大体育室	各単位につき、施設区分ごとに			施設区分ごとに 大人 1,170円 小人 390円 (中学生以下の者) 小学生未満の者 無料
	中体育室	大人	300円		
	小体育室	小人	100円		
	柔道場	(中学生以下の者)			
	剣道場	小学生未満の者 無料			
相模原市立北	弓道場	各単位につき、施設区分ごとに			施設区分ごとに
相模原市立北	体育室	大人	200円		大人 780円
	多目的室	小人	100円		小人 390円

総合体 育館	柔道場	(中学生以下の者)	(中学生以下の者)
	剣道場兼 卓球場	小学生未満の者 無料	小学生未満の者 無料
	弓道場		

イ トレーニング室

施設区分	単位(時間)	1日 (9時~22時)	
		現 行	改正後
相模原市立総合体育館 及び相模原市立北総合 体育館	大人	600円	780円
	小人	300円	390円
	(中学生以下の者) 小学生未満の者 無料		(中学生以下の者) 小学生未満の者 無料

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

ア 改正後の1(1)の規定は、平成28年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正後の1(2)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について  
相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例  
相模原市立総合水泳場条例(平成 8 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように  
改正する。

別表第 1 第 2 項第 1 号の表中	「	「		「		」
		2 , 5 0 0 円		3 , 2 0 0 円		
		1 , 2 5 0 円		1 , 6 0 0 円	を	
		6 0 0 円		7 8 0 円		
	3 0 0 円		3 9 0 円			
	」				」	

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立  
総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 2 号関係資料

相模原市立総合水泳場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

施設の個人利用の基本利用料金

施設区分		単 位	金 額	
			現 行	改正後
プール	大人	1 日	2 , 5 0 0 円	3 , 2 0 0 円
	小人	( 9 時 ~ 2 1 時 3 0 分 )	1 , 2 5 0 円	1 , 6 0 0 円
トレーニング室	大人	1 日	6 0 0 円	7 8 0 円
	小人	( 9 時 ~ 2 1 時 3 0 分 )	3 0 0 円	3 9 0 円

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「(以下「利用者」という。)」を削る。

第 9 条第 1 号中「利用者が第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が同条第 2 項」に改める。

別表第 3 第 1 号の表大野台南テニスコートの項中「1,000円」を「1,300

	「		「		
		大人300円 小人150円 (中学生以下の者)		大人 390円 小人 190円 (中学生以下の者)	
円」に改め、別表第 3 第 2 号アの表中		1面につき 市内 1,000円 市外 5,000円	を	1面につき 市内 1,300円 市外 6,500円	に改
		200円		260円	
		」		」	

「

4,000円	16,000円
2,000円	8,000円
1,000円	4,000円
1面につき 2時間 1,000円	1面につき 2時間 3,000円
2時間につ き 200円	2時間につ き 600円
2時間につ き 1,000円	2時間につ き 3,000円
超過1時間 につき 200円	超過1時間 につき 600円

を

め、別表第3第5号アの表中

」

「

5,200円	20,800円
2,600円	10,400円
1,300円	5,200円
1面につき 2時間 1,300円	1面につき 2時間 3,900円
2時間につ き 260円	2時間につ き 780円
2時間につ き	2時間につ き

に改める。

」

1,300円	3,900円
超過 1 時間 につき	超過 1 時間 につき
260円	780円

」

別表第 4 第 1 号の表ふじのマレットゴルフ場の項中「100円」を「130円」に、「300円」を「390円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 3 第 1 号、第 2 号ア(小倉プールに係る部分を除く。)及び第 5 号アの規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立グラウンド等体育施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 3 号関係資料

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立グラウンド等体育施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正  
(別表第 3 及び別表第 4 関係)

( 1 ) 大野台南テニスコートの施設使用料

利用単位	使用料	
	現 行	改正後
2 時間につき	1 面につき 1,000 円	1 面につき 1,300 円

( 2 ) 小倉プール及び小倉テニスコートの施設使用料

施設名・利用区分	利用単位	使用料	
		現 行	改正後
小倉プール	1 日につき	大人 300 円 小人 150 円 (中学生以下の者)	大人 390 円 小人 190 円 (中学生以下の者)
小倉テニスコート	2 時間につき	1 面につき 市内 1,000 円 市外 5,000 円	1 面につき 市内 1,300 円 市外 6,500 円
	練習板のみ	30 分につき	200 円

( 3 ) 名倉グラウンドの施設使用料

利用区分	利用時間区分	使用料			
		現 行		改正後	
		市 内	市 外	市 内	市 外
多目的	全面	4,000 円	16,000 円	5,200 円	20,800 円
	8 時 30 分から 12 時 30 分まで				
的	全面	4,000 円	16,000 円	5,200 円	20,800 円
	13 時から 17 時まで				
的	半面				
	全面				
	半面				

グ ラ ウ ン ド	1 2 時 3 0 分まで	2,000円	8,000円	2,600円	10,400円
	1 3 時から 1 7 時まで				
	1 7 時 3 0 分から 1 9 時 3 0 分まで	1,000円	4,000円	1,300円	5,200円
	1 9 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで				
	テニ ス コ ー ト	8 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで	1 面につき 2 時間 1,000円	1 面につき 2 時間 3,000円	1 面につき 2 時間 1,300円
ゲ ー ト ボ ー ル 場	8 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで	2 時間につき 200円	2 時間につき 600円	2 時間につき 260円	2 時間につき 780円
多 目 的 室	8 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分まで	2 時間につき 1,000円 超過 1 時間 につき 200円	2 時間につき 3,000円 超過 1 時間 につき 600円	2 時間につき 1,300円 超過 1 時間 につき 260円	2 時間につき 3,900円 超過 1 時間 につき 780円

(4) ふじのマレットゴルフ場の施設利用料金

利用料金			
現 行		改正後	
市 内	市 外	市 内	市 外
1 回につき 1 0 0 円	1 回につき 3 0 0 円	1 回につき 1 3 0 円	1 回につき 3 9 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の 1 ( 1 )、( 2 ) (小倉プールに係る部分を除く。) 及び ( 3 ) の規定は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模原球場条例(平成 2 0 年相模原市条例第 4 5 号)の一部を次のよう  
に改正する。

第 7 条第 2 項ただし書中「の使用料」を削る。

「

別表第 1 項の表中

徴収した入場料の総額に 1 0 分 の 1 を乗じて得た額 ただし、その額が 8 9 , 7 0 0 円未満の場合は、8 9 , 7 0 0 円
6 , 9 0 0 円
ただし、業として、催し等に利 用する場合は、1 3 , 8 0 0 円
6 , 9 0 0 円
8 5 0 円
1 , 1 5 0 円
8 5 0 円
2 , 8 5 0 円
大人 1 0 0 円
小人 5 0 円

を

」

「

徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が115,700円未満の場合は、115,700円
8,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、17,800円
8,900円
1,100円
1,400円
1,100円
3,600円
大人 130円
小人 60円

に改め、同表備考6中「延長して」を「延長

」

し、」に、「100円」を「130円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1項の規定(体育室の個人利用に係る部分を除く。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 4 号関係資料

相模原市立相模原球場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

施設使用料

区分	単位	使用料	
		現行	改正後
グラウンド	専用利用 入場料を徴収する場合1日につき	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が89,700円未満の場合は、89,700円	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が115,700円未満の場合は、115,700円
	入場料を徴収しない場合2時間につき	6,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、13,800円	8,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、17,800円
	一般利用 1回	6,900円	8,900円
体育室	専用利用 午前9時から正午まで	850円	1,100円
	午後1時から午後5時まで	1,150円	1,400円
	午後6時から午後9時まで	850円	1,100円
	午前9時から午後9時まで	2,850円	3,600円
	延長又は繰上		

		げ30分につき	100円	130円
	個人利用	1回	大人 100円	大人 130円
			小人 50円	小人 60円
会議室		1時間につき	650円	改定なし

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

平成28年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の1の規定(体育室の個人利用に係る部分を除く。)は、平成28年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

工事請負契約について(葉山島水路機能回復工事)  
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

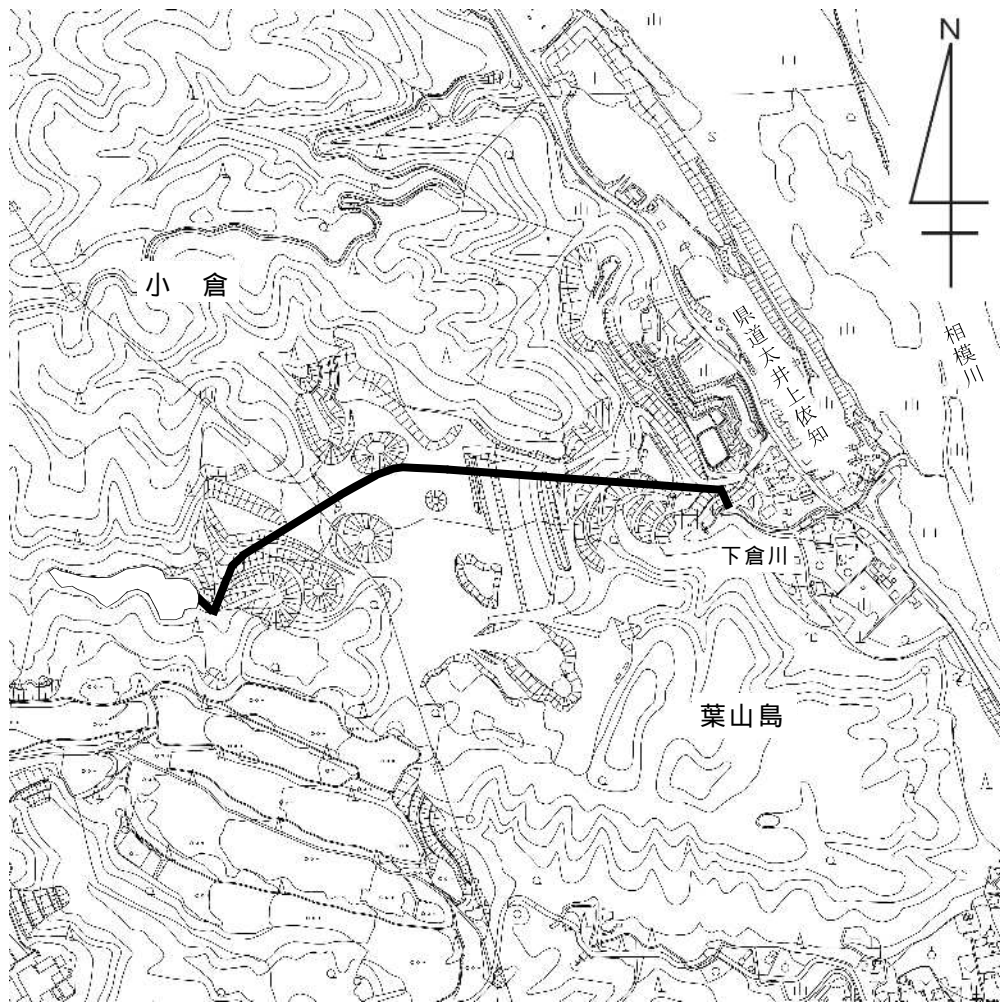
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称  
葉山島水路機能回復工事
- 2 工事の場所  
相模原市緑区葉山島 9 8 5 番から葉山島 9 7 2 番まで
- 3 契約金額  
8 9 7 , 3 2 9 , 3 4 0 円
- 4 契約の相手方  
相模原市中央区矢部 1 丁目 2 番 8 号  
丸豊建設・大野土建・アコック共同企業体  
代表者 丸豊建設株式会社  
代表取締役 広 田 寅 彦
- 5 履行期限  
本契約締結の日から 8 3 0 日以内
- 6 契約締結の方法  
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年  
相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

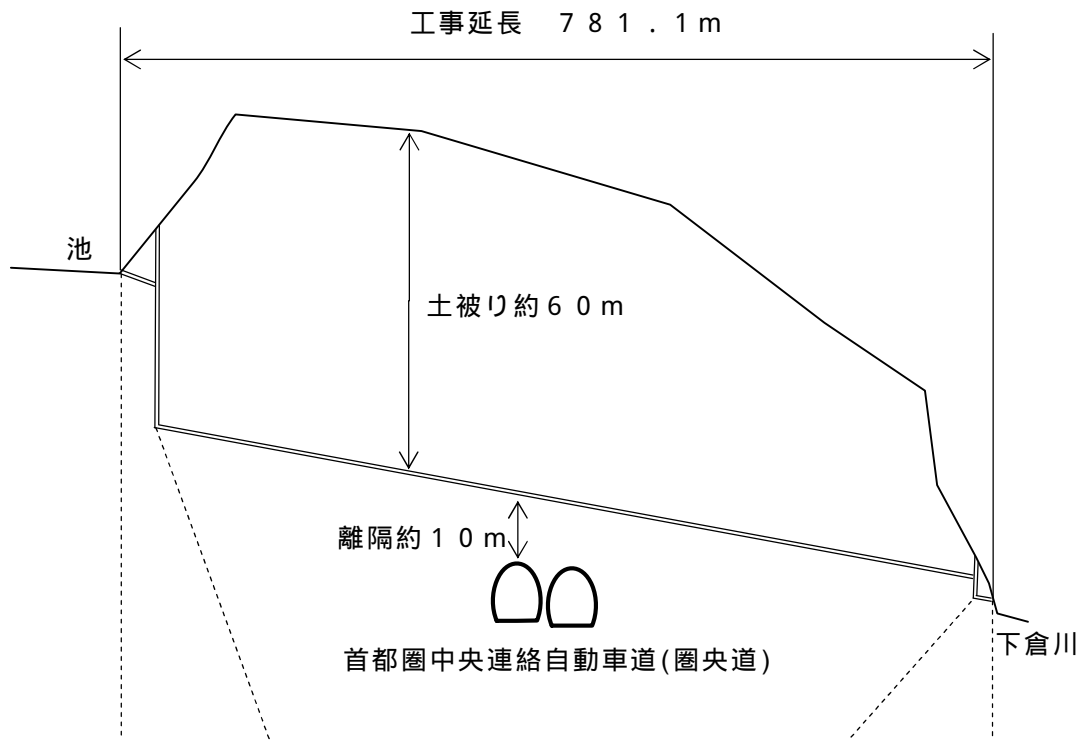
# 案内図



## 凡例

— 工事場所

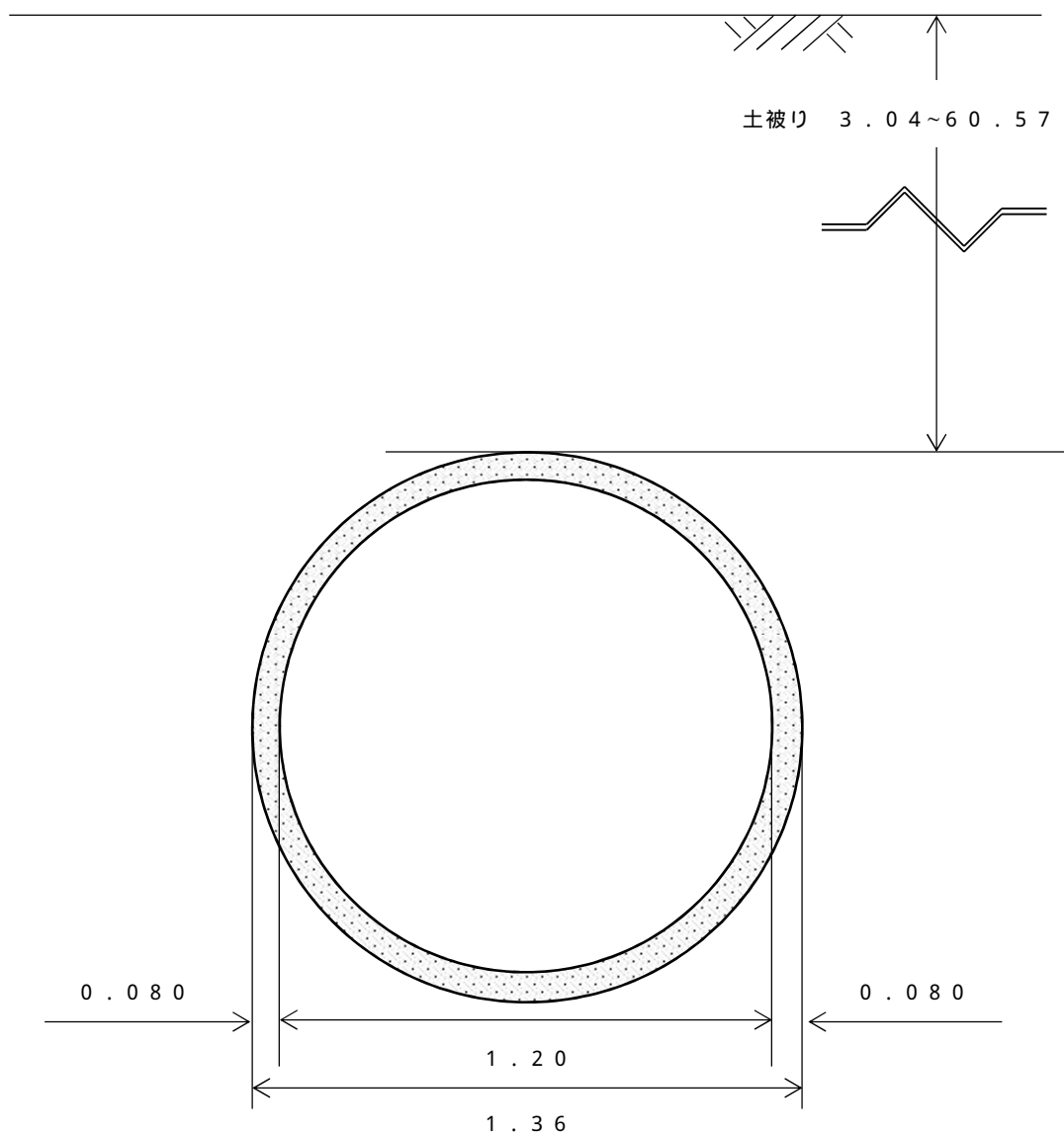
# 縦断図




工 法	開削工法		ミニシールド工法		開削工法	
勾 配 (単位 %)	3.9		3.9		3.9	
地盤高 (単位 m)	128.72	136.24			77.00	72.78
土被り (単位 m)	-0.90	32.93			3.04	1.69
管底高 (単位 m)	128.32	102.03			72.68	69.80
追加距離 (単位 m)	0.00	17.70			770.25	781.15

# 構造図

(単位 m)



## 凡例

 コンクリート

調停の申立てについて(公益施設の設置に係る建設協力金の支払請求)  
次のとおり、調停を申し立てる。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 相手方となるべき者

日新製鋼株式会社

2 管轄裁判所

東京簡易裁判所(相手方となるべき者と合意が成立した場合は、東京地方裁判所)

3 申立ての趣旨

( 1 ) 相手方は、申立人に対し、金 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を支払うこと。

( 2 ) 調停費用は、相手方の負担とすること。

4 事件の概要

( 1 ) 相手方となるべき者(平成 2 6 年 4 月に合併するまでの間は、日本金属工業株式会社(以下「旧日金工」という。))は、昭和 3 5 年に開設した旧日金工の相模原事業所(以下「旧相模原事業所」という。)を閉鎖するに当たり、旧相模原事業所の敷地が都市再生特別措置法(平成 1 4 年法律第 2 2 号)第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域に指定されたことから、平成 1 7 年 7 月に都市再生緊急整備地域内の開発に関する基本協定書を本市と締結するとともに、都市再生緊急整備地域内の開発に関する基本協定書第 4 条第 2 項に基づく確認書において、公共施設等の整備に必要な土地について無償で譲渡することを本市と確認した。

( 2 ) 旧日金工は、平成 1 8 年 2 月に改めて本市に対し、都市再生緊急整備地域内における市民文化の創造に貢献する公益施設の設置に係る用地の提供及び建設費用に関する協力についての申入れを行った。

( 3 ) 本市は、平成 2 0 年 7 月に公益施設の設置に係る協力に関する確認

書を旧日金工と締結し、旧日金工が用地の提供として緑区大山町の土地(3,660.38平方メートル。以下「寄附土地」という。)を、市立美術館の建設費用として金300,000,000円の建設協力金(以下「建設協力金」という。)を本市に寄附することを確認した。

(4)本市は、平成23年1月に旧日金工と公益施設の設置に係る協力に関する確認書を変更する確認書(以下「変更確認書」という。)を締結し、変更確認書において建設協力金に係る寄附の履行期限(以下「寄附の履行期限」という。)を平成26年3月末日と定め、寄附の履行期限までに寄附土地に整備を計画する市立美術館の基本設計予算が議会の承認を得られない見込みとなった場合には、寄附の履行期限について旧日金工と再度協議を行うこととした。

(5)本市は、平成23年4月に旧日金工から寄附土地の提供を受けたものの、建設協力金については、変更確認書において寄附の履行期限と定めていた平成26年3月末日までに旧日金工から受納することができないこととなったため、その後、旧日金工と合併した日新製鋼株式会社(以下「日新製鋼」という。)と寄附の履行に関する協議を行っていたが、日新製鋼は、変更確認書が失効していると主張し、当事者のみの協議では結論が得られない状況となった。

(6)本市は、本件問題を根本的に解決するため、裁判所に対し日新製鋼に建設協力金の支払を求める調停を申し立てる。

## 5 授権事項

この調停が成立しなかった場合は、建設協力金の支払を求める訴えを提起することができるものとする。

## 提案の理由

本市が公益施設の設置に係る協力に関する確認書に基づき日新製鋼株式会社に公益施設の設置に係る建設協力金の支払を求める調停を申し立てるに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要による。

市道の廃止について  
次のとおり、市道の路線を廃止する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

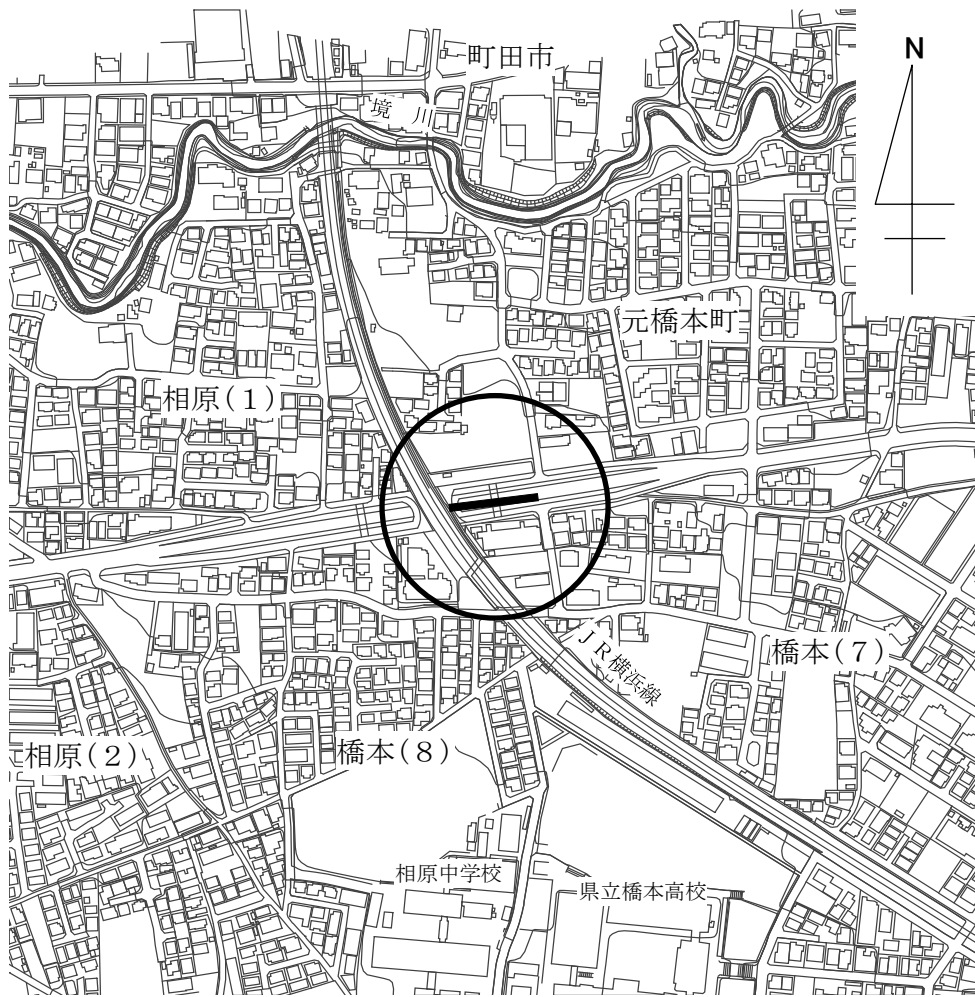
路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
橋本 77 号	緑区元橋本町 799 番 1 地先	緑区元橋本町 802 番 1 地先	2 . 7 ~ 3 . 3	6 1	別図

提案の理由

市道相原宮下の道路改良(延伸)に伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

# 別 図

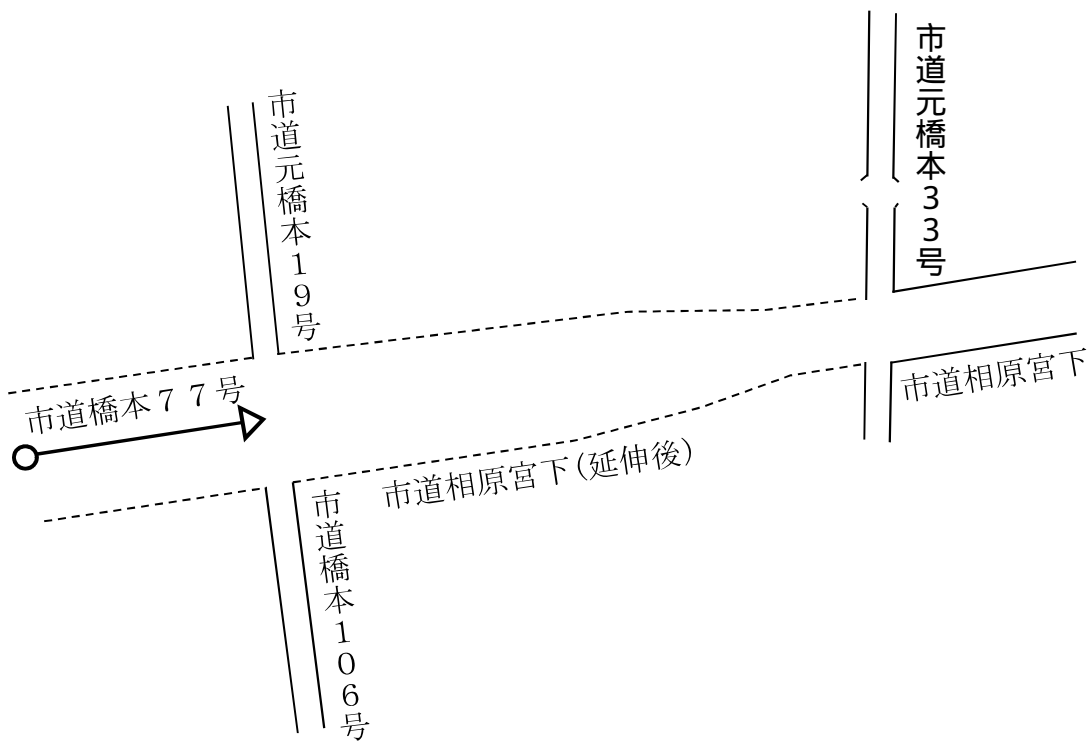
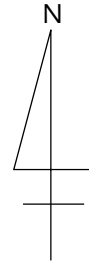
## 1 案内図




## 2 道路の概要

路線名	橋本77号
廃止の理由	市道相原宮下の道路改良(延伸)に伴う廃止
路線の所在	緑区元橋本町799番1地先

### 3 路線図



### 凡例

-  廃止路線
- 幅員 2.7m ~ 3.3m
- 延長 61m

市道の認定について  
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
相原 321号	緑区相原4丁目 699番19地先	緑区相原4丁目 699番24地先	5.0	35	別図1
相原 322号	緑区相原3丁目 831番8地先	緑区相原3丁目 836番10地先	5.0	46	別図2
大島 480号	緑区大島 3281番2地先	緑区大島 3281番6地先	4.5	35	別図3
大島 481号	緑区大島 1367番5地先	緑区大島 1367番13地先	5.0	112	別図4
下九沢 474号	緑区下九沢 2940番26地先	緑区下九沢 2940番1地先	5.0 ~ 6.0	111	別図5
又野 19号	緑区又野 693番2地先	緑区又野 706番2地先	4.5	45	別図6
上溝 913号	中央区上溝 908番20地先	中央区上溝 908番8地先	4.2 ~ 5.0	139	別図7
上溝 914号	中央区上溝 3102番25地先	中央区上溝 3102番1地先	5.0	72	別図8
上溝 915号	中央区上溝 3102番21地先	中央区上溝 3102番16地先	4.5 ~ 5.0	57	
上溝 916号	中央区上溝 4600番15地先	中央区上溝 4618番8地先	4.5 ~ 5.0	50	別図9
上矢部 107号	中央区上矢部5丁目 78番3地先	中央区上矢部5丁目 76番3地先	4.5 ~ 5.0	46	別図10

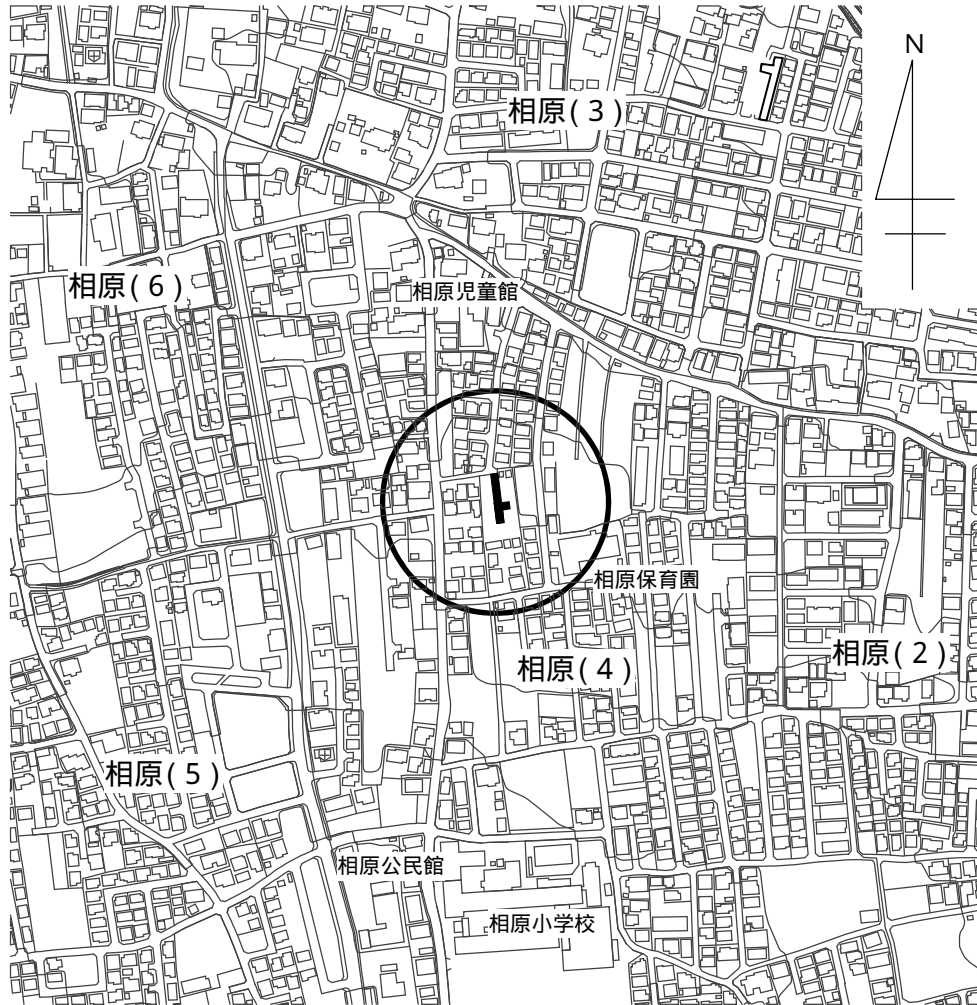
田名 1168号	中央区田名 6101番40地先	中央区田名 6101番43地先	4.0 ~ 4.5	5 5	別図 11
田名 1169号	中央区田名 6200番7地先	中央区田名 6199番3地先	4.5	5 3	別図 12
東淵野辺 33号	中央区東淵野辺 4丁目2119番20地先	中央区東淵野辺 4丁目2119番19地先	4.5 ~ 5.0	7 4	別図 13
淵野辺本町 35号	中央区淵野辺本町 2丁目395番21地先	中央区淵野辺本町 2丁目395番15地先	5.0	4 7	別図 14
淵野辺本町 36号	中央区淵野辺本町 5丁目654番6地先	中央区淵野辺本町 5丁目654番15地先	4.0 ~ 5.0	9 6	別図 15
相模大野 74号	南区相模大野 9丁目3808番68地先	南区相模大野 9丁目3808番80地先	5.0	7 9	別図 16
相模台 107号	南区相模台6丁目 1966番45地先	南区相模台6丁目 1965番2地先	4.0 ~ 4.5	3 9	別図 17
若松 87号	南区若松5丁目 3938番12地先	南区若松5丁目 3938番20地先	4.5	6 7	別図 18
宮下本町 56号	中央区宮下本町 2丁目2276番10地先	中央区宮下本町 2丁目2276番13地先	4.0 ~ 4.5	6 0	別図 19
上鶴間本町 33号	南区上鶴間本町 9丁目13番27地先	南区上鶴間本町 9丁目13番25地先	4.0	8 6	別図 20
古淵 82号	南区古淵2丁目 2209番361地先	南区古淵2丁目 2209番509地先	4.0 ~ 4.5	5 2	別図 21

#### 提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

# 別 図 1

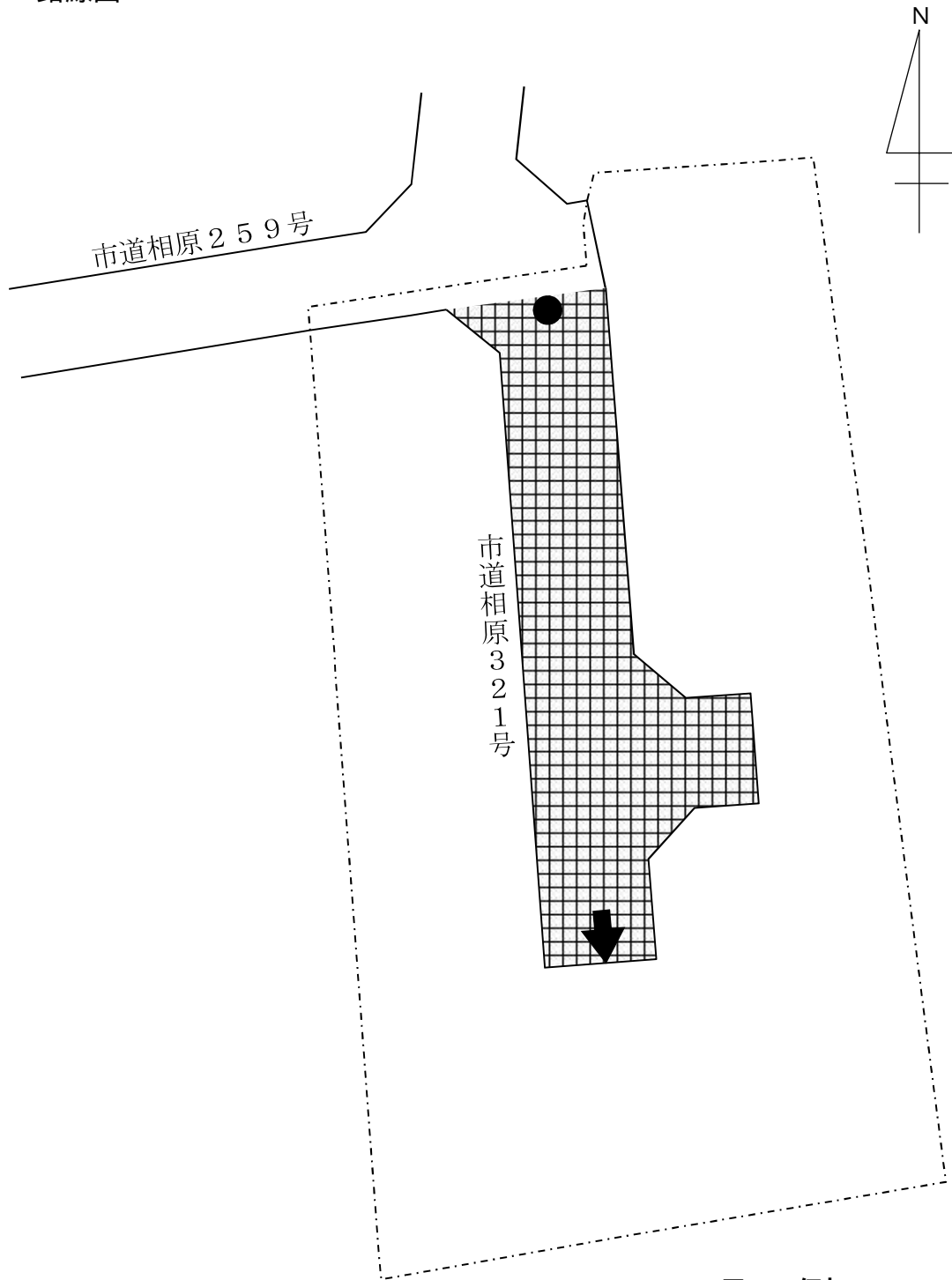
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	相原321号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原4丁目699番1 外9筆
開発行為の面積	1094.03m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 35m

# 別 図 2

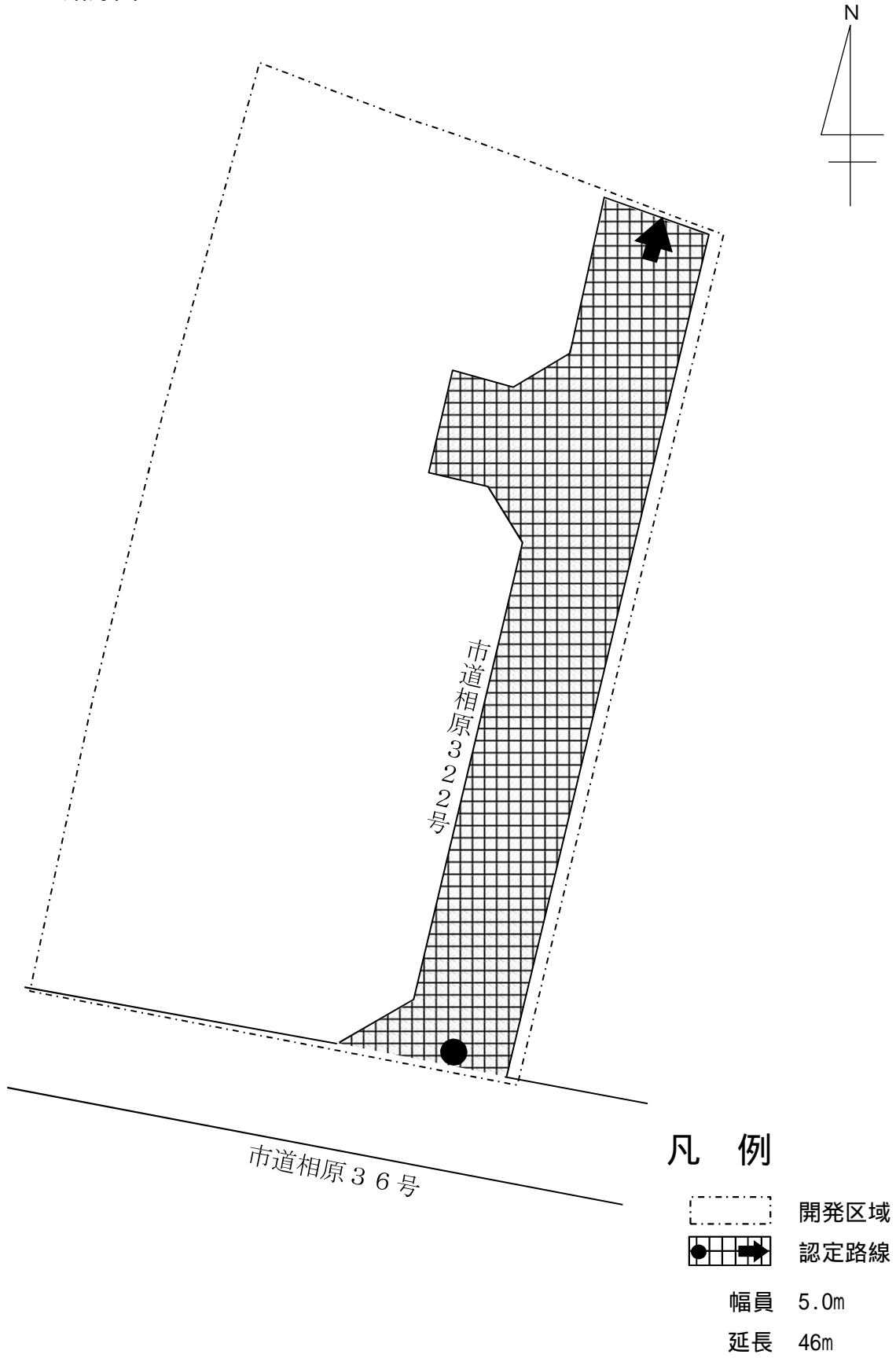
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	相原322号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原3丁目831番1 外11筆
開発行為の面積	976.80m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 3

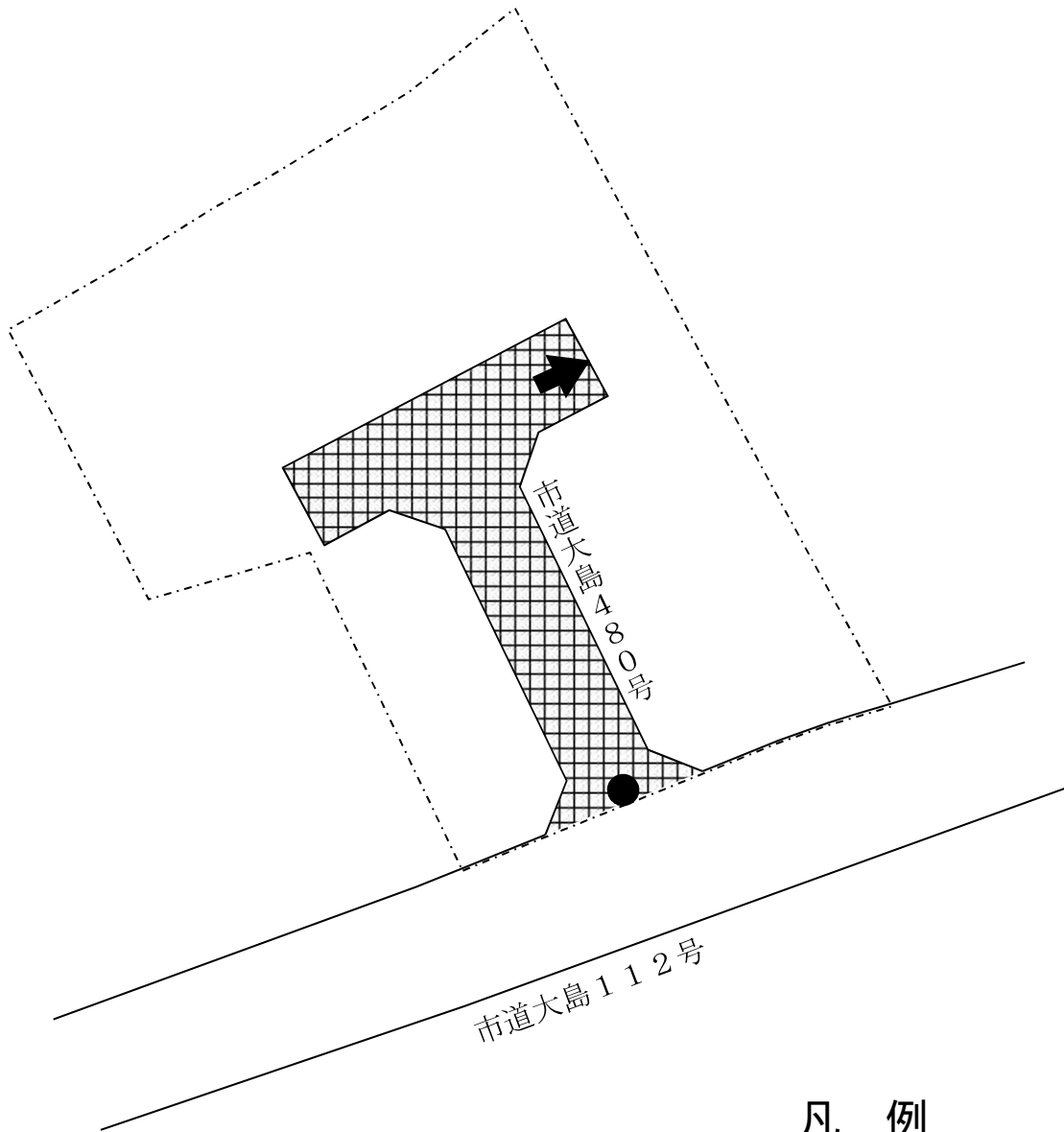
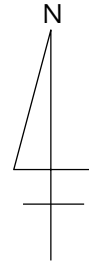
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	大島480号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区大島3281番1 外8筆
開発行為の面積	1,008.07m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

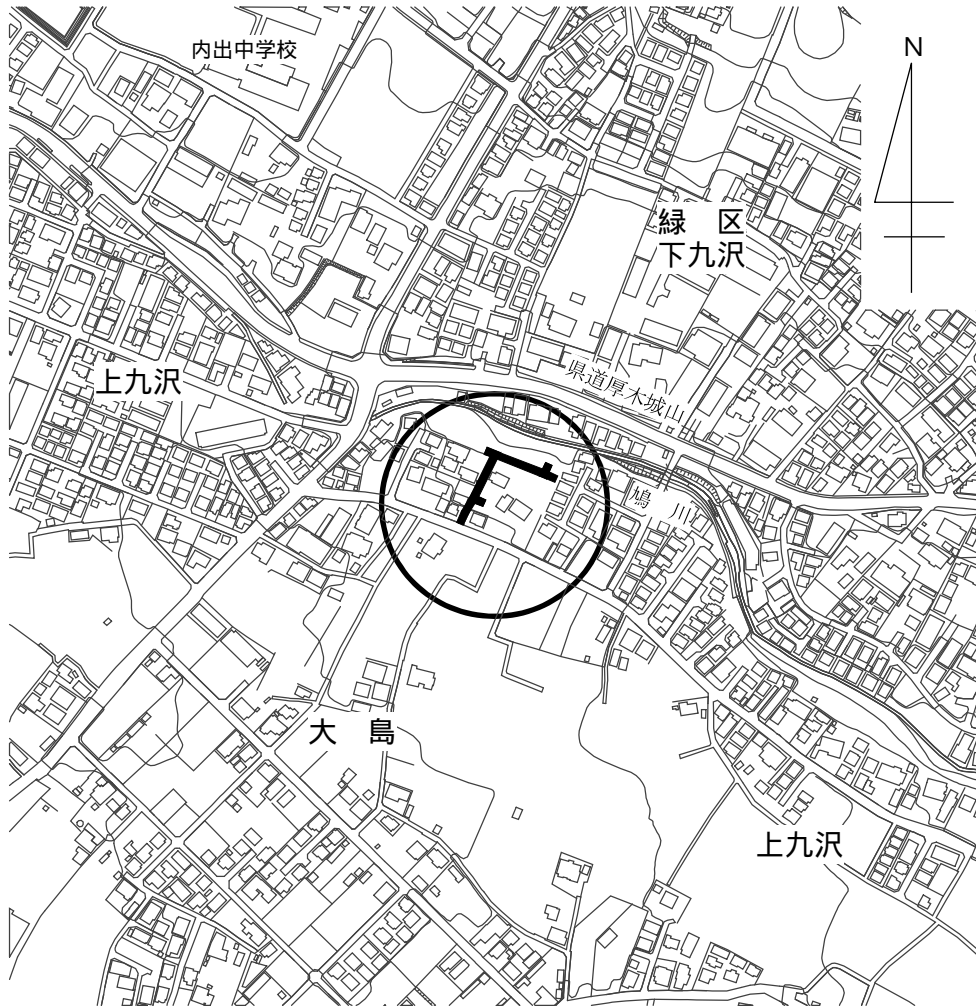


### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 35m

# 別 図 4

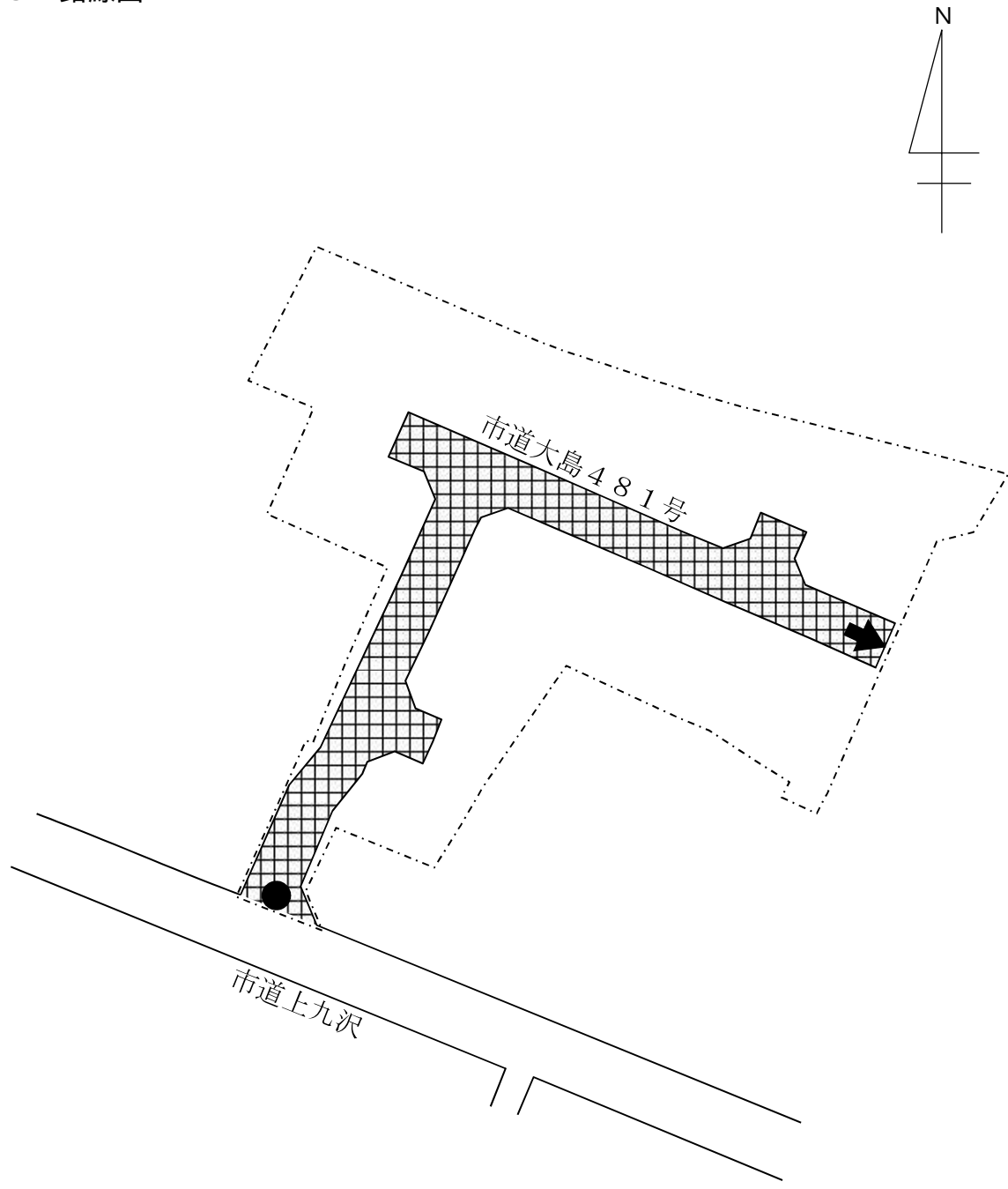
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	大島481号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区大島1367番3 外19筆
開発行為の面積	2,666.15m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅16宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 112m

# 別 図 5

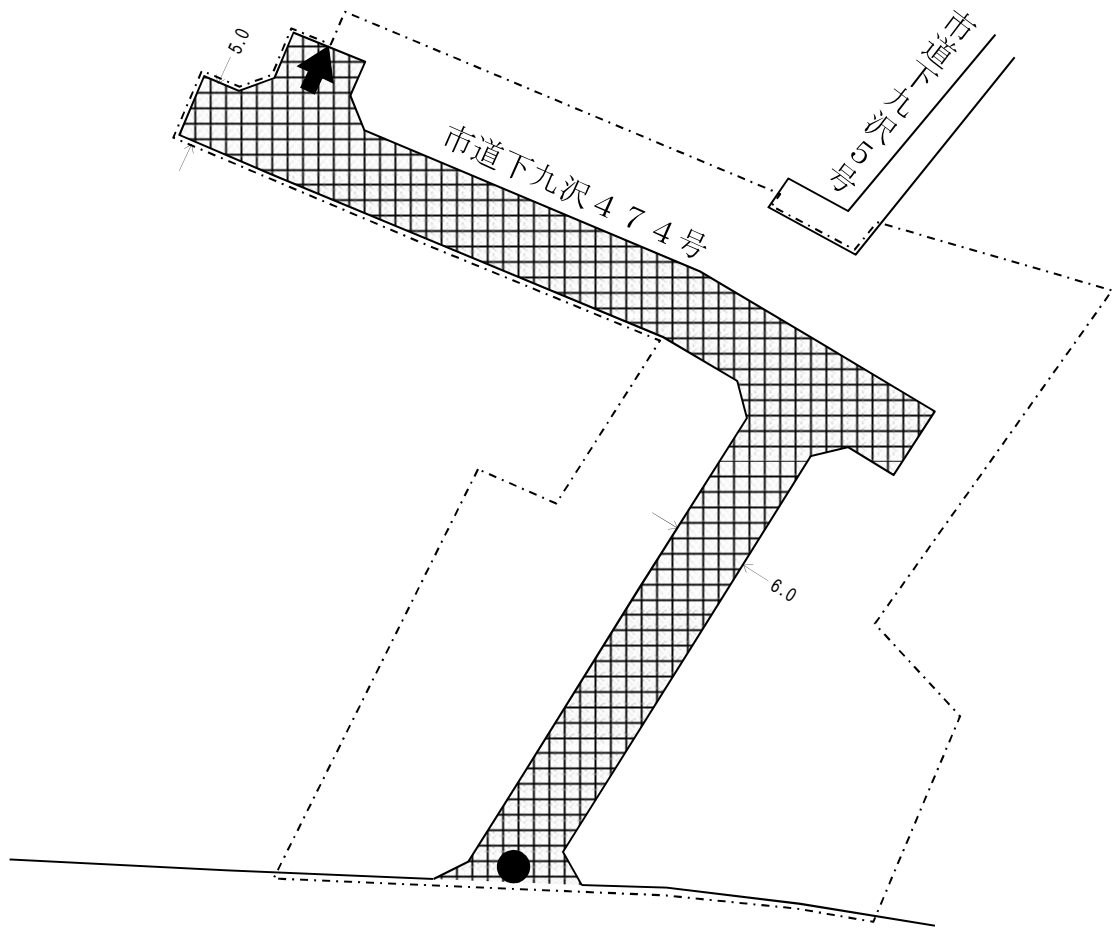
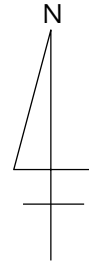
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	下九沢474号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢2940番1 外18筆
開発行為の面積	2,554.66m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

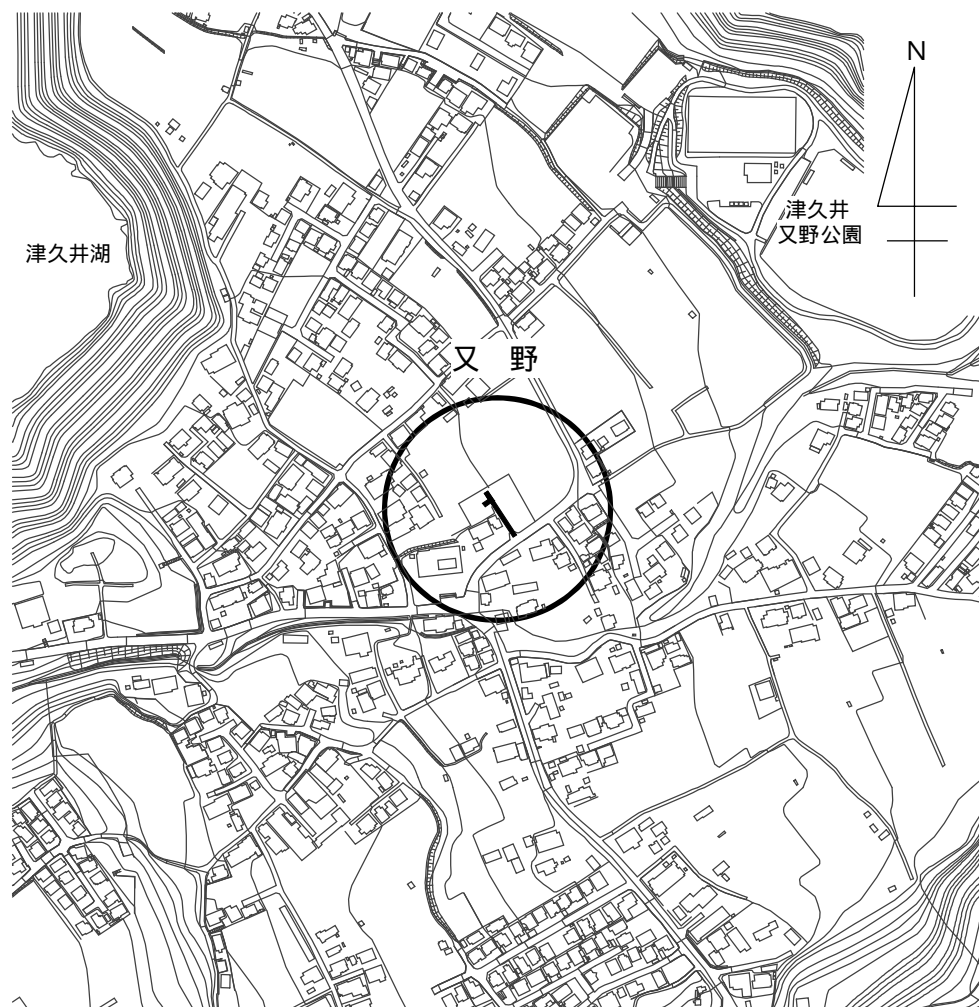


### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0~6.0m
- 延長 111m

# 別 図 6

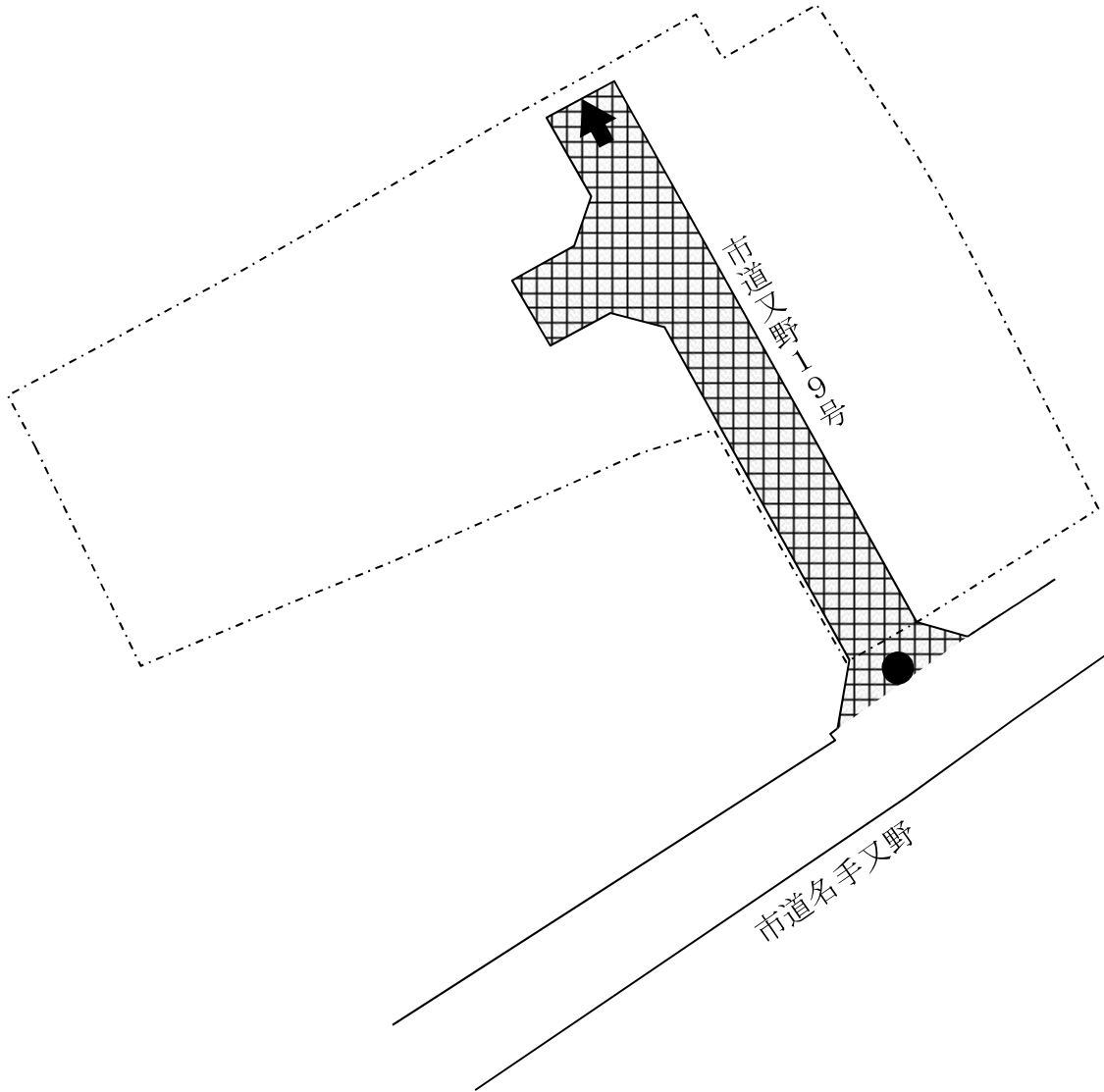
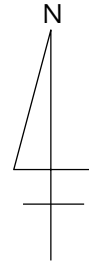
## 1 案内図



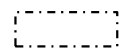
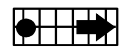
## 2 道路の概要

路線名	又野19号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区又野705番1 外12筆
開発行為の面積	1,329.80m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	非線引き都市計画区域 (用途地域の指定なし)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

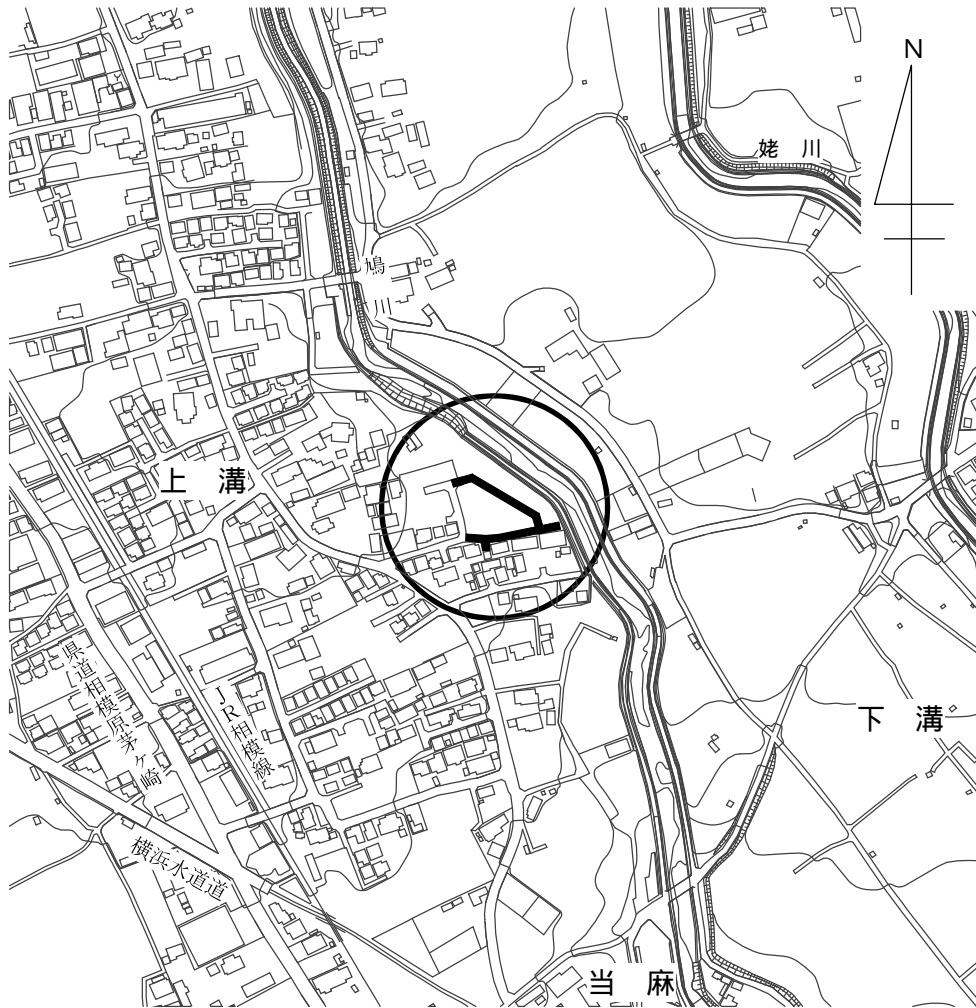


### 凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 45m

# 別 図 7

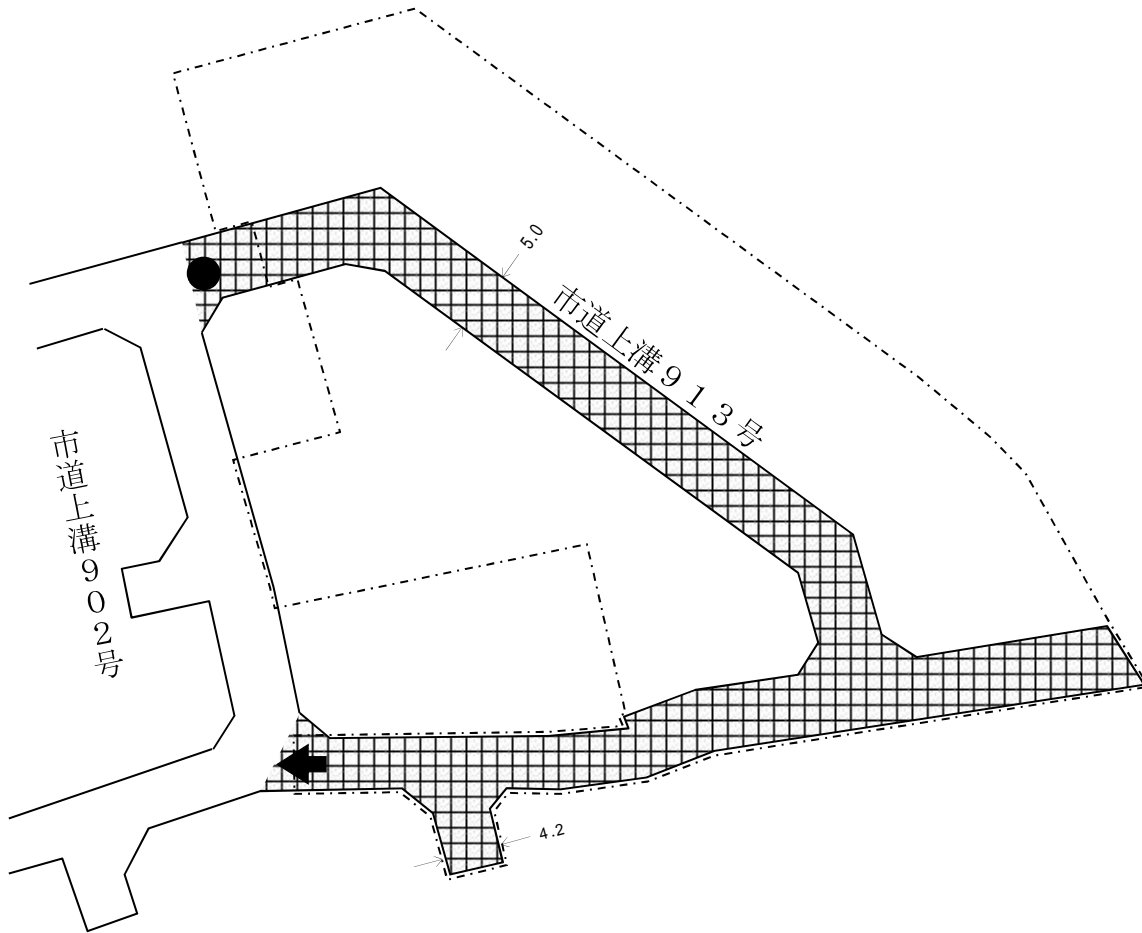
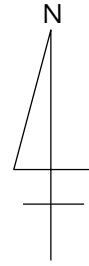
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	上溝913号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝906番14 外32筆
開発行為の面積	2,411.54m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.2 ~ 5.0m
- 延長 139m

# 別 図 8

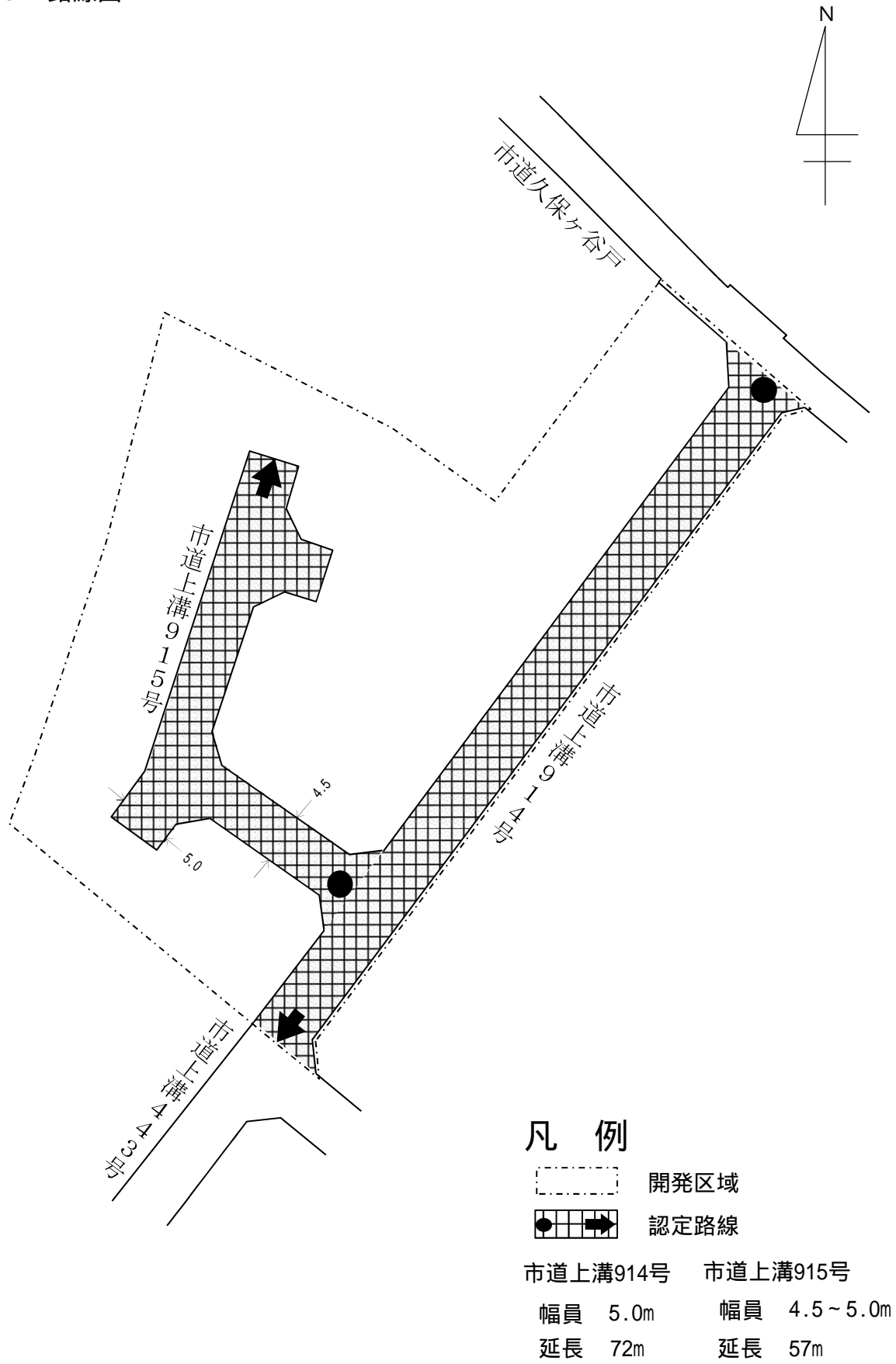
## 1 案内図



## 2 道路の概要

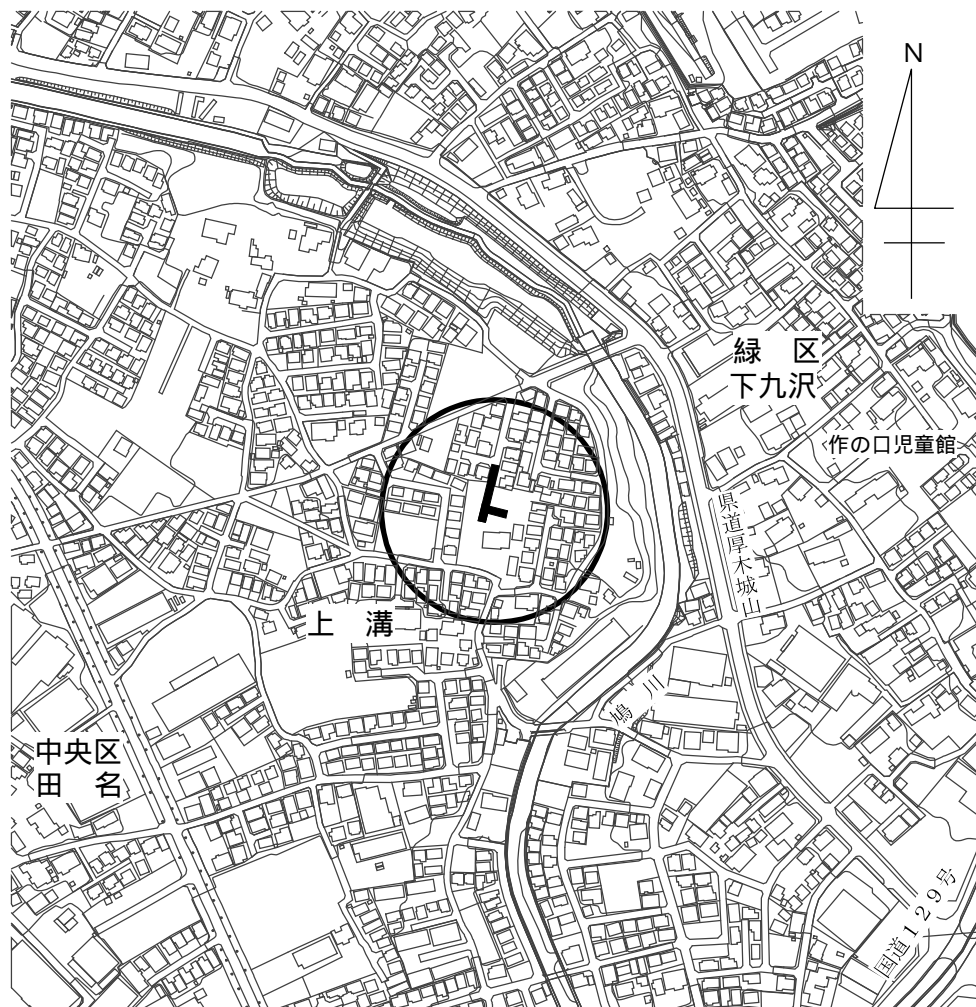
路線名	上溝914号	上溝915号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	中央区上溝3102番11 外17筆	
開発行為の面積	2,330.81m <sup>2</sup>	
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地	
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)	
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考	片隅切	車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 9

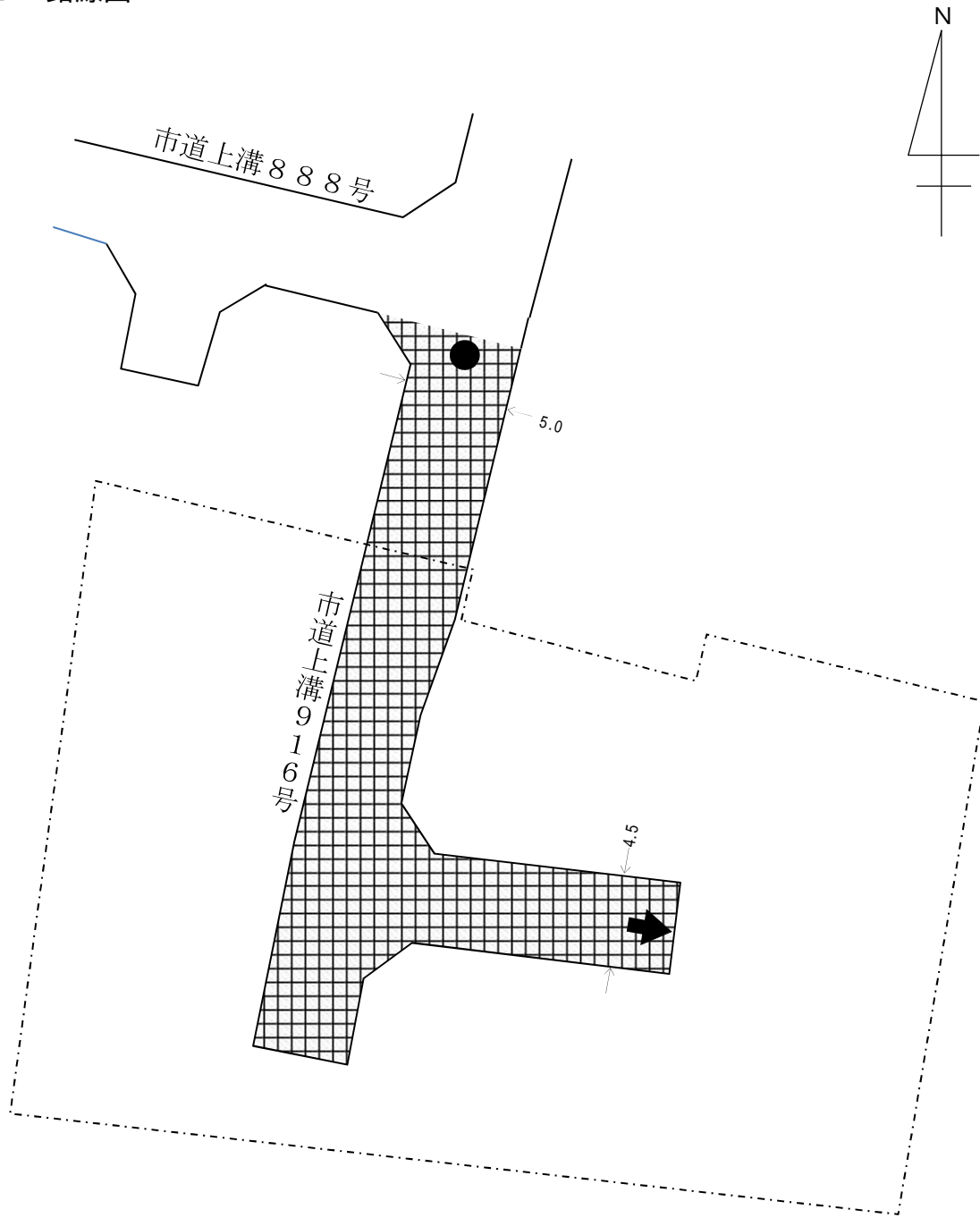
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	上溝916号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝4600番6 外16筆
開発行為の面積	1,203.92m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 50m

# 別 図 1 0

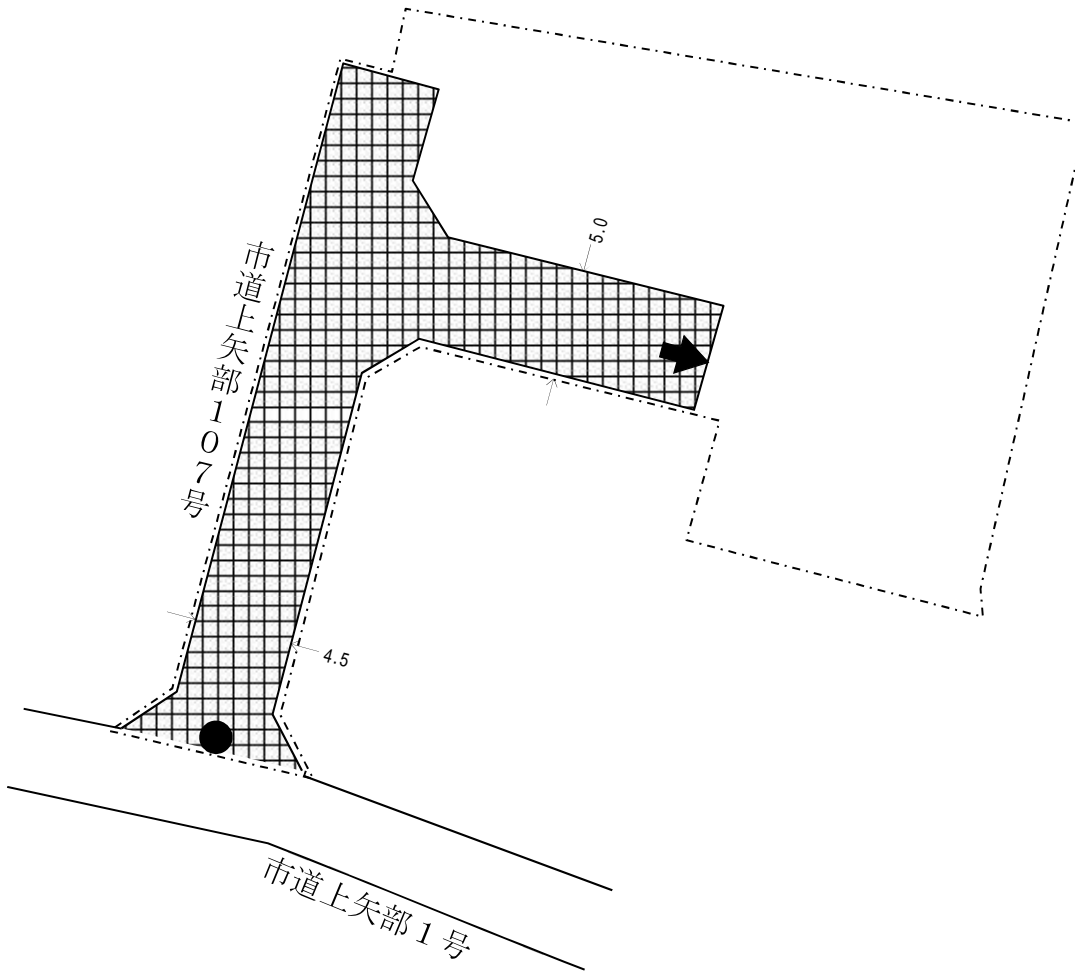
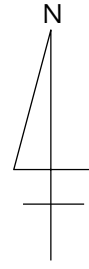
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	上矢部107号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上矢部5丁目76番2 外6筆
開発行為の面積	716.61m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅4宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

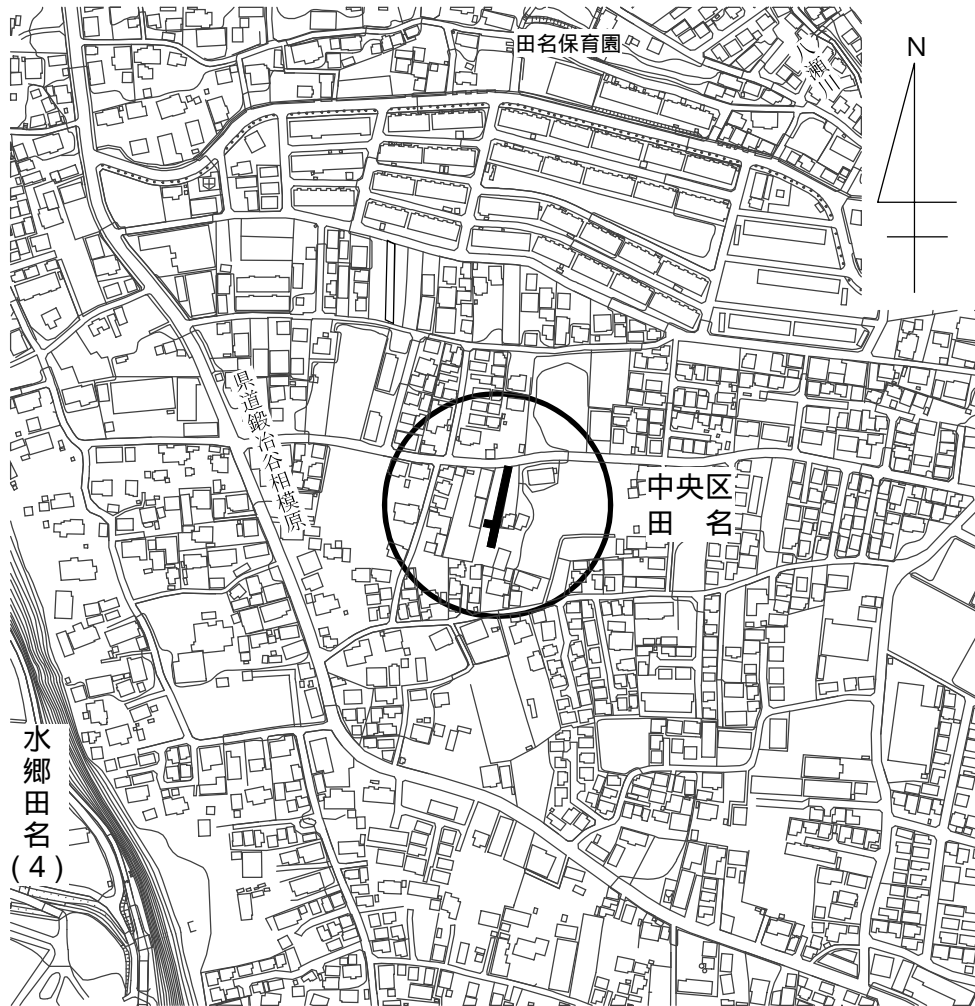


### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 46m

# 別 図 1 1

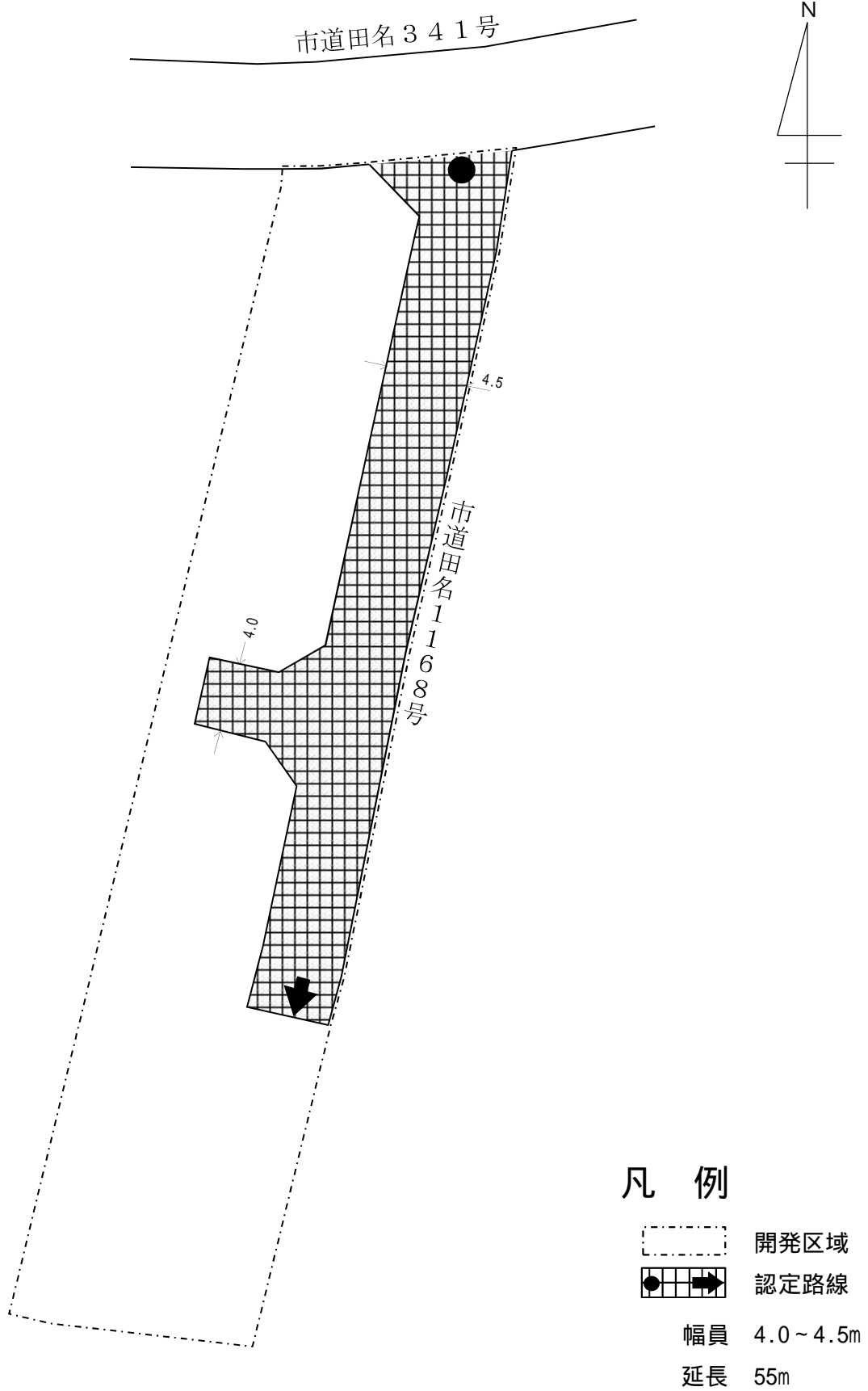
## 1 案内図



## 2 道路の概要

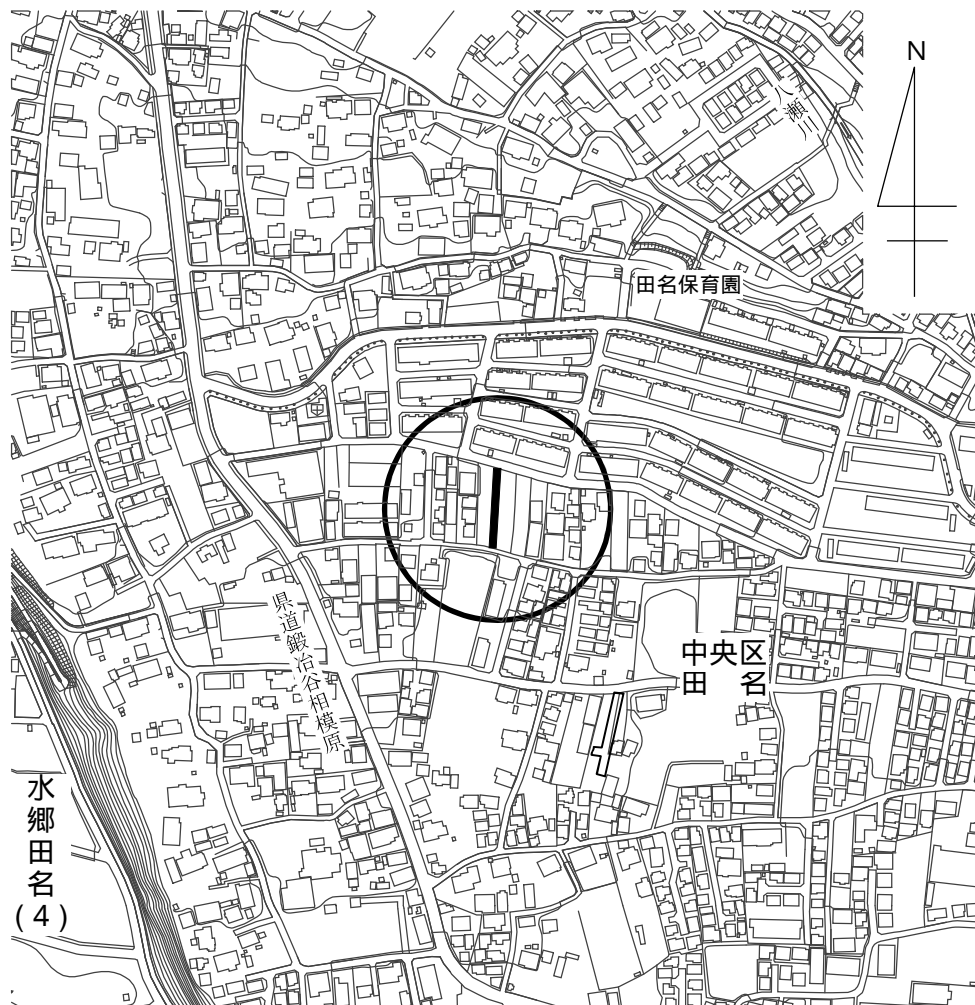
路線名	田名1168号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名6101番5 外7筆
開発行為の面積	881.07m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅5宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 1 2

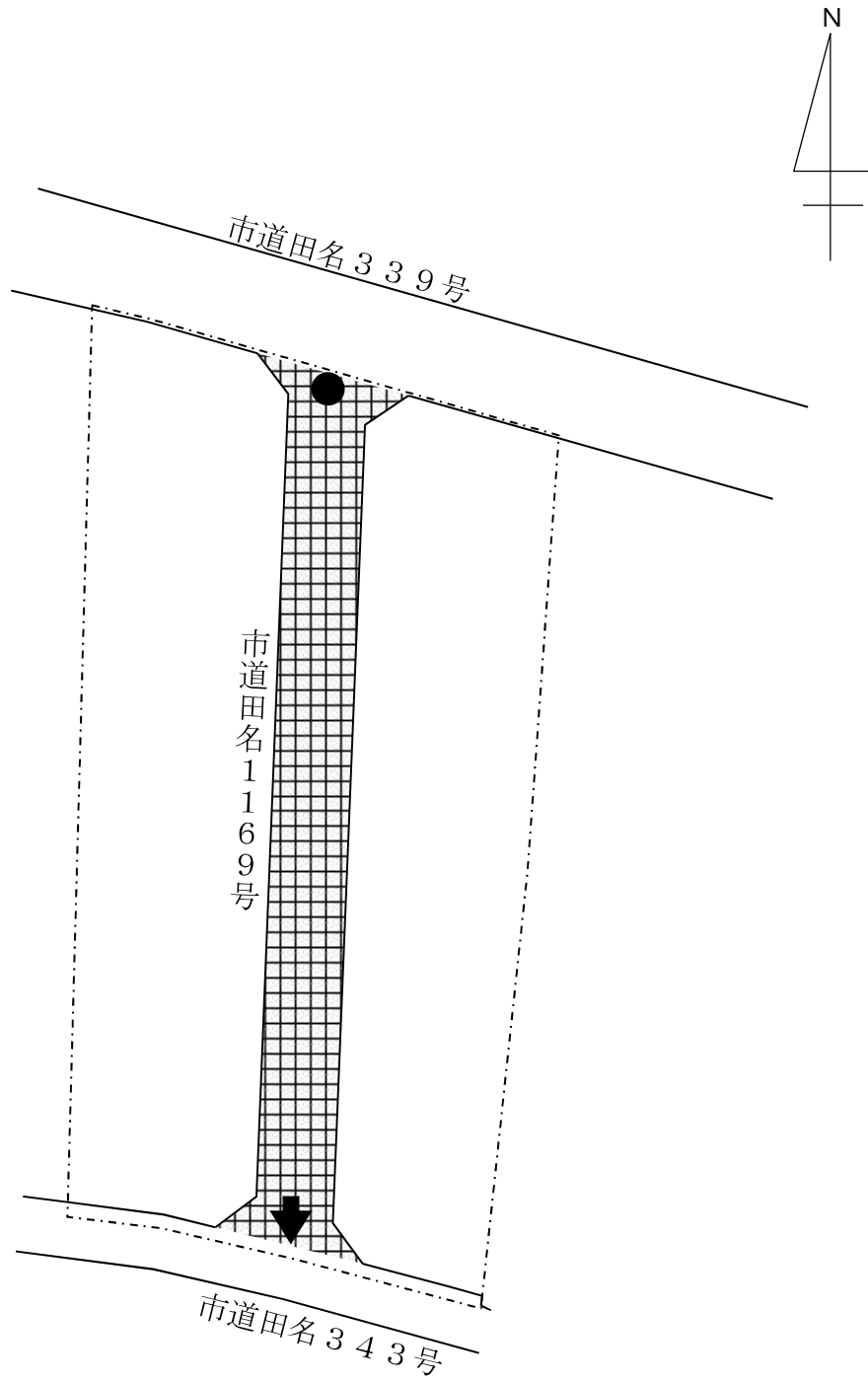
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	田名1169号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名6199番1 外14筆
開発行為の面積	1,420.42m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

### 3 路線図



### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 53m

# 別 図 1 3

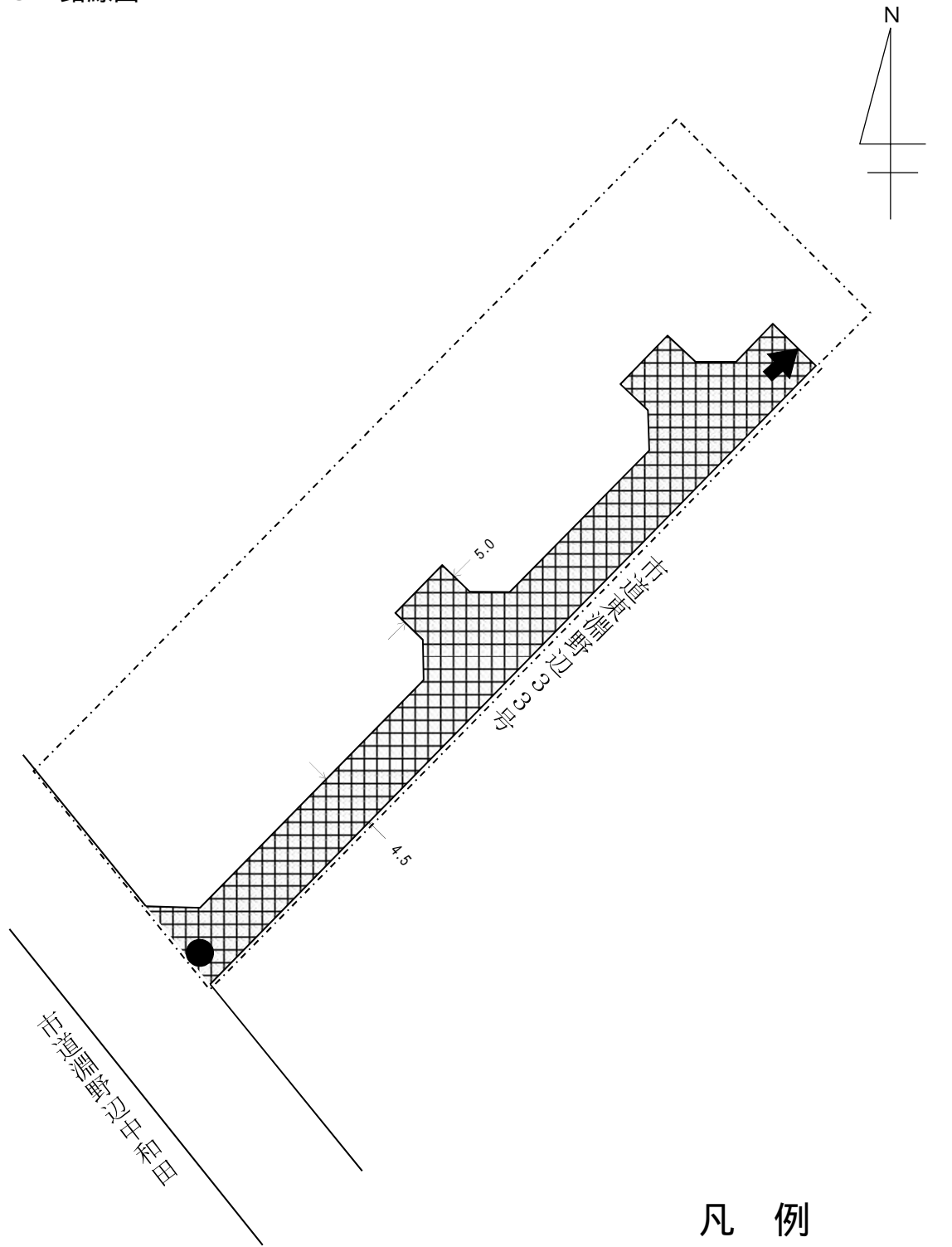
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	東淵野辺33号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺4丁目2119番1 外16筆
開発行為の面積	1,442.06m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図

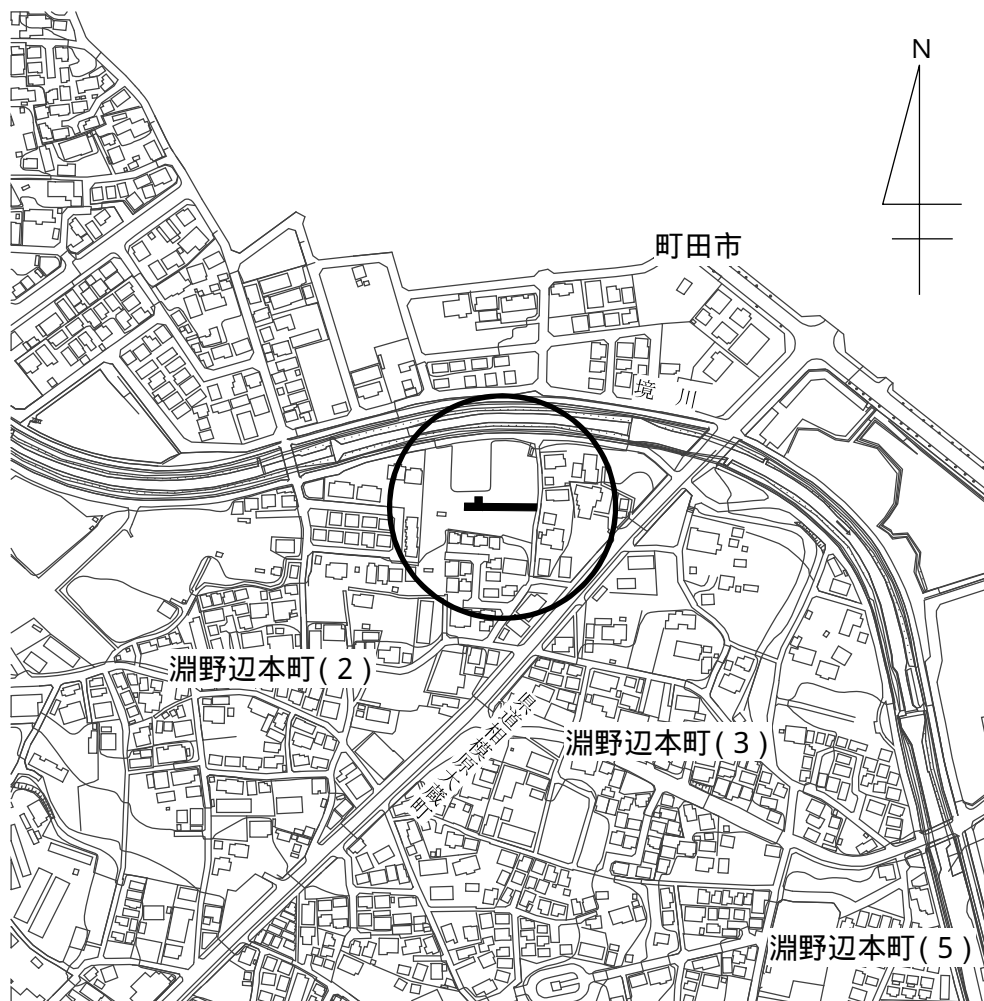


### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 74m

# 別 図 1 4

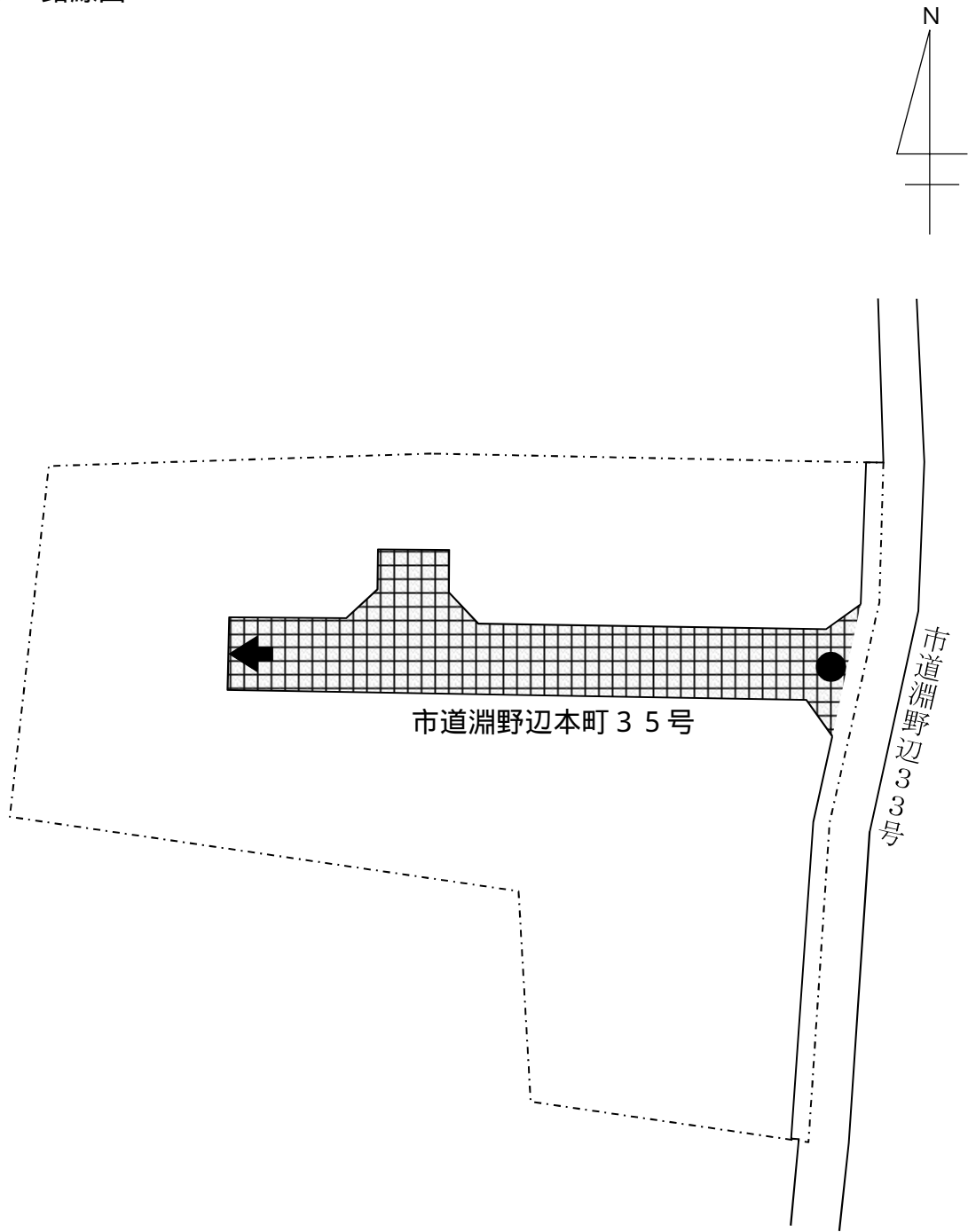
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	淵野辺本町35号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺本町2丁目395番2 外16筆
開発行為の面積	1,985.92m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・ 第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図

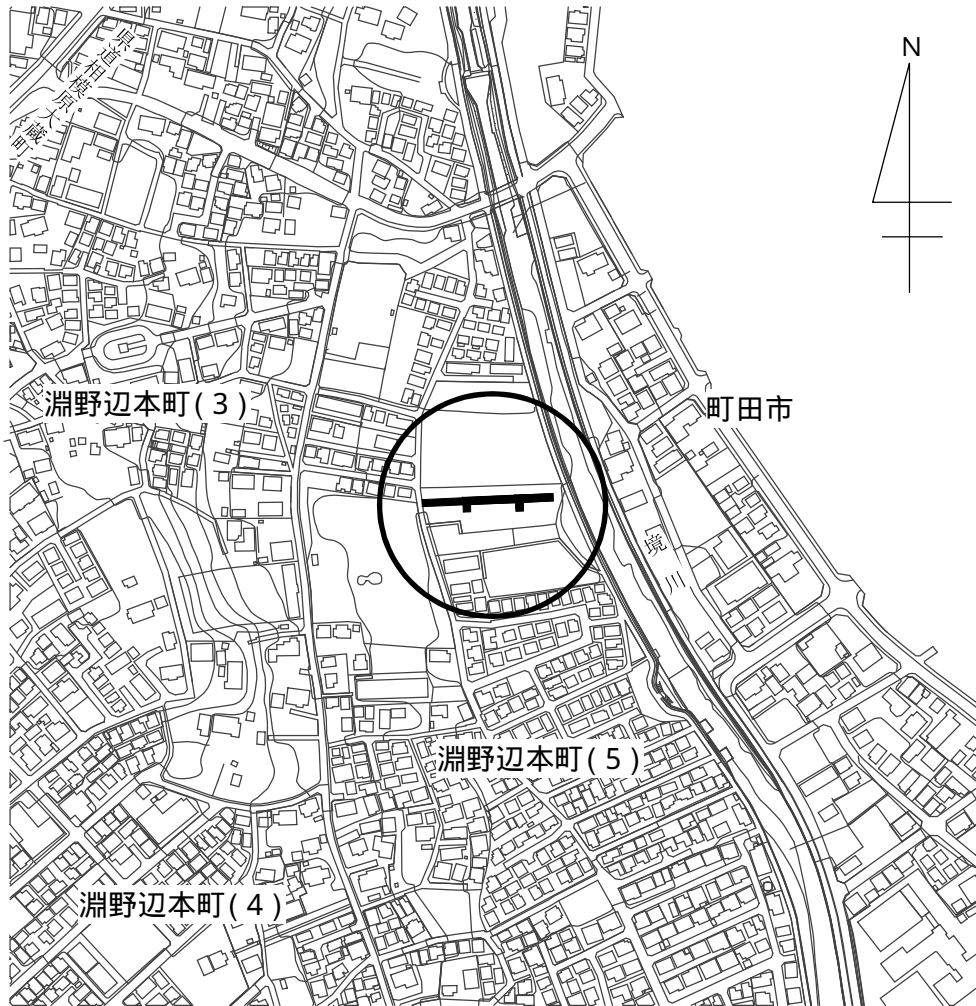


### 凡例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 47m

# 別 図 1 5

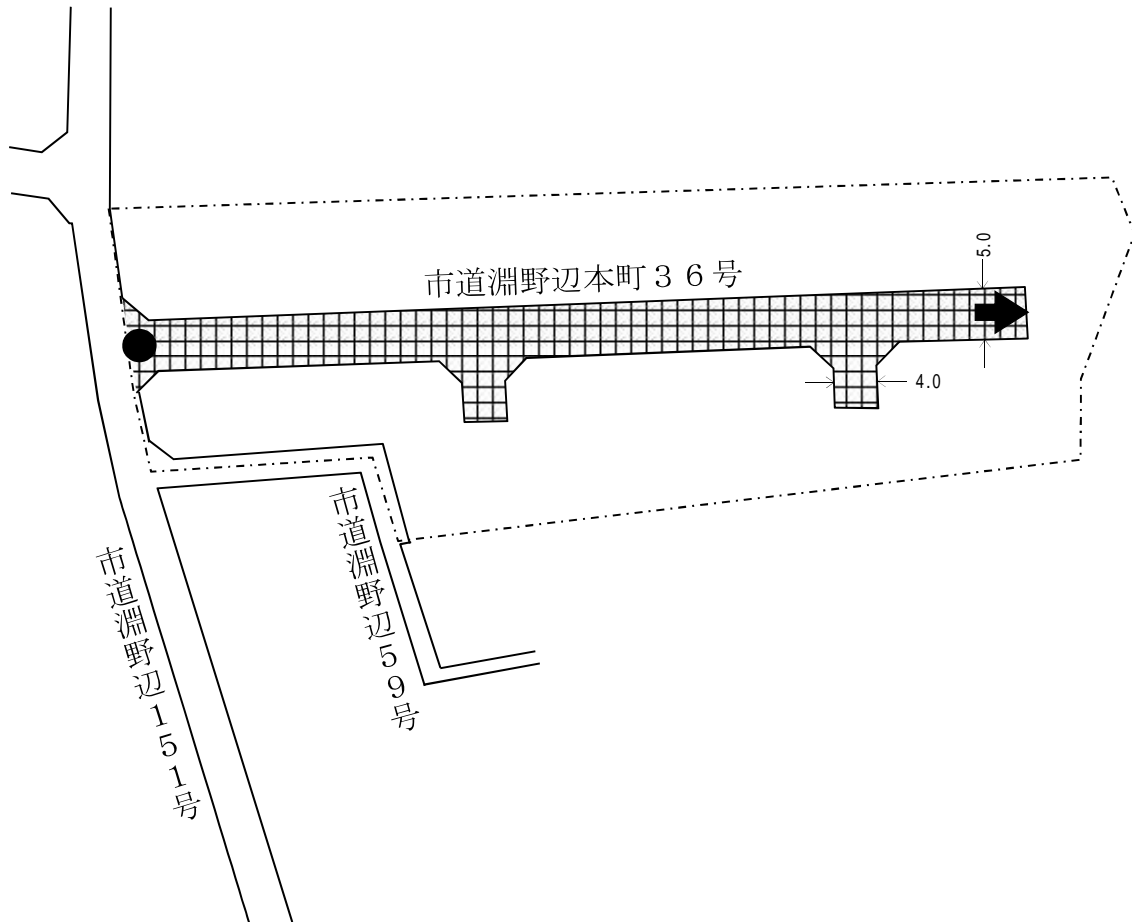
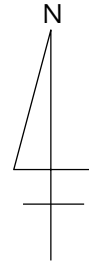
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	淵野辺本町36号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺本町5丁目654番2 外23筆
開発行為の面積	2,648.88m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅18宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~5.0m
- 延長 96m

# 別 図 1 6

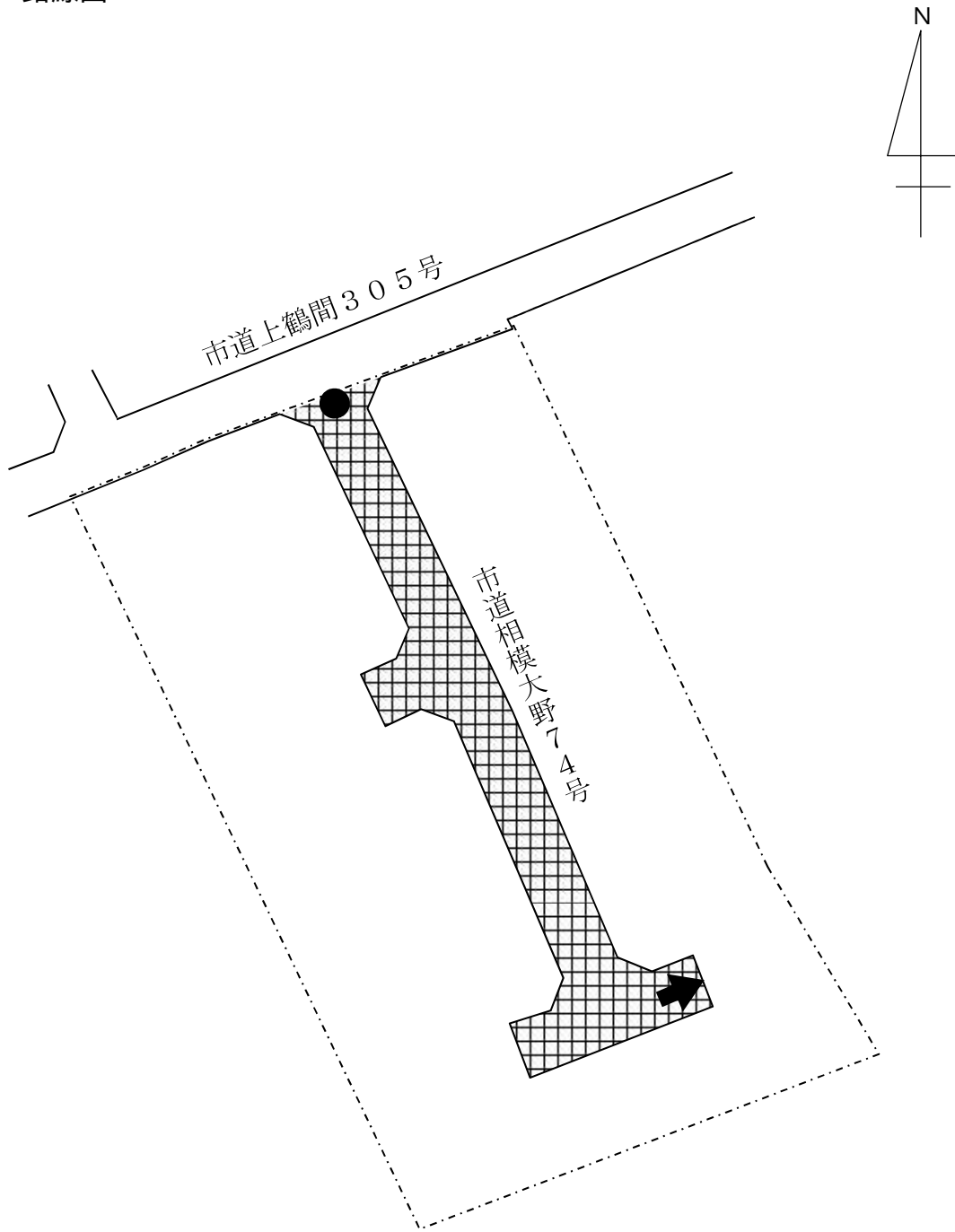
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	相模大野74号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模大野9丁目3808番7 外23筆
開発行為の面積	2,936.56m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅22宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 79m

# 別 図 1 7

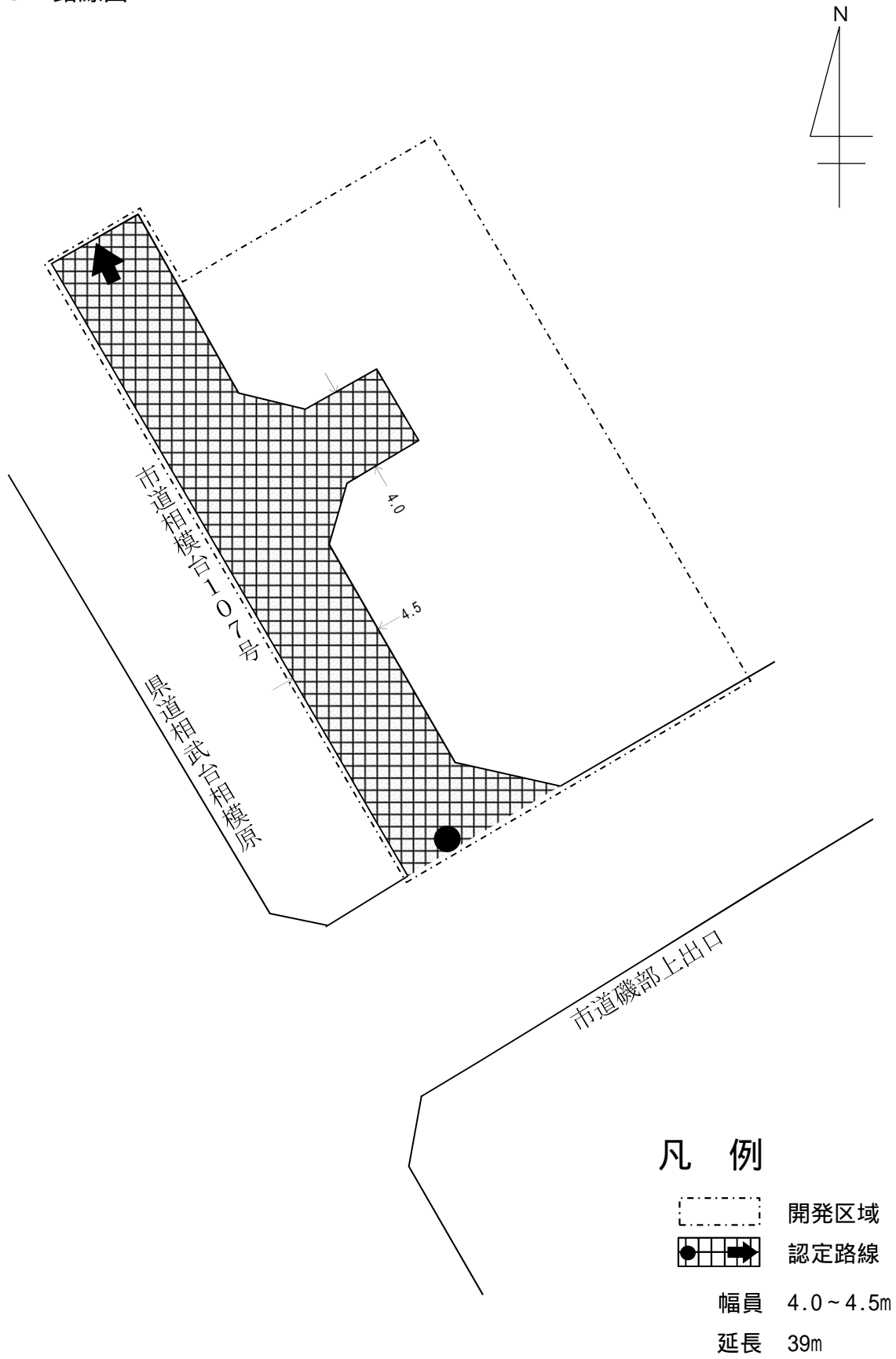
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	相模台107号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模台6丁目1966番8 外14筆
開発行為の面積	551.01m <sup>2</sup>
予定建築物の用途等	専用住宅3宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 1 8

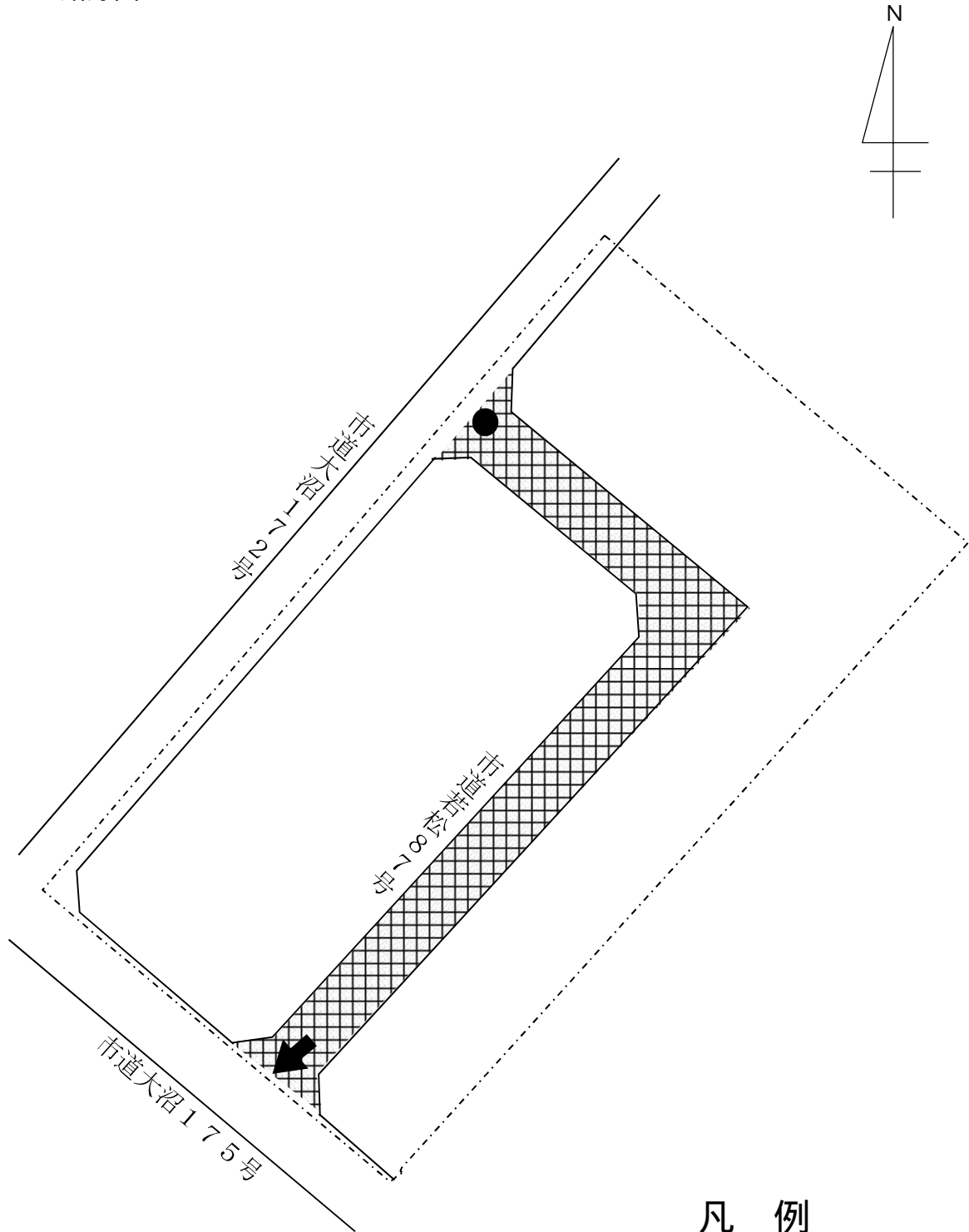
## 1 案内図





## 2 道路の概要

路線名	若松87号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区若松5丁目3938番1 外17筆
開発行為の面積	2,111.59㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・ 第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

### 3 路線図

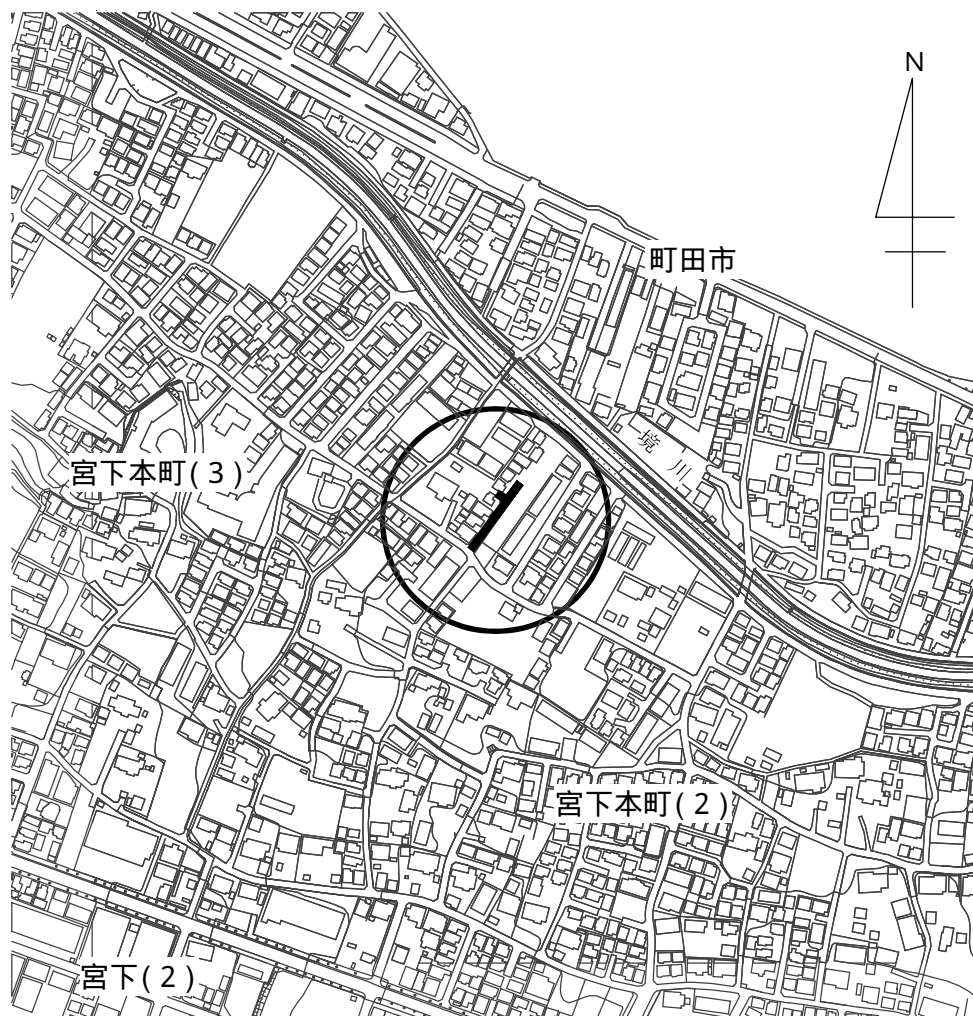


### 凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 67m

# 別 図 1 9

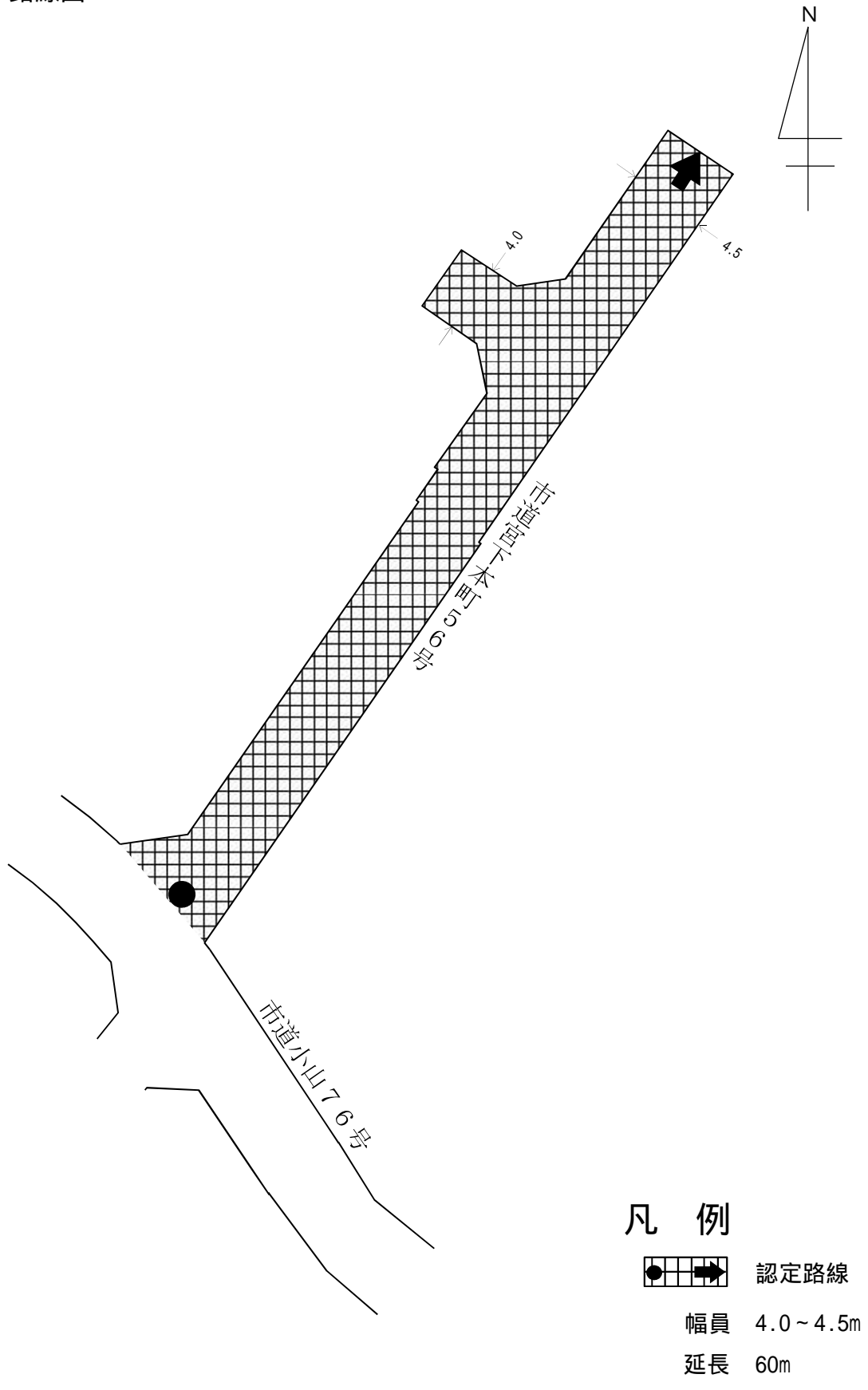
## 1 案内図



## 2 道路の概要

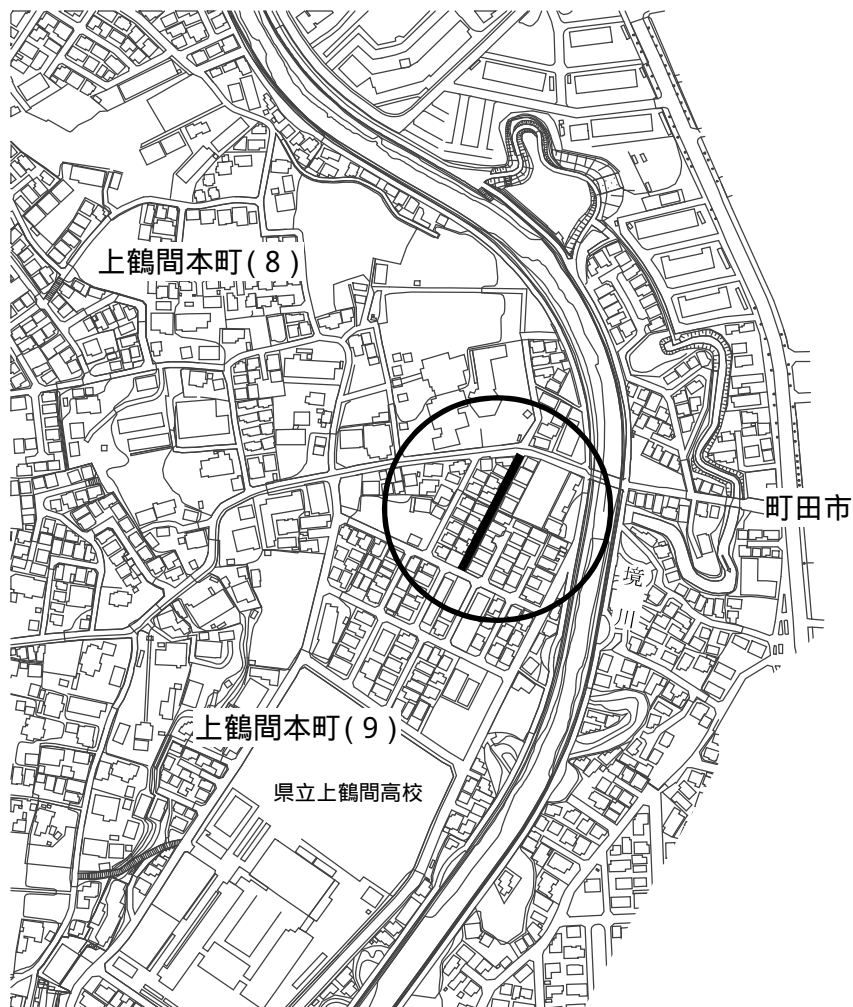
路線名	宮下本町56号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区宮下本町2丁目2276番1 外1筆
受納面積	224.51m <sup>2</sup>
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

### 3 路線図



# 別 図 2 0

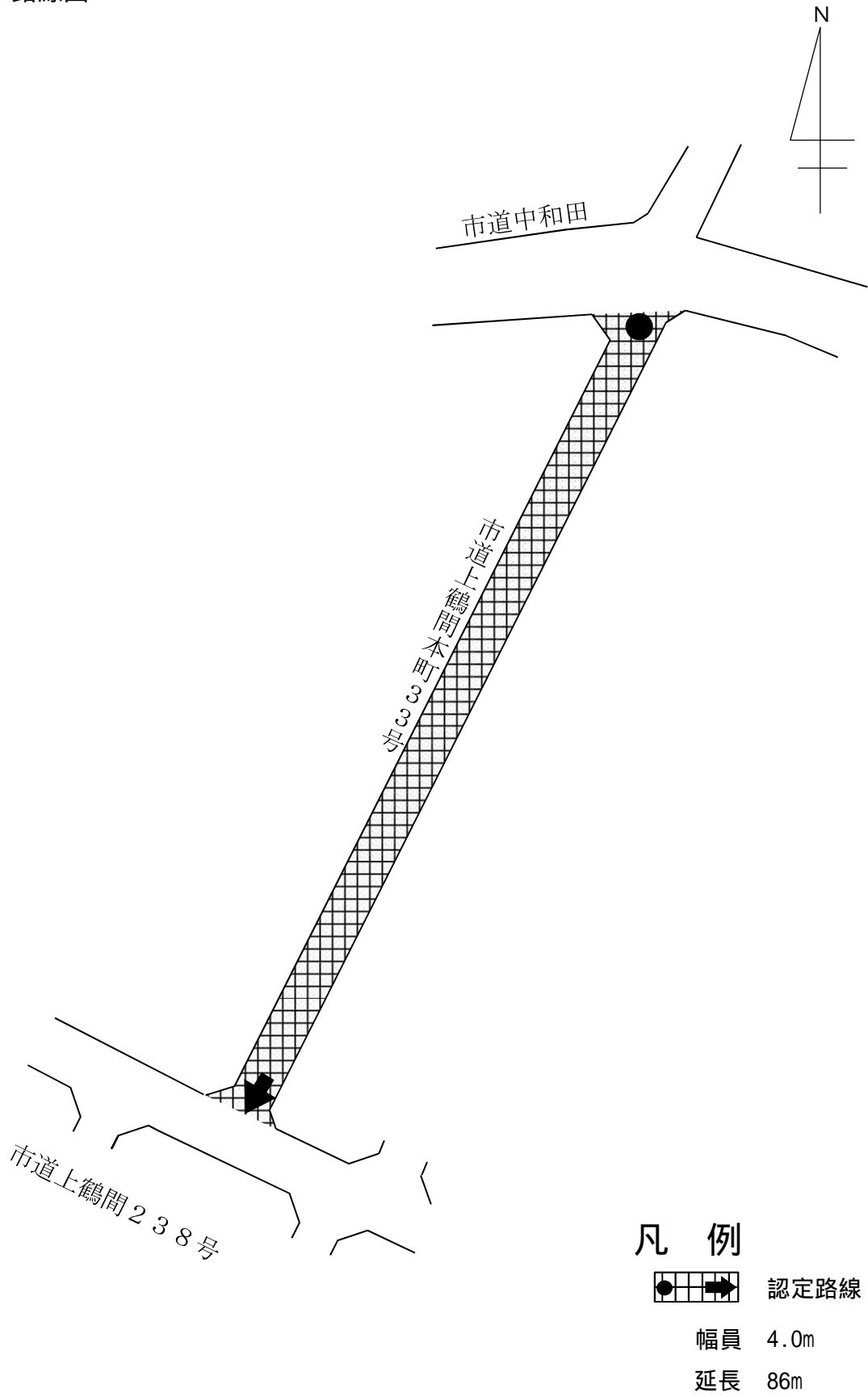
## 1 案内図



## 2 道路の概要

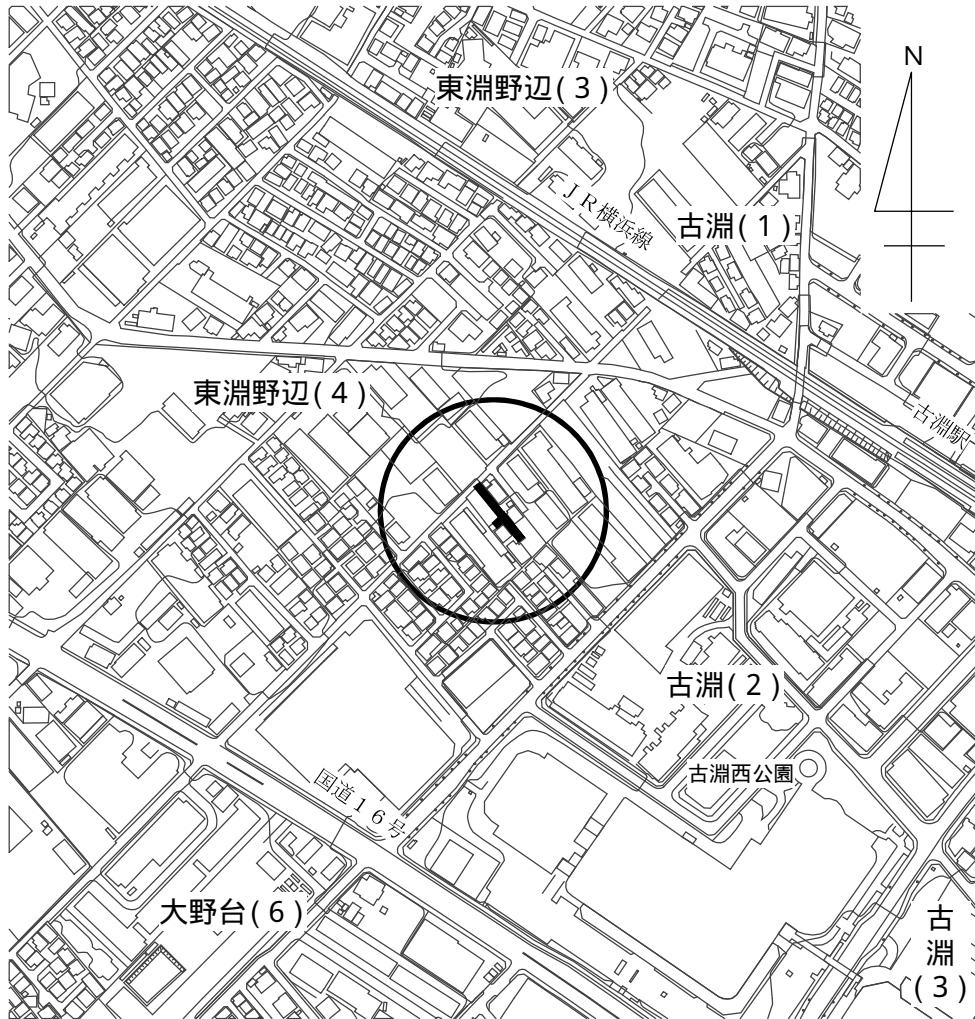
路線名	上鶴間本町33号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区上鶴間本町9丁目13番1
受納面積	343.87m <sup>2</sup>
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

### 3 路線図



# 別 図 2 1

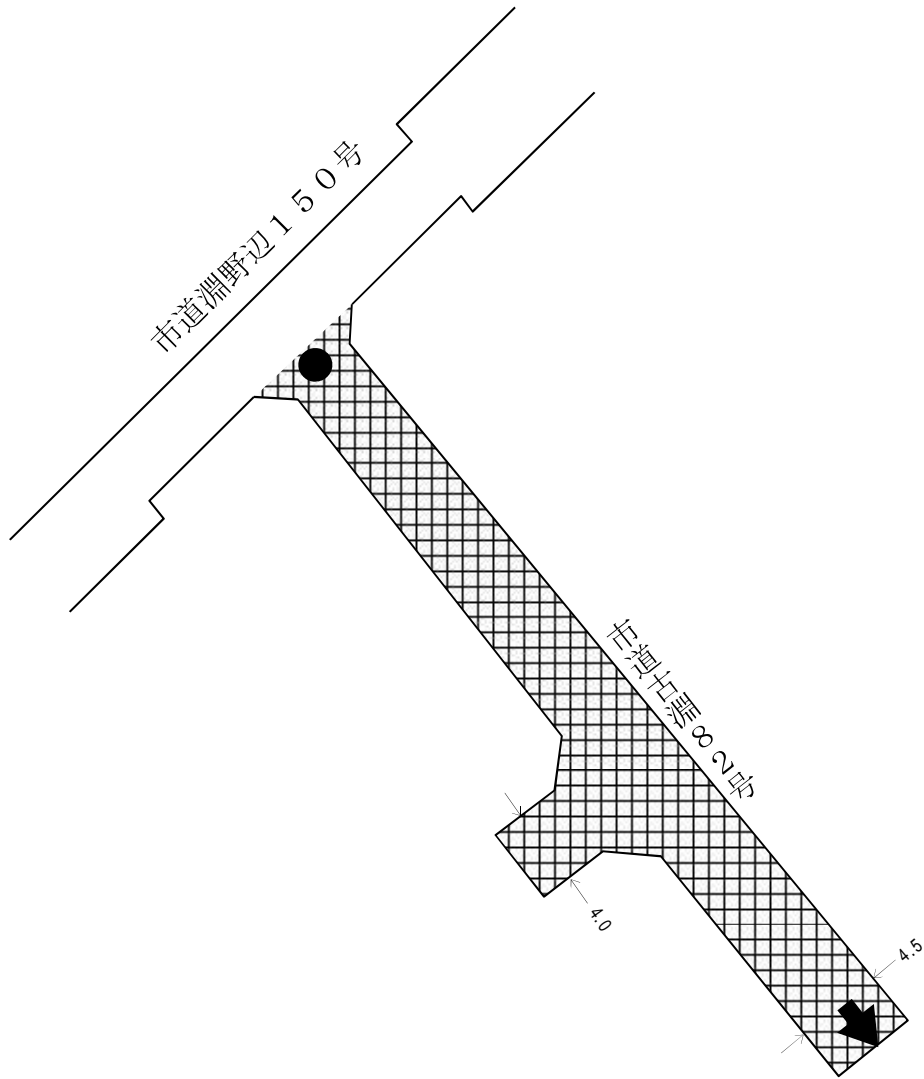
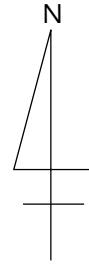
## 1 案内図



## 2 道路の概要

路線名	古淵82号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区古淵2丁目2209番363 外3筆
受納面積	230.02m <sup>2</sup>
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

### 3 路線図



### 凡例



認定路線

幅員 4.0~4.5m

延長 52m